

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

積立利率変動型終身保険

無配当

積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型)

無配当

▶ ご契約のしおり・約款

▶ 注意喚起情報

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた
「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。

はじめに

この冊子にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。

ぜひご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保管され、ご利用ください。

もし、わかりにくい点がございましたら、代理店・社員、当社の課支社または本社までお問い合わせください。

内容は、次の三つの部分に分かれています。

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識等、ご契約にあたり知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載しています。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、
 **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ

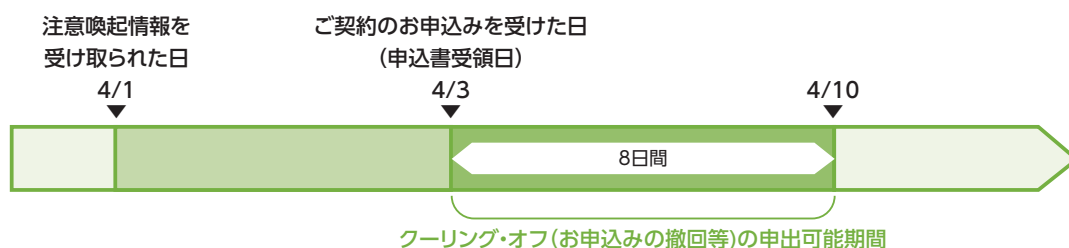
お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

➡ 詳細は、 **「ご契約のしおり」** クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^注を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

【例】



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。この場合、書面には次の事項をご記入ください。
 - 申込者等の氏名（自署）
 - 住所、電話番号
 - 申込番号
 - お申込みの撤回等をする旨
- 次の場合、お申込みの**撤回等はありません**。
 - 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
 - 債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
 - 法人をご契約者とする保険契約であるとき

健康状態等の告知

2

健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。
※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。
- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員 ● 代理店 ● 生命保険面接士 ● 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 保険金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 保険金等をお支払いする事由が発生していても、保険金等をお支払いできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、保険金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により保険金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を解除することがあります。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお戻しできません。

※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

3

保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 保障の開始（責任開始期）について

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

保険料のお払込み等

保険料は、期間内にお払込みください。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付（お立替え）ができない場合、ご契約は失効します。

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で三井住友海上あいおい生命が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる自動振替貸付（お立替え）のお取扱いがあります。

この場合、自動振替貸付金（お立替金）について三井住友海上あいおい生命所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

※利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。
 - 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
- ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5

保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合があります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等をお支払いできない場合について

- お支払事由に該当しない場合
 - 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
 - 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等
- 保険金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
 - 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
 - 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、保険金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6

解約と解約返戻金

解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7

保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、保険金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、
新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となる場合があります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 新たな保険契約へのお申込みについて

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。
告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。

※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。

- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金等のお支払いができないことがあります。
また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

保険金等のご請求

9

保険金等のご請求の際はすみやかに
三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、
 「ご契約のしおり・約款」・「三井住友海上あいおい生命ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>)
に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に保険金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、保険金等をお支払いします。
ただし、この書面の「保険金等をお支払いできない場合」に記載している約款の定めにより保険金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

10

保険金等の代理請求

代理人が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、保険金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と保険金等の受取人が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
 - 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- ※代理請求できる保険金等の範囲については、 「ご契約のしおり」 でご確認ください。

11

お問い合わせ先

保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス **<http://www.seiho.or.jp/>**

個人情報の取扱い

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入^注にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
- 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下、「委託先」といいます。）に委託しております。

3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、所定の個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を同協会に登録し、利用することがあります。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ**（<http://www.msa-life.co.jp>）をご覧ください。

注 情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

ご契約のしおり



はじめにお読みください

主契約について

特約について

保険金等のお支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



(※)：注意喚起情報の参照項目

ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ

・ 個人情報の取扱いについて	10
・ 保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	11
・ 「支払査定時照会制度」について	12
・ 取引時確認(本人確認)について	13
・ ご契約のお申込みについて	13
・ 保険料のお払込みに際して	13
・ クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について(※)	14
・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	15
・ 生命保険募集人について	15
・ 当社の組織形態について	15
・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合(※)	15
・ 「生命保険契約者保護機構」について(※)	16
・ 新たな保険契約へのお申込みについて(※)	18
・ 苦情・相談窓口とその電話番号(※)	18

はじめに

主契約について

●積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	20
●保険料の払込免除について	24

特約について

●死亡保障関係の特約について	26
●災害・疾病関係の特約について	30
●介護保障関係の特約について	34
●保険料払込免除特約について	37
●区分料率適用特約、区分料率適用特約(特約用)について	39
●リビング・ニーズ特約について	42

保険金等のお支払いについて

●保険金等のお受取り等の手続きについて(※)	46
●保険金・給付金等をもれなくご請求ください	52
●保険金等のお支払いの際の未払込保険料について	54
●保険金等をお支払いできない場合について(※)	56
●保険金等をお支払いできない場合の具体例	60
●こんなときQ&A①	64

保険金



ご契約のしおり



ご契約に際して

●健康状態・ご職業等の告知義務について (※)	68
●保障の開始 (責任開始期) について (※)	71
●保険料の払込方法について	72
●保険料のお払込みに関する制度について	74
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について (※)	75
●ご契約の復活について (※)	77
●契約者配当金について	78



ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	80
●貸付制度のご利用について	83
●ご契約の見直しについて	84
●ご契約者・死亡保険金受取人の変更について	88
●解約と解約返戻金について (※)	89
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	90
●被保険者によるご契約者への解除請求について	91
●管轄裁判所について	91
●税法上のお取扱いについて	92
●こんなときは、ただちにご連絡ください	95
●こんなときQ&A②	96



約 款

主契約

●積立利率変動型終身保険普通保険約款	1
●積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型) 普通保険約款	23

特約

●定期保険特約	45	●リビング・ニーズ特約	231
●無解約返戻金型収入保障特約	57	●年金支払特約	241
●災害割増特約	69	●区分料率適用特約	247
●新傷害特約	85	●区分料率適用特約 (特約用)	251
●新災害入院特約	105	●特別条件特約	255
●新疾病入院特約	121	●保険料口座振替特約	261
●新成人病入院特約	143	●クレジットカード扱特約	265
●新女性疾病入院特約	159	●団体扱特約	267
●終身介護保障特約 (無解約返戻金型)	179	●準団体扱特約	271
●自動更新特約	193	●介護年金支払移行特約	275
●保険料払込免除特約	197	●年金支払移行特約	281
●代理請求特約	225		

	こんなとき	このページをご覧ください	ご契約のしおり
はじめに	保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	6～8
	申込みを撤回したい	クーリング・オフ (お申込みの撤回等)について	14
主契約	保険商品の特徴と しくみを知りたい	・主契約について ・特約について	20～24 26～44
特約	保険料の 払込免除について知りたい	・保険料の払込免除について ・保険料払込免除特約について	24 37～38
保険金	保険金や年金を請求したい	保険金等のお受取り等の 手続きについて	46～51
	保険金等が支払われない 場合について知りたい	保険金等をお支払いできない 場合について・具体例	56～63
	保険金・給付金等の 請求書類について知りたい	こんなときQ&A①	64～65
ご契約	告知義務について知りたい	健康状態・ご職業等の 告知義務について	68～70
	いつから保障が開始するか知りたい	保障の開始(責任開始期)について	71
	保険料の払込方法を変えたい	保険料の払込方法について	72
	保険料をまとめて払い込みたい	保険料のお払込みに関する 制度について	74
	保険料の払込みができなかった	保険料のお払込み・払込猶予期間と ご契約の無効・失効について	75～76
	効力を失った保険を元に戻したい	ご契約の復活について	77



こんなとき	このページをご覧ください	ご契約の しおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	80～82
急にお金が必要になった	貸付制度のご利用について	83
保障を見直したい	ご契約の見直しについて	84
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	89
生命保険にかかわる税金について知りたい	税法上のお取扱いについて	92～94
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	96
結婚したとき(改姓)	こんなときQ&A②	96
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	96

主な保険用語のご説明

か	かい やく へん れい きん 解約返戻金	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
き	きゅう ふ きん 給付金	入院されたときや手術されたとき、お亡くなりになられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
け	けい やく おう とう び 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	けい やく しゃ ほ けん けい やく しゃ 契約者 (保険契約者)	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	けい やく ねん れい 契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	けい やく び 契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の場合、契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。
こ	こく ち ぎ む こく ち ぎ む い はん 告知義務と 告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	しつ こう 失効	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	し てい だい り せいぎゅうにん 指定代理請求人	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	し はらい じ ゆう 支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。
	しゅ けい やく とく やく 主契約と 特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させる目的や、保険料払込方法等の主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	しん ざ 診査	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また団体の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。

せ	せき にん かい し き 責任開始期 (日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	せき にん じゅん び きん 責任準備金 (積立金)	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
そ	ぞう か ほ けん きん がく 増加保険金額	ご契約の際に定められた保険金額(基本保険金額)とは別に、前月末日の積立金をもとにして、毎月1日に計算される保険金額のことをいいます。
つ	つみ たて り りつ 積立利率	積立金に付利する利率のことをいいます。 積立利率は毎月1日(毎月の契約応当日)に更改され、更改された利率を1か月間、積立金に付利して、積立金を増加させます。
て	てい かい やく へん れい きん 低解約返戻金 割合	低解約返戻金型でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいいます。
と	とく やく じょう こう 特約条項	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	はらい こみ き げつ 払込期月	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	ひ ほ けん しゃ 被保険者	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	ふ つう ほ けん やっ かん 普通保険約款	主契約の約款のことをいいます。
	ふつ かつ 復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	ほ けん き かん まん り ょう び 保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	ほ けん きん 保険金	被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	ほ けん きん うけ とり にん 保険金受取人	保険金を受け取る人のことをいいます。
	ほ けん しょう けん 保険証券	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

主な保険用語のご説明

	ほ けん ねん ど 保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	ほ けん りょう 保険料	ご契約者からお払込みいただくお金をいいます。
	ほ けん りょう はらい こみ き かん まん りょう び 保険料払込期間満了日	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	やつ かん 約 款	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

はじめにお読みください



●お願いとお知らせ

- ・ 個人情報の取扱いについて…………… 10
- ・ 保険契約等に関する情報の共同利用について …… 10
- ・ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について…………… 11
- ・ 「支払査定時照会制度」について …… 12
- ・ 取引時確認(本人確認)について…………… 13
- ・ ご契約のお申込みについて…………… 13
- ・ 保険料のお払込みに際して…………… 13
- ・ クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について…………… 14
- ・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について…………… 15
- ・ 生命保険募集人について…………… 15
- ・ 当社の組織形態について…………… 15
- ・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について…………… 15
- ・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 15
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について…………… 16
- ・ 新たな保険契約へのお申込みについて…………… 18
- ・ 苦情・相談窓口とその電話番号…………… 18



お願いとお知らせ

はじめに

個人情報の取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・ その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

- 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、面接士、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下、「委託先」といいます。)に委託しております。

- 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

- 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

- 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。



「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- ・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時
- ・現金等による200万円を超える取引時
- ・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

ご契約のお申込みについて

「申込書・告知書は、ご自身で正確に記入してください」(※)

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。
記入内容を十分お確かめのうえ、自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)をお願いします。
告知の詳細については、(68)ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
※情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

保険料のお払込みに際して

「領収証は必ずお受取りください」

- 保険料を社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。
- 領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。



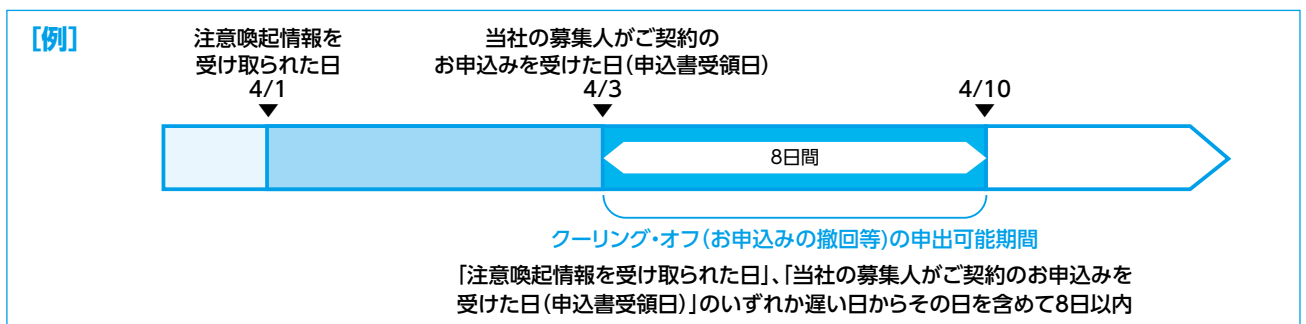
お願いとお知らせ

クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます」

- お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報(※)」を受け取られた日、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回等を行うことができます。

※注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。この場合、書面には、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

書面記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

申込者等氏名：〇〇 〇〇(自署)
住 所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
申込番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、代理店・社員、当社の課支社または本社までご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださるようお願いいたします。

次ページにもつづきます

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

・ご契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、(67)ページ「ご契約に際して」、(79)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。(巻末をご参照ください。)

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。



「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間にける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

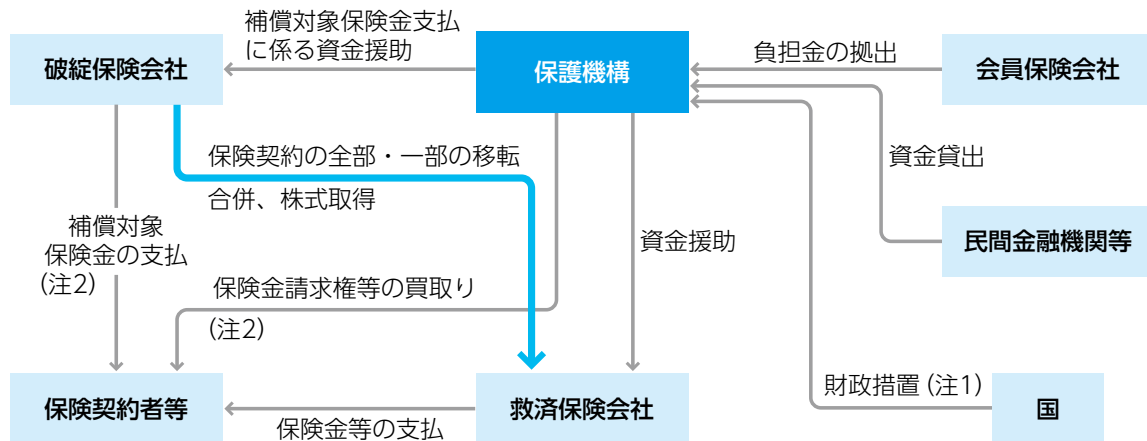
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

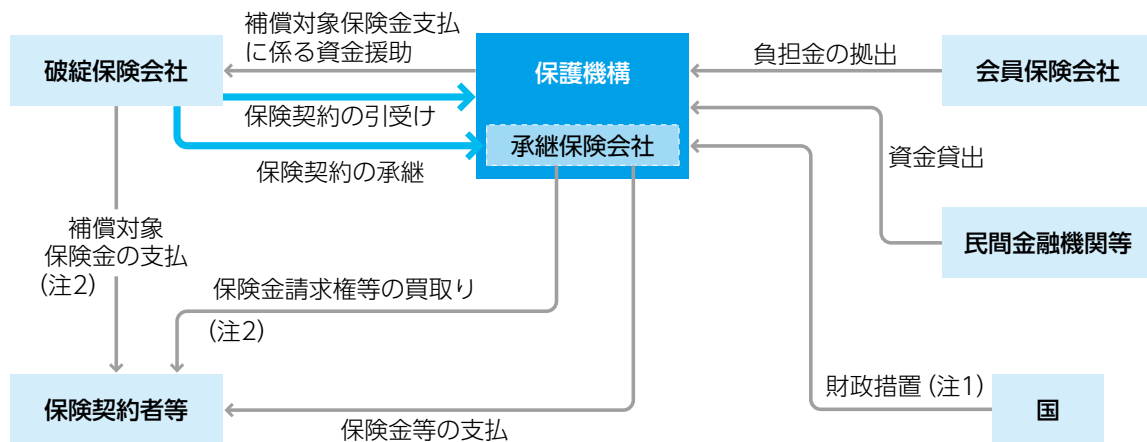
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

1. 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
2. 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



お願いとお知らせ

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。告知の詳細については、(68) ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
 - ・「現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は「新たな保険契約の責任開始日」が起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386
月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

主契約について

特徴としくみ・給付について



- 積立利率変動型終身保険、
積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型) 20
- 保険料の払込免除について 24

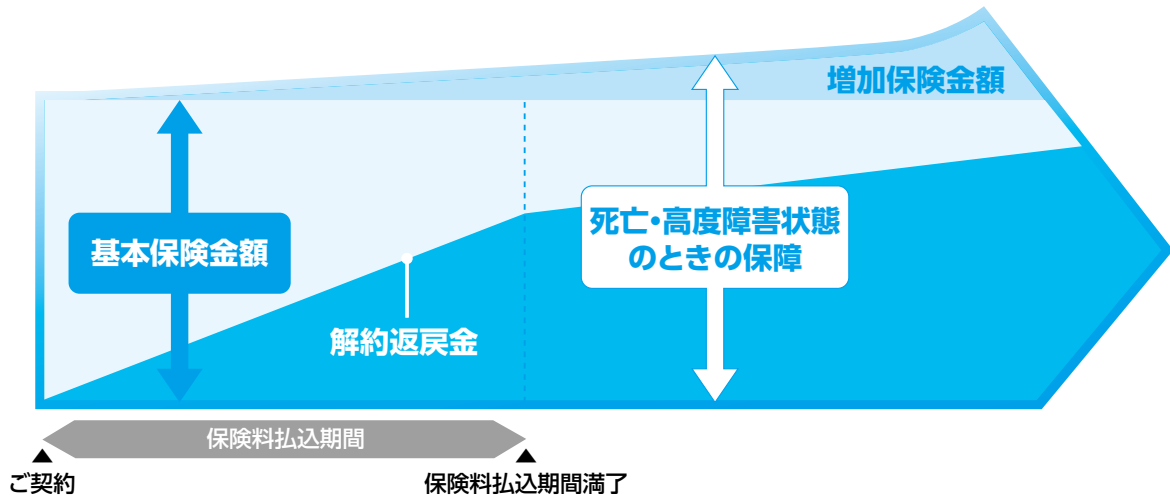


積立利率変動型終身保険、積立利率

特徴としくみ①

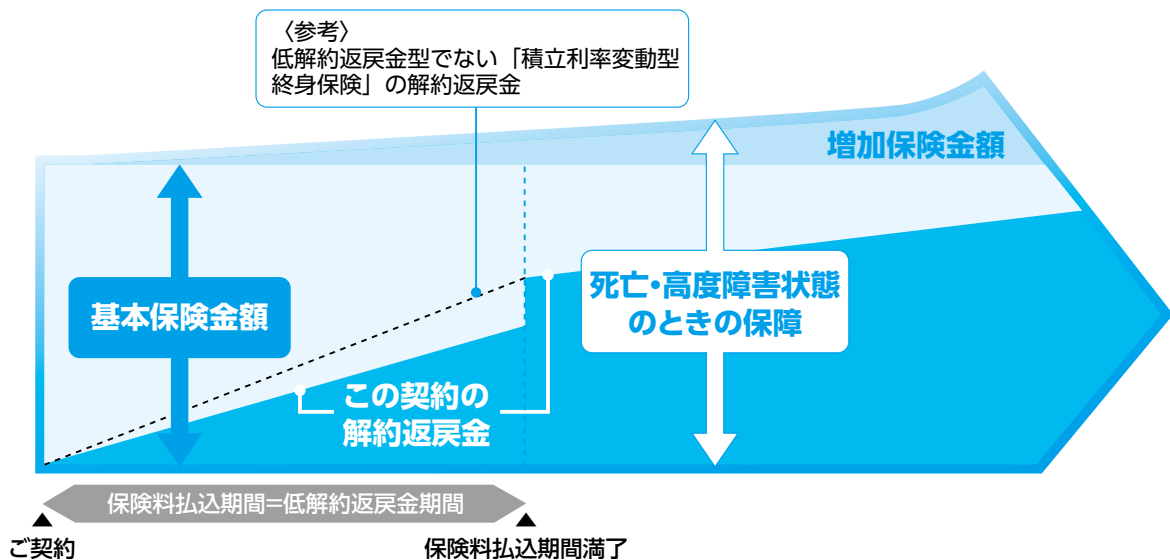
一生涯の保障に、金利変動への対応力をプラスした終身保険

積立利率変動型終身保険



積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）

低解約返戻金期間：保険料払込期間と同一、低解約返戻金割合：70%



変動型終身保険（低解約返戻金型）

次ページにもつづきます

主契約について

積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）／特徴としくみ①

積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）共通の特徴

- 特徴1** 一生涯にわたり、死亡・約款所定の高度障害状態に備えることができます。
- 特徴2** 市場金利の動向によっては、保険金額の増加が期待できます。（増加保険金額の発生）
- 特徴3** 保険料払込期間満了後は、当社所定の条件を満たす場合、年金支払や介護年金支払に移行することもできます。
- 特徴4** 無配当保険ですので契約者配当金はありません。
- 特徴5** 基本保険金額が当社所定の金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。
なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。
- 特徴6** ご希望に応じて、病気やケガによる入院や手術の際の保障、介護の保障等に対応した各種特約を付加することができます。

積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）固有の特徴

- 特徴1** 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低解約返戻金型でない「積立利率変動型終身保険」の70％に相当する額に抑えており、その分保険料が割安です。
なお、増加保険金額部分の解約返戻金には、低解約返戻金割合（70％）の適用はありません。



特徴としくみ②

■積立金と積立利率

- 「積立金」とは、将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てた部分のことをいいます。
- 積立金は、「積立利率」を付けて積み立てます。この積立利率は毎月1日（毎月の契約応当日）に更改され、更改された利率を1か月間、積立金に付利して積立金を増加させます。
- 積立利率は次のとおり設定します。
 - ・契約月（契約日の属する月）の積立利率
契約月の前月に発行された10年国債の応募者利回りから、この保険の資産を運営するための費用として0.2%を差し引いた利率
 - ・契約月以後到来する毎月の積立利率
契約月の前月からその該当月の前月までに発行された毎月の10年国債の応募者利回りの平均（最長で直近10年分の平均とします。）から、この保険の資産を運営するための費用として0.2%を差し引いた利率
- 積立利率の設定に際しては、予定利率（保険料計算の際に使用した利率をいいます。）が最低保証されます。
※現在の積立利率については、当社ホームページを参照ください。
- ご契約者に対して、ご契約時には保険証券にて契約月の積立利率をお知らせします。また、ご契約後は、過去12か月の積立利率を年1回お知らせします。

■増加保険金額

- 「増加保険金額」とは、ご契約の際に定められた保険金額（基本保険金額）とは別に、前月末日の積立金をもとにして、毎月1日に計算される保険金額のことをいいます。
- 積立利率が常に予定利率と同じ利率で推移した場合、増加保険金額は発生しません。
- 増加保険金額は積立金の増加に応じて、その保険金額と発生時期が変動しますが、前月に計算された増加保険金額を下回ることはありません。
- 死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加保険金額がある場合には、基本保険金額に増加保険金額を加えた額をお支払いします。
- ご契約者に対して、年単位の契約応当日における増加保険金額を年1回お知らせします。

■解約返戻金

- この保険の解約返戻金は、積立金の推移に応じて毎日変動します。ただし、同じ月の中で解約返戻金が減少することはありません。
- この保険では、毎月1日に、死亡・高度障害保障のために必要となる額を積立金から差し引きますので、解約返戻金の額もそれにより影響を受けます。したがって、当月の解約返戻金が、その前月末日の解約返戻金よりも少なくなることがあります。

給付について

保険金について

名 称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額	お受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額 ＋ 増加保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の高度障害状態 になられたとき		被保険者

- 注**
1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からご契約は消滅するものとします。
 3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
 4. ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害保険金のお受取人となります。



保険料の払込免除について

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、「1眼の視力をまったく永久に失う」等の**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

注

1. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
2. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表3「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含まれます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

保険料の払込免除事由が発生した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。
必要書類については、普通保険約款の**別表1「請求書類」**をご覧ください。

注

1. 主契約に付加される特約（定期保険特約・無解約返戻金型収入保障特約・災害割増特約・新傷害特約・新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約・終身介護保障特約（無解約返戻金型））についても上記の保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料のお払込みを免除します。
2. この保険料の払込免除とは別に、保険料の払込免除事由を定めた保険料払込免除特約があります。
3. 保険料払込免除特約を付加されたご契約については、(37)ページ「保険料払込免除特約について」をあわせてご覧ください。

特約について



●死亡保障関係の特約について.....	26
●災害・疾病関係の特約について	30
●介護保障関係の特約について.....	34
●保険料払込免除特約について.....	37
●区分料率適用特約、区分料率適用特約(特約用)について	39
●リビング・ニーズ特約について	42



死亡保障関係の特約について

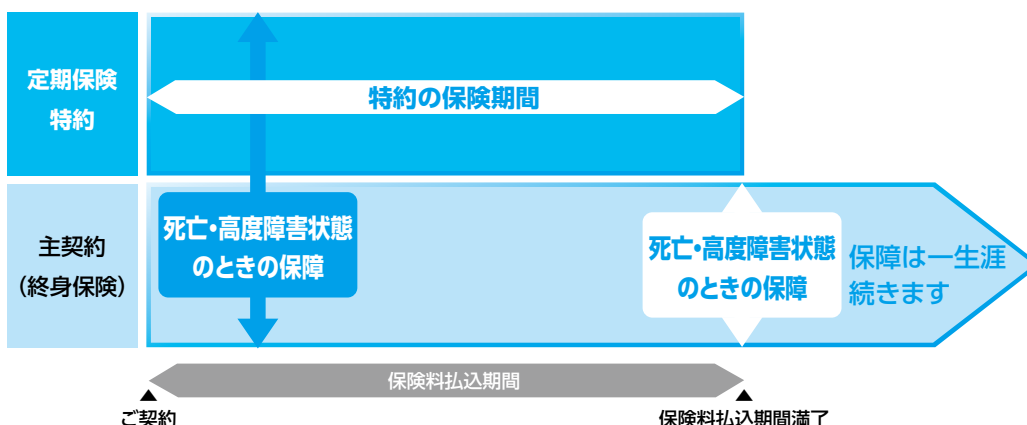
定期保険特約

特徴としくみ

1

一生涯の保障に加え、
一定期間保障を大型化することができます。

特に責任の重い期間を重点的に保障するための特約です。

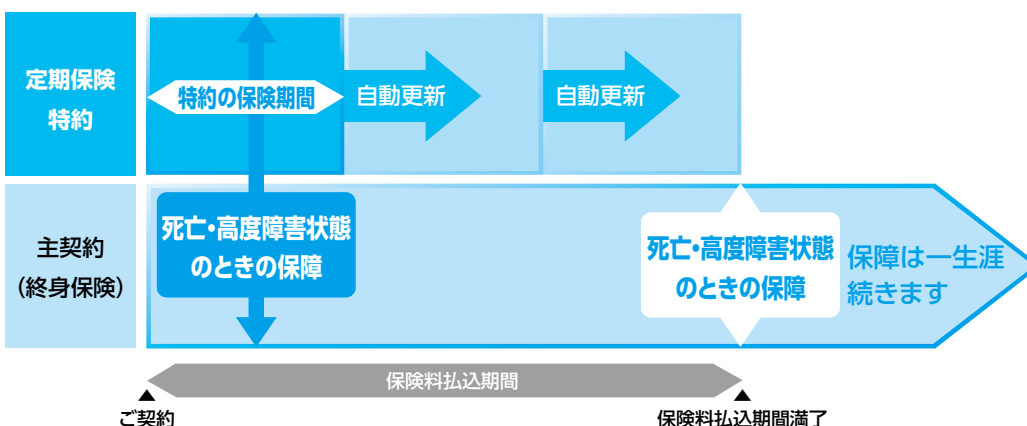


2

定期保険特約の保険期間を
主契約の保険料払込期間より短く設定した場合、
当社所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらず
定期保険特約を更新することができます。

この特約の更新が可能なお契約につきましては、事前に当社よりご案内します。

注 更新後の特約の保険料は更新時の被保険者の年齢に基づいて計算しますので、同じ保険金額で更新する場合は通常更新前の特約の保険料と比べて高くなります。



自動更新について

- 定期保険特約は、ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、次の範囲内で更新されます。
 - ・主契約の保険料払込期間が保険期間と同じ場合：お申込内容に応じて当社の定める期日まで
 - ・主契約の保険料払込期間が保険期間より短い場合：主契約の保険料払込期間満了日まで
- 更新される定期保険特約の保険期間・保険料払込期間・保険金額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日が上記の更新限度をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新される特約については更新日における約款を適用します。
- 更新される特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の特約の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 区分料率適用特約については、原則として更新されません。くわしくは、(41)ページ「区分料率適用特約を定期保険特約に付加した場合の更新について」をご覧ください。
- 特別条件特約が付加されている場合（保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のとき、または特別保険料領収方法が適用されている場合等）、自動更新をお取り扱いしません。

給付について

保険金について

名 称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額	お受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の高度障害状態 になられたとき		被保険者

- 注**
1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からご契約は消滅するものとします。
 3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
 4. ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害保険金のお受取人となります。

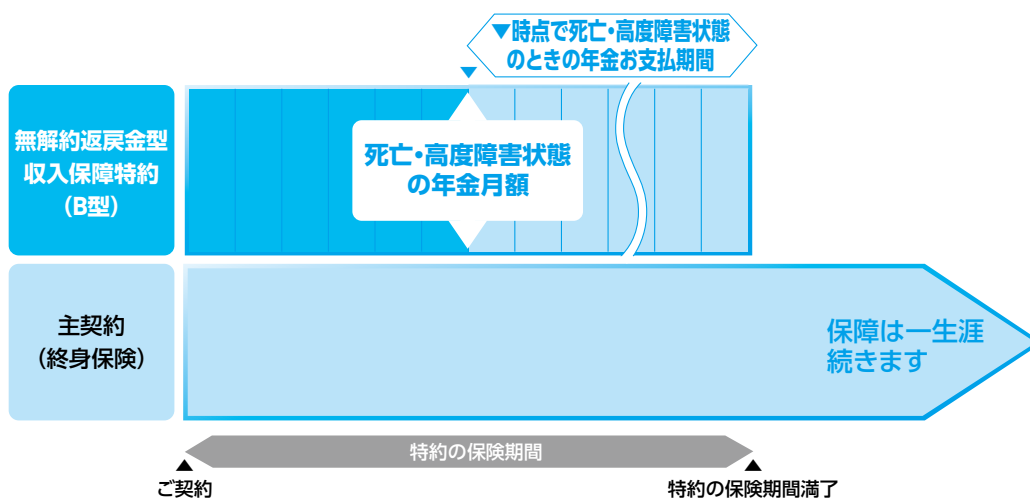


無解約返戻金型収入保障特約

特徴としくみ

1

一生涯の保障に加え、死亡・高度障害状態のときに、無解約返戻金型収入保障特約の保険期間満了時まで収入保障年金・高度障害年金を毎月お支払いします。



2

「最低支払保証期間」分の年金のお支払いが保証されます。

死亡・高度障害状態となられたときから保険期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たない場合、保険期間満了日をこえて、年金をお支払いします。

「最低支払保証期間」は、5年(60回)と2年(24回)から選択できます。「最低支払保証期間」は、保険期間の途中で変更することはできません。

3

特約の型を選べます。

A型…無事故給付金あり

※無事故給付金は被保険者が保険期間満了時に生存されているときにお支払いします。
(高度障害年金が支払われた場合を除きます。)

※無事故給付金は基本年金月額と同額(1か月分)です

B型…無事故給付金なし

4

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

給付について

年金について

名 称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額	お受取人
収入保障年金	被保険者が死亡されたとき	●死亡・高度障害状態になられた日を第1回年金支払日として年金月額をお支払いします。	主契約の死亡保険金受取人
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の高度障害状態 になられたとき	●以後保険期間満了時まで、死亡・高度障害状態になられた日の月単位の応当日に年金月額をお支払いします。 ●年金額は基本年金月額と同額です。 ※収入保障年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。	主契約の高度障害保険金受取人
無事故給付金 (A型のみ)	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき(高度障害年金が支払われた場合を除きます。)	基本年金月額と同額(1か月分)	ご契約者

- 注** 1. 年金等をお支払いできない場合については(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
3. ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害年金のお受取人となります。

【お支払例】

40歳の方が保険期間20年でご契約された場合

- ・ご契約から5年1か月目に死亡されたとき…15年間、毎月、年金をお支払いします。
年金回数180回(12か月×15年間)
- ・ご契約から19年1か月目に死亡されたとき…2年間、毎月、年金をお支払いします。
(最低支払保証期間2年の場合) 年金回数24回(2年間最低保証)

※上記の場合、保険期間満了日までの期間が2年に満たないときでも、保険期間満了日をこえて2年間(24回)の年金をお支払いします。



災害・疾病関係の特約について

「災害・疾病関係特約」とは、

災害割増特約・新傷害特約・新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約をいいます。

- 保険期間は、主契約の被保険者が80歳となられた後に到来する最初の契約応当日の前日までまたは終身となります。また、災害割増特約、新傷害特約の保険期間は主契約の被保険者が80歳となられた後に到来する最初の契約応当日の前日までとなります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。
- お支払いの対象となる入院・手術は、治療を目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外にある医療施設において約款所定の入院・手術をした場合に限りです。

注 ご契約によっては、これらの特約を付加できない場合があります。

死亡・障害状態を対象とする特約

- 責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に次のお支払事由に該当されたときに、保険金・給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする保険金・給付金	お支払限度
災害割増特約	死亡されたとき	災害死亡保険金	—
	約款所定の高度障害状態に なられたとき	災害高度障害保険金	—
新傷害特約	死亡されたとき	災害保険金	—
	約款所定の障害状態に なられたとき	障害給付金 [災害保険金額の1割～10割]	通算10割

注

1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
4. **約款所定の障害状態**→新傷害特約条項別表2「給付割合表」および備考をご覧ください。
5. 災害死亡保険金、災害高度障害保険金および災害保険金は責任開始期以後に発病した約款所定の特定感染症を原因とする場合もお支払いします。
約款所定の特定感染症→災害割増特約条項別表2、新傷害特約条項別表4「対象となる特定感染症」をご覧ください。
6. 災害死亡保険金および災害保険金については、お受取人は主契約の死亡保険金受取人となります。災害高度障害保険金および障害給付金については、お受取人は主契約の被保険者となります。ただし、ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、ご契約者(法人)が各保険金・給付金のお受取人となります。



災害・疾病関係の特約について

入院・手術を対象とする特約

※新成人病入院特約、新女性疾病入院特約は新疾病入院特約が付加されている場合に付加できます。

●責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因として、お支払対象となる入院または手術をされたときに給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金
新災害入院特約	責任開始期以後に発生した 不慮の事故 によるケガにより、180日以内に継続して2日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4.8.11	災害入院給付金 災害入院給付日額×入院日数
新疾病入院特約	責任開始期以後に発生した病気により、継続して2日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.3.4.9.10.11	疾病入院給付金 疾病入院給付日額×入院日数
	責任開始期以後に発生した病気やケガにより 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき 注 1.3.7.11	手術給付金 疾病入院給付日額×給付倍率 (手術の種類により、40倍、20倍または10倍)
新成人病入院特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の成人病 により、継続して2日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.3.4.5.9.11	成人病入院給付金 成人病入院給付日額×入院日数
	責任開始期以後に発病した 約款所定の成人病 により、 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき 注 1.3.5.7.11	成人病手術給付金 成人病入院給付日額×給付倍率 (手術の種類により、40倍、20倍または10倍)
新女性疾病入院特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の特定疾病 により、継続して2日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.3.4.6.9.11	女性疾病入院給付金 女性疾病入院給付日額×入院日数
	責任開始期以後に発病した 約款所定の特定疾病 により、 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき 注 1.3.6.7.11	女性疾病手術給付金 女性疾病入院給付日額×給付倍率 (手術の種類により、40倍、20倍または10倍)

■入院給付金の支払限度日数

新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約には次の「支払限度の型」があります。

支払限度の型	支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
180日型	180日	
730日型	730日	
1,095日型	1,095日	

ご契約の途中で「支払限度の型」を変更することはできません。

●無解約返戻金特約が付加された場合、新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 注**
1. 保険金・給付金等をお支払いできない場合については、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
 3. **病院または診療所**→各特約条項の別表「病院または診療所」をご覧ください。
 4. **入院**→各特約条項の別表「入院」および備考をご覧ください。
 5. **約款所定の成人病**→新成人病入院特約条項別表2「対象となる成人病」をご覧ください。
 6. **約款所定の特定疾病**→新女性疾病入院特約条項別表2「対象となる特定疾病」をご覧ください。
 7. **約款所定の手術**→新疾病入院特約条項、新成人病入院特約条項、新女性疾病入院特約条項の各別表「対象となる手術および手術給付割合表」および備考をご覧ください。
なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高い手術のうちいずれか1種類についてのみ給付金をお支払いします。
 8. 同一の不慮の事故を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
 9. 「同一の病気」「約款所定の同一の成人病」「約款所定の同一の特定疾病」を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、「疾病入院給付金」「成人病入院給付金」「女性疾病入院給付金」の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
 10. 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、重複してお支払いしません。
 11. 各給付金のお受取人は主契約の被保険者となります。ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人の場合には、ご契約者(法人)が各給付金のお受取人となります。

被保険者の型について

●新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約の「被保険者の型」は、本人(主契約の被保険者)のみを保障する「本人型」となります。

また、ご契約の途中で「被保険者の型」を変更することはできません。



介護保障関係の特約について

終身介護保障特約(無解約返戻金型)

※保険料払込免除特約を付加されているご契約には付加できません。

- 責任開始期以後に公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、または約款所定の要介護状態・高度障害状態になられたとき、介護障害年金等をお受け取りいただけます。
- 終身介護保障特約(無解約返戻金型)は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■介護障害年金のお支払回数

次の2つの「介護障害年金の種類」があります。

介護障害年金の種類	介護障害年金のお支払回数
終身年金	限度なし
5年確定年金	5回

- ご契約の途中で「介護障害年金の種類」を変更することはできません。

■介護障害一時金の金額

次の4つの「介護障害一時金の型」から選択することができます。

介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額
一時金なし型	なし
一時金1倍型	介護障害年金額
一時金2倍型	介護障害年金額の2倍
一時金4倍型	介護障害年金額の4倍

- ご契約の途中で「介護障害一時金の型」を変更することはできません。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする年金等	お受取人
終身介護保障特約 (無解約返戻金型)	責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかに該当されたとき ・ 公的介護保険制度 に定める 要介護2以上の状態 に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、 約款所定の要介護状態 となり、かつその要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ・ 約款所定の高度障害状態 になられたとき	介護障害年金 (第1回介護障害年金) 介護障害年金額	主契約の 高度障害 保険金の受取人
	①介護障害年金の種類が終身年金の場合 第1回介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日(以下「介護障害年金支払応当日」)において、次のいずれかに該当されたとき ・ 公的介護保険制度 に定める 要介護2以上の状態 に該当していると認定されているとき ・満65歳未満の被保険者について、 約款所定の要介護状態 が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ・ 約款所定の高度障害状態 になられているとき ②介護障害年金の種類が5年確定年金の場合 介護障害年金支払応当日が到来したとき	介護障害年金 (第2回以後の介護障害年金) 介護障害年金額 ・介護障害年金の種類が終身年金の場合、お支払回数に限度はありません ・介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、お支払回数は5回となります	
	第1回介護障害年金をお支払いするとき	介護障害一時金 介護障害一時金額 (お支払回数は保険期間を通じて1回となります)	



介護保障関係の特約について

注

1. 年金等をお支払いできない場合については、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **公的介護保険制度**→終身介護保障特約(無解約返戻金型)条項別表2「公的介護保険制度」をご覧ください。
3. **要介護2以上の状態**→終身介護保障特約(無解約返戻金型)条項別表3「要介護2以上の状態」をご覧ください。
4. **約款所定の要介護状態**→終身介護保障特約(無解約返戻金型)条項別表4「要介護状態」および備考をご覧ください。
5. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
6. 介護障害年金の種類が終身年金の場合、介護障害年金のお支払開始後、公的介護保険制度の要介護2以上の状態または約款所定の要介護状態から回復された場合には、以後の介護障害年金をお支払いすることはできません。なお、再度お支払事由に該当したときは、介護障害年金をお支払いします。
7. 被保険者が満65歳未満のときに、約款所定の要介護状態に該当し、第1回介護障害年金をお支払いした場合、その状態が継続しているときは、第2回以後の介護障害年金のお支払事由中、被保険者の年齢の条件を適用しません。
8. 第1回介護障害年金が支払われる場合には、以後この特約の保険料のお払込みは不要です。
9. 介護障害年金のお受け取りについては、毎年1回の年金で受け取る方法のほか次のいずれかの方法をお選びいただくことができます。
 - ・一括して受け取る方法(介護障害年金の種類が5年確定年金のみ)
将来お受け取りになる介護障害年金の現価相当額を、一時金としてお受け取りいただく方法です。
 - ・分割して受け取る方法
当社所定の条件を満たす場合、1年分の年金を当社所定の回数(年2、4、6、12回)に分けてお受け取りいただく方法です。

終身介護保障特約(無解約返戻金型)のお支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、次の年金等のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある年金等

終身介護保障特約(無解約返戻金型)条項の介護障害年金、介護障害一時金



保険料払込免除特約について

次ページにもつづきます

保険料払込免除特約

※終身介護保障特約(無解約返戻金型)を付加されているご契約には付加できません。

※ご契約年齢・保険料払込期間等、ご契約内容によっては付加できないことがあります。

●約款所定の特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、特定障害状態、要介護状態になられたとき、主契約および主契約に付加されている特約について、以後の保険料のお払込みを免除します。

特約の名称	払込免除事由 (次の場合には、以後の保険料のお払込みを免除します。)	
	特定疾病	
保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)	被保険者が責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ・上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等) ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の病気を原因として急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。 ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の病気を原因として脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、約款所定の特定障害状態になられたとき 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	

注

- この特約を付加した場合、主契約および主契約に付加されている特約の保険料払込期間および被保険者の性別・ご契約年齢に応じた保険料率を適用して、主契約および主契約に付加されている特約の保険料を計算します。なお、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて高くなります。
- 主契約に特別条件特約が付加されている場合等、ご契約内容によっては、保険料払込免除特約を付加できない場合があります。
- 悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中→保険料払込免除特約条項別表2「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義」をご覧ください。
- 悪性新生物(ガン)の診断確定とは、医師によって病理組織学的所見(生検)により、悪性新生物(ガン)に罹患したとの診断が確定することをいいます。(病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)
- 約款所定の特定障害状態→保険料払込免除特約条項別表3「対象となる特定障害状態」および備考をご覧ください。
- 約款所定の要介護状態→保険料払込免除特約条項別表4「要介護状態」および備考をご覧ください。なお、この特約における要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

特約について

保険料払込免除特約について
介護保障関係の特約について



保険料払込免除特約について

●保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

特約の名称		保険料のお払込みを免除できない場合	
保険料払込免除特約	特定疾病	悪性新生物 (ガン)	①責任開始期前に悪性新生物 (ガン) に罹患したと診断確定されていた場合 (被保険者が真の病名を知っていると知っていないとにかかわらず、責任開始期以後に新たに悪性新生物 (ガン) に罹患しても保険料のお払込みを免除しません。) ②責任開始日からその日を含めて90日以内に乳ガンに罹患したと診断確定された場合
		急性心筋梗塞	——
		脳卒中	——
	約款所定の特定障害状態		ご契約者または被保険者の故意によるとき
	約款所定の要介護状態		①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき

・戦争その他の変乱が原因で約款所定の特定障害状態または約款所定の要介護状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

このほか、

・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効しているとき

等の場合も、保険料のお払込みを免除できませんのでご注意ください。

注

1. 保険料払込免除特約の付加の有無にかかわらず、普通保険約款に定める保険料の払込免除事由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。
2. 保険料払込免除の請求手続きについては、(46)ページ「保険金等のお受取り等の手続きについて」をあわせてご覧ください。



区分料率適用特約、区分料率適用特約(特約用)について

次ページにもつづきます

被保険者の健康状態等が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を対象となる主契約・主特約に付加することで、その主契約・主特約の保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。

特約の名称	付加できる主契約・特約
区分料率適用特約	積立利率変動型終身保険 積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)
区分料率適用特約(特約用)	定期保険特約、無解約返戻金型収入保障特約

約款上の名称は「区分料率適用特約」「区分料率適用特約(特約用)」ですが、ご契約のしおり本文中では、それらを総称して「区分料率適用特約」という名称を使用しております。

※「区分料率適用特約」「区分料率適用特約(特約用)」の販売名称は「健康優良割引」です。

区分料率適用特約の内容について

●この特約を付加した主契約・主特約には、被保険者の喫煙歴等の状況、健康状態および自動車等の運転履歴により、次のいずれかの保険料率が適用されます。

料率区分	喫煙歴	健康状態	自動車等の運転履歴
SD非喫煙者優良体保険料率	○	○	○
非喫煙者優良体保険料率	○	○	×
SD非喫煙者標準体保険料率	○	×	○
非喫煙者標準体保険料率	○	×	×
SD喫煙者優良体保険料率	×	○	○
喫煙者優良体保険料率	×	○	×

注

1. 「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当しないからといって、その方の健康状態または身体状態が必ずしも優良ではないということではありません。
2. 「SD」とは、この特約における「優良運転者(セーフティ・ドライバー)」を示す当社の呼称であり、「優良運転者」の基準に該当しないからといって、その方の運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

特約について

区分料率適用特約、区分料率適用特約(特約用)について
保険料払込免除特約について



区分料率適用特約、区分料率適用特約（特約用）について

- この特約は被保険者の契約年齢および主契約・主特約の保険金額・基本年金月額が当社所定の条件を満たし、次の基準に該当する場合に付加することができます。

■基準

(1) 喫煙歴に関する基準

過去1年以内に喫煙をしていないこと

(2) 健康状態に関する基準

以下の2つの基準にすべてあてはまること

- ①血圧値が当社所定の範囲内であること
 - ②ボディ・マス・インデックス (BMI) の値が当社所定の範囲内であること
- なお、BMIとは次の計算式で算出される値をいいます。

$$\text{BMI} = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$$

(3) 自動車等の運転履歴に関する基準

以下の3つの基準のいずれかにあてはまること

- ①損害保険会社で現在加入している自動車保険（被保険者がその記名被保険者と同一人の場合に限り、ます。）の契約等級（ノンフリート等級）が12等級以上であること

注 全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連) の自動車共済、または全国労働者共済生活協同組合連合会 (全労済) 等の自動車共済にご加入の方は、その無事故割引等級が12等級以上であれば、本基準を満たすものとします。

- ②「ゴールド運転免許証」保有者（道路交通法に規定する「優良運転者」）であること
- ③運転免許を保有していないこと

注 被保険者が次のいずれかに該当する場合は、上記(3)の基準にはあてはまりません。

- ・免許の取消の行政処分を受け、告知時点においてその取消（欠格）期間中である場合（免許取消→道路交通法第103条）
- ・免許の効力の停止（仮停止を含む）の行政処分を受け、告知時点においてその停止期間中である場合（免許停止→道路交通法第103条、第103条の2）

したがって、運転免許を保有していない場合でもそれが免許取消によるもので、現在取消期間中であれば上記(3)の基準にはあてはまりません。同様に、自動車保険の契約等級が12等級以上またはゴールド運転免許証保有者であっても、現在免許停止期間中であれば上記(3)の基準にはあてはまりません。

区分料率適用特約付加時等の診査・告知・喫煙検査について

- この特約の付加、復活または復旧の際は、被保険者には、医師による診査および通常健康状態等の告知に加えて、過去1年間の喫煙歴および自動車等の運転履歴について告知していただきます。
- 喫煙歴の有無の判断は、告知に加えて当社所定の検査によって行います。検査の結果によっては、SD非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者優良体保険料率、SD非喫煙者標準体保険料率、非喫煙者標準体保険料率が適用できない場合があります。
- 告知していただいた内容について、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、当社は「告知義務違反」としてご契約またはこの特約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、この特約を解除した場合には、保険金額・基本年金月額を当社所定の方法によって削減します。

区分料率適用特約を定期保険特約に付加した場合の更新について

- この特約については「自動更新」のお取扱いをしません。
したがって、主契約に付加された定期保険特約を更新する場合、更新後はこの特約を付加しない通常の保険料率を適用します。
- 更新後の定期保険特約にこの特約の付加を希望される場合は改めて特約付加のお申込みおよび医師による診査等を受けていただき、この特約の付加基準を満たすときに付加することができます。この場合、適用される保険料率は被保険者の喫煙歴等の状況、健康状態および自動車等の運転履歴により改めて決定します。ただし、更新時点のご契約内容が当社所定の範囲外の場合は、この特約の付加をお取扱いしません。

区分料率適用特約の復活について

- 主契約が失効し、その復活が行われる場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとしてお取扱いします。
- 当社がこの特約の復活を承諾した場合、復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。

区分料率適用特約を付加した主契約・主特約の保険金額の復旧

- この特約を付加した主契約・主特約の復旧は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たす場合に限り、お取扱いします。
復旧前のご契約内容によっては、復旧のお取扱いができない場合があります。
- 復旧後の適用保険料率は、復旧前の適用保険料率と同一とします。



リビング・ニーズ特約について

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。

- 注**
1. 「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。
 2. ご契約者が法人の場合には、リビング・ニーズ特約を付加できません。

お支払金額について

- リビング・ニーズ保険金のお支払いにあたっては、被保険者（または指定代理請求人）が指定した特約基準保険金額（ご請求額）から、6か月分の利息および保険料相当額を差し引きます。さらに、主契約および特約に契約者貸付金や自動振替貸付金（お立替金）があるときは、その元利金を差し引きます。

- 注** リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。（お支払後この特約は消滅します。消滅後にさらにこの特約を中途付加することはできません。）

特約基準保険金額（ご請求額）について

- 被保険者（および指定代理請求人）は、リビング・ニーズ保険金の請求日における保険金額の範囲内で特約基準保険金額（ご請求額）を指定することができます。ただし、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

- 注** リビング・ニーズ特約を中途付加される場合は、取扱基準が異なることがありますのでご注意ください。

- 基準となる保険金額には、主契約の基本保険金額のほか、定期保険特約、無解約返戻金型収入保障特約が付加されている場合は、その特約の特約保険金額等を含めます。ただし、上記特約の保険期間満了の前1年間はその対象とはなりません。なお、無解約返戻金型収入保障特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月後における年金の現価相当額を、請求時に基準となる保険金額として取り扱います。

- 注** 災害割増特約、新傷害特約はリビング・ニーズ保険金のご請求対象とはなりません。

保険金のご請求とお支払いについて

- **リビング・ニーズ保険金の受取人は被保険者です。**
- 保険金のお支払事由が生じたときは、必要書類をご提出ください。
ご請求にあたっては、当社所定の診断書の提出が必要です。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。
また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行うことや当社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- リビング・ニーズ保険金が支払われる前に、主契約の保険金の支払請求を受け保険金が支払われるときは、リビング・ニーズ保険金はお支払いできません。
- 主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にご請求を受けてもリビング・ニーズ保険金はお支払いできません。

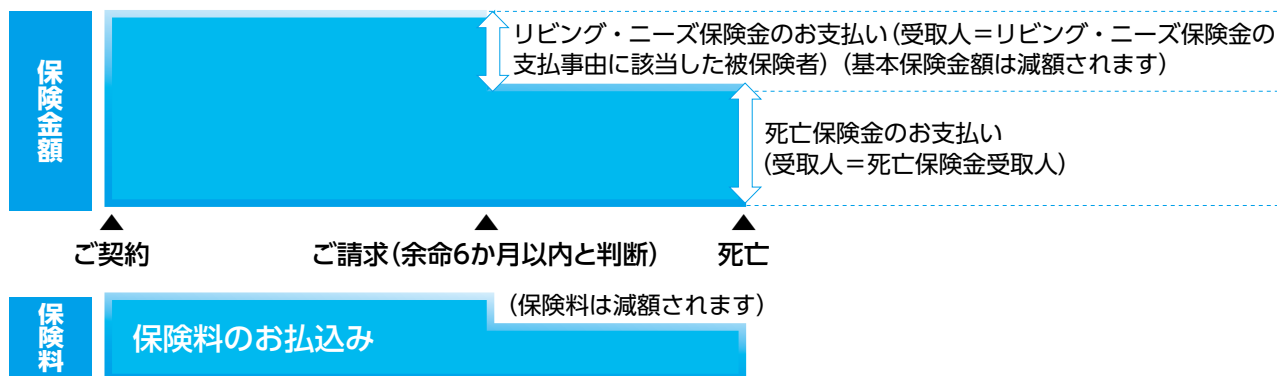


リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ保険金支払後のご契約について

- 保険金額の一部をお支払いした場合には、主契約は特約基準保険金額と同額の基本保険金額が減額されたものとなります。また、定期保険特約等が付加されている場合、主契約およびそれぞれの特約はその保険金額の割合に応じて減額されたものとなります。これらの場合、減額はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって行われたものとし、減額部分の解約返戻金はお支払いしません。
- 主契約に災害・疾病・介護関係特約(災害割増特約・新傷害特約・新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約・終身介護保障特約(無解約返戻金型))が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金のお支払いにより基本保険金額が減額されても、これらの特約は減額せずそのまま継続します。
- 保険料払込期間中にリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、**継続する部分については、引き続き継続部分に相当する保険料のお支払いが必要です。**
継続する部分の死亡保険金は、被保険者の死亡時に死亡保険金受取人に支払われます。
- 基本保険金額の全部がご請求額として指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。(付加されている特約についても同時に消滅します。)

積立利率変動型終身保険で保険料払込期間中にリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合



保険金等のお支払いについて



● 保険金等のお受取り等の手続きについて	46
● 保険金・給付金等をもらえなくご請求ください	52
● 保険金等のお支払いの際の未払込保険料について	54
● 保険金等をお支払いできない場合について	56
● 保険金等をお支払いできない場合の具体例	60
● こんなときQ&A①	64



保険金等のお受取り等の手続きに

請求手続きについて

保険金・給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、64ページをご覧ください。

- 保険金・給付金等のお支払事由等が生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 保険金・給付金等のお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。

注 お申込みいただいたご契約に、当社がお引受けできるかどうかを決定(承諾)する前に保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに当社所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から当社がお引受けを承諾できる場合は、保険金・給付金等をお支払いします。ただし、(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」に記載している約款の定めにより保険金・給付金等をお支払いできない場合(お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等)を除きます。

- 保険金・給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、保険金・給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内

上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。

注 保険金をお支払いする場合に、契約者貸付金や自動振替貸付金(お立替金)があるときは、その元利金を保険金等から差し引きます。また、保険金・給付金等をお支払いする場合に、未払込みの保険料があるときはその保険料を差し引きます。

- 保険金・給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

保険金のお受取方法について

保険金のお受取りについては、当社の定める取扱範囲内で一時金で受け取る方法のほか年金で受け取る方法(年金受取)やすえ置き方法(すえ置き受取)をお選びいただくことができます。

年金のお受取りについて(無解約返戻金型収入保障特約)

無解約返戻金型収入保障特約の年金のお受取りについては、毎月受け取る方法のほか、将来の年金受取に代えて、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金としてお受取りいただく方法をお選びいただくことができます。

年金のお受取りについて(終身介護保障特約(無解約返戻金型))

介護障害年金のお受取りについては、毎年1回の年金で受け取る方法のほか、次のいずれかをお選びいただくことができます。

■一括して受け取る方法(介護障害年金の種類が5年確定年金のみ)

将来お受け取りになる介護障害年金の現価相当額を、一時金としてお受け取りいただく方法です。

■分割して受け取る方法

1年分の年金を当社所定の回数(年2、4、6、12回)に分けてお受け取りいただく方法です。

注 1回のお受取額が当社所定の金額を下回る場合はお取り扱いできません。

保険金等の代理請求について

被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一の場合で受取人が保険金・給付金等を請求できない<特別な事情>があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない<特別な事情>があるときは、その代理人により請求をすることができます。代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

<特別な事情>の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため(例えば、ガンの場合)、保険金・給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により保険金・給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

●代理請求できる保険金・給付金等の範囲については、ご契約内容に応じて次のとおりお取り扱いします。

主契約・特約	代理請求の 対象となる保険金・給付金等	適用される制度(特約)	
		代理請求特約付加あり	代理請求特約付加なし
積立利率変動型終身保険 積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型) 定期保険特約	高度障害保険金	代理請求特約	代理請求制度
災害割増特約	災害高度障害保険金		—
無解約返戻金型収入保障特約	高度障害年金		
	無事故給付金		代理請求制度
新傷害特約	障害給付金(第1級)		—
	障害給付金(第1級以外)		
新災害入院特約	災害入院給付金		
新疾病入院特約	疾病入院給付金 手術給付金		
新成人病入院特約	成人病入院給付金 成人病手術給付金		
新女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金 女性疾病手術給付金		
終身介護保障特約 (無解約返戻金型)	介護障害年金 介護障害一時金		代理請求制度
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金		指定代理請求制度



保険金等のお受取り等の手続きについて

●保険料の払込免除に関する代理請求については、ご契約内容に応じて次のとおりお取扱いします。

保険料払込免除特約の付加	代理請求の対象となる保険料の払込免除事由	適用される制度(特約)	
		代理請求特約付加あり	代理請求特約付加なし
保険料払込免除特約付加あり	普通保険約款に定める保険料の払込免除事由	代理請求特約	保険料払込免除特約の代理請求制度
保険料払込免除特約付加なし	普通保険約款に定める保険料の払込免除事由		—

代理請求特約について

被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一の場合で受取人が保険金・給付金等を請求できない<特別な事情>があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない<特別な事情>があるときは、その代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)により請求をすることができます。

代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

■代理請求できるご契約について

●ご契約が次に該当する場合には代理請求をお取扱いします。

- ①保険金・給付金等については、主契約の被保険者と受取人が同一人であること
- ②保険料の払込免除については、主契約の被保険者とご契約者が同一人であること

注

1. 死亡保険金受取人が法人の場合には、代理請求特約は付加できません。
2. 故意に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。

■代理請求人について

●ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合(この指定された者を指定代理請求人といいます)。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者(指定代理請求人)

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいなときは甥姪)
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金等の受取人またはご契約者のために保険金・給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

- 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑦のいずれの者にも該当しない場合を含みます）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑧死亡保険金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

・上記⑧に該当する者がいない場合または⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

・上記⑧もしくは⑨に該当する者がいない場合または上記⑧もしくは⑨に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑩請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- 注**
1. 代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。
 2. 死亡保険金受取人を法人に変更した場合には、代理請求特約は消滅します。

■代理請求特約をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・保険金・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に保険金・給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・保険金・給付金等の請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人(指定代理請求人を含みます)にご連絡をとらせていただくことがあります。



保険金等のお受取り等の手続きについて

代理請求制度について

- 被保険者が(災害)高度障害保険金・高度障害年金・障害給付金(第1級)・介護障害年金・介護障害一時金を請求できない特別な事情があるとき(被保険者本人が意思表示能力を失っている場合等)は、その代理人として死亡保険金受取人が(災害)高度障害保険金・高度障害年金・障害給付金(第1級)・介護障害年金・介護障害一時金を請求することができます。(法人が受取人の場合を除きます。)

ただし、その場合、(災害)高度障害保険金・高度障害年金・障害給付金(第1級)・介護障害年金・介護障害一時金の請求の際に、死亡保険金受取人が被保険者と同居しているか、または、生計を一にしていることが必要です。死亡保険金受取人が被保険者と同居しておらず、かつ、生計を一にしていない場合には代理請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

- なお、この制度は、リビング・ニーズ保険金についての指定代理請求制度とは異なります。

リビング・ニーズ特約の指定代理請求制度について

- 被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるとき(被保険者本人が自らの病状を知らない場合等)は、その代理人として指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求することができます。
- 指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の要件を満たす者の中からあらかじめ指定した者で、かつ、代理請求時にこの要件を満たしていることを要します。

請求者(指定代理請求人)

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪)
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のためにリビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

注 代理請求する時点で指定代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

■指定代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後にリビング・ニーズ保険金のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・指定代理請求人からの請求に基づきリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、以後の契約内容が変わる（基本保険金額、保険料が減額する）ことやご契約が消滅すること、また、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や余命6か月以内であることを知ってしまう可能性があります。お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・リビング・ニーズ保険金のお支払後に、ご契約者または被保険者から契約内容についてご照会があったときは、リビング・ニーズ保険金支払いの旨を回答せざるを得ないことがあります。このため、ご契約者または被保険者は、被保険者が余命6か月以内であることを知ってしまうことがあります。
- ・リビング・ニーズ保険金請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず指定代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

保険料払込免除特約の代理請求制度について

- 被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときに、ご契約者の代理人（代理請求人）が保険料の払込免除を請求することができます。
- 次の者が代理請求人となります。

請求者（代理請求人）

①請求時において、ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の戸籍上の配偶者

- ・上記①に該当する者がいない場合または①に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

②請求時において、ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族



保険金・給付金等をもれなくご請求

保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

保険金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

複数のご契約（特約を含む）をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。

複数のご契約の被保険者となっている場合



ご契約内容により

複数のご契約から保険金・給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・ご契約者名が異なる契約がある
 - ・加入時期が異なる契約がある
 - ・ご家族として保障される契約（家族型、夫婦型等）がある
 - ・勤務先等で団体保険に加入している 等

（入院給付金・手術給付金等の）

ご請求が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中による場合

以下のいずれかの病気の場合

- ・悪性新生物（ガン）
- ・急性心筋梗塞
- ・脳卒中



ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・特定疾病保障終身保険
 - ・特定疾病保障定期保険
 - ・三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型） 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・無解約返戻金型総合収入保障保険
- ・保険料払込免除特約

(入院給付金・手術給付金等の)

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の要介護状態」による場合

病気や事故により、

- ・両眼が全く見えなくなった
 - ・耳が聞こえなくなった
 - ・片半身が完全に麻痺してしまった
 - ・手や足を切断した
- 等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、

- 寝たきりとなり、自分で歩行・入浴・衣服の着脱ができない
- 等の約款所定の要介護状態となった



ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 【例】・無解約返戻金型総合収入保障保険
- ・新傷害特約(事故を原因とする場合に限る)
 - ・終身介護保障特約(無解約返戻金型) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・無解約返戻金型総合収入保障保険
- ・保険料払込免除特約
- ・普通保険約款所定の身体障害の状態により保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡保険金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

・お亡くなりになる前に、入院や手術をした場合

・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある場合

・医師より被保険者本人が傷病名の告知を受けていなかった(被保険者本人が自らの病状を知らなかった)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、給付金等をお支払いできる場合があります。

- 【例】・新災害入院特約
- ・新疾病入院特約
 - ・医療保険
 - ・低・無解約返戻金選択型医療保険 等



ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

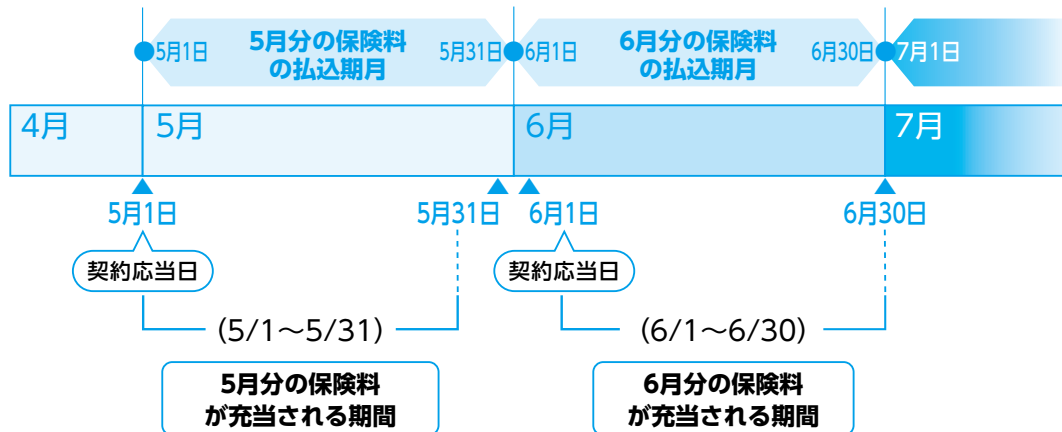
以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(56)ページ「保険金等をお支払いできない場合について」および(60)ページ「保険金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。



保険金等のお支払いの際の未払込

●保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

【例】月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

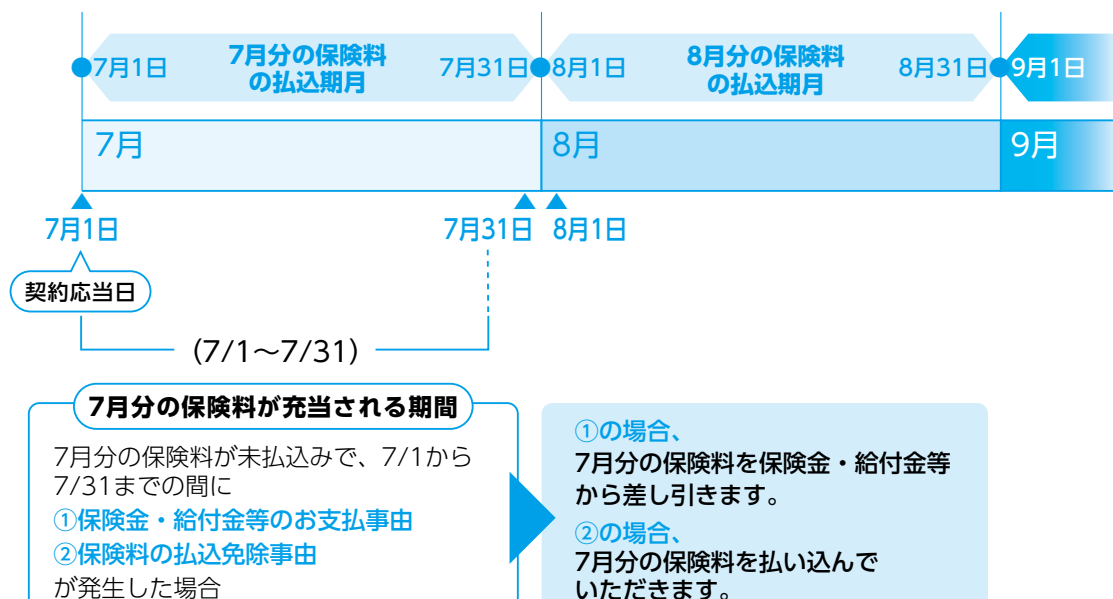


●したがって、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

保険金・給付金等を支払うとき… 未払込保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき…………… 未払込保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合



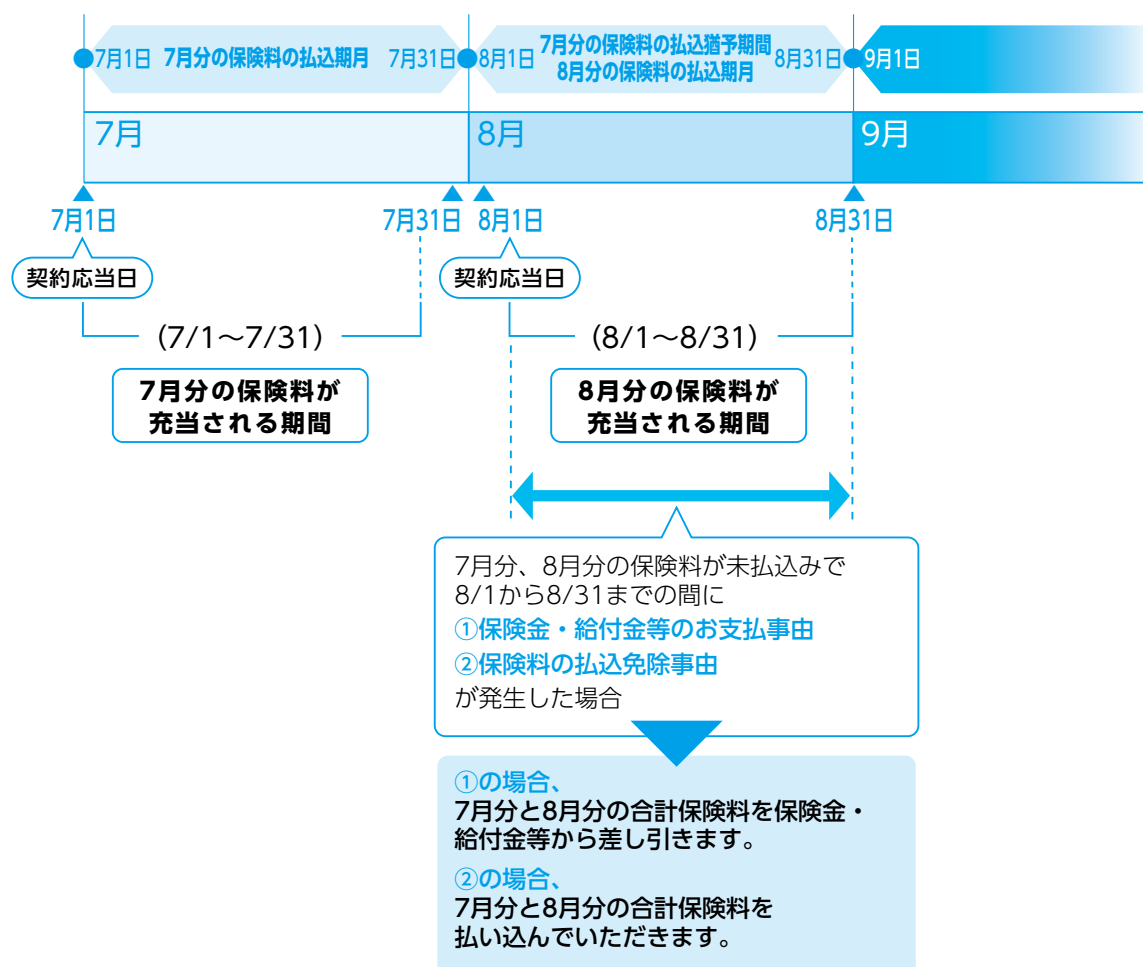
保険料について

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

保険金・給付金等を支払うとき… 2か月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき…………… 2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合



注 積立利率変動型終身保険および積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）については、保険料の払込方法（回数・経路）にかかわらず、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。



保険金等をお支払いできない場合

お支払事由に該当しない場合

●お支払事由に該当しない場合は保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社が保障の責任を開始する前に生じた病気や不慮の事故によるケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院
 - ・入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合
 - ・入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まで、すでにお支払いしている場合
 - ・治療をともなわない入院の場合(美容整形や人間ドックのための入院) 等
- ③ 約款に定める要件に当てはまらない手術
 - ・約款「手術給付割合表」に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合
 - ・治療をともなわない手術の場合(美容整形や診断・検査のための手術) 等

注 当社が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする高度障害状態や入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りです。)

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、高度障害状態や入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	保険金・給付金等	お支払いできない場合
・積立利率変動型終身保険 ・積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型) ・定期保険特約 ・無解約返戻金型収入保障特約	・死亡保険金 ・収入保障年金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金等をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)
	・高度障害保険金 ・高度障害年金	ご契約者または被保険者の故意によるとき

保険種類	保険金・給付金等	お支払いできない場合	
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	①被保険者の犯罪行為によるとき ②ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意によるとき ③ご契約に質権が設定されているとき	
・災害割増特約 ・新傷害特約 ・新災害入院特約 ・新疾病入院特約	・災害死亡保険金 ・災害高度障害保険金 ・災害保険金 ・障害給付金 ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 災害割増特約 および 新傷害特約 については、上記の①～⑥に加えて死亡（災害）保険金受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。） ・ 新疾病入院特約 については、上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき	
・終身介護保障特約（無解約返戻金型）	・第1回介護障害年金 ・第2回以後の介護障害年金（介護障害年金の種類が終身年金の場合）	次のいずれかにより、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または約款所定の要介護状態に該当した場合 ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき	次のいずれかにより、約款所定の高度障害状態に該当した場合 ①ご契約者の故意によるとき ②被保険者の故意によるとき

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除できない場合については、(24) ページ「保険料の払込免除について」、(37) ページ「保険料払込免除特約について」をあわせてご覧ください。

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。



保険金等をお支払いできない場合について

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、復旧または保険金額等の増額が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活、復旧または保険金額等の増額が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①死亡・高度障害保険金、収入保障・高度障害年金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②死亡・高度障害保険金、収入保障・高度障害年金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは保険金・年金・給付金等の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により入院給付金、手術給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者または保険金・年金・給付金等の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による保険金・年金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・年金・給付金等の受取人が複数のときは、保険金・年金・給付金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・年金・給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)

注

1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金・年金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 第2回目以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に保険金・給付金等のお支払事由が生じても保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となる場合

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。
 - ①お支払いする返戻金はありません。
 - ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

- 保険金等のお支払事由が次の原因により生じた場合に、お支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険(主契約・特約)の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	保険金・給付金等	お支払いできる場合(お支払事由)が次の原因により生じた場合
・積立利率変動型終身保険 ・積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型) ・定期保険特約 ・無解約返戻金型収入保障特約 ・終身介護保障特約(無解約返戻金型)	・死亡保険金 ・収入保障年金 ・高度障害保険金 ・高度障害年金 ・介護障害年金 ・介護障害一時金	戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	
・災害割増特約 ・新傷害特約 ・新災害入院特約 ・新疾病入院特約	・災害死亡保険金 ・災害高度障害保険金 ・災害保険金 ・障害給付金 ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金	戦争その他の変乱、地震、噴火または津波



保険金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① 高度障害保険金（お支払事由に該当しない障害状態）

お支払いできない場合

ご契約後に発生した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行えるとき

お支払いできる場合

ご契約後に発生した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき

高度障害保険金は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として約款に定める障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款に定める障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

事例② 入院給付金等（責任開始期前の発病）

お支払いできない場合

ご契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約後に悪化し入院されたとき



お支払いできる場合

ご契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院されたとき



入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の責任開始期以後に発生した病気や不慮の事故によるケガを原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって責任開始期前に生じた病気やケガを原因とする場合には、お支払いすることはできません。

なお、責任開始期前の病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。（約款に特段の定めがある場合に限りします。）

- ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・お申込みや復活の際に責任開始期前の病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合

事例③ 入院給付金(支払限度日数の超過)

お支払いできない場合

1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から100日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき

1回目の入院は60日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算されるため、支払日数の限度(60日)を超過することになるので、お支払いすることはできません。

お支払いできる場合

1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から200日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき

1回目の入院は60日分、2回目の入院は30日分お支払いします。

ご契約(特約)により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数をこえた入院については、給付金はお支払いすることはできません。

なお、いったん退院し同一の病気によって再入院された場合、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなし入院日数を通算します。

※医学上重要な関係にある一連の病気は病名を異にするときであっても、同一の病気として取扱います。

例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

事例④ 手術給付金(お支払対象とならない手術)

新疾病入院特約の場合

お支払いできない場合

お支払事由の対象とならない手術を受けられた場合

- ・皮膚の良性腫瘍の摘出術
- ・骨折で固定した金属等の抜去
- ・扁桃炎による扁桃腺の切除 等

お支払いできる場合

お支払事由の対象となる手術を受けられた場合

- ・虫垂炎(ちゅうすいえん)による虫垂切除術
- ・胃ガンによる根治術(胃の切除)
- ・交通事故による右大腿骨骨折の観血手術 等

ご契約(特約)により、手術給付金の支払事由となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金をお支払いすることはできません。

手術給付金のお支払事由は、保険種類等により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。



保険金等をお支払いできない場合の具体例

事例⑤ 災害割増特約の 災害死亡保険金 (お支払事由に該当してもお支払いできない場合)

お支払いできない場合

被保険者の重大な過失

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡されたとき

泥酔状態を原因とする事故

泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡されたとき

お支払いできる場合

被保険者の不注意

被保険者が居眠り運転をしてガードレールに衝突し、死亡されたとき

軽度の酒酔い状態での事故

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡されたとき

ご契約 (特約) により、災害死亡保険金・給付金等をお支払いできない場合を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

【お支払いできない例】

- ・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故の場合
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故の場合

事例⑥ 死亡保険金 (告知義務違反による解除)

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で死亡されたとき

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等をお支払いすることはできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、保険金等をお支払いします。

事例⑦ 介護障害年金（公的介護保険制度・要介護2以上への該当）（介護障害年金の種類：終身年金の場合）

お支払いできない場合

責任開始期以後に発病した「脳梗塞」を原因として、公的介護保険制度に定める「要介護2」の状態に該当していると認定され、介護障害年金をお支払いした後、状態が回復し、公的介護保険制度の要介護認定の更新時に「要介護2」ではなく「要介護1」と認定されたため、翌年の介護障害年金支払応当日に「要介護2」以上の状態ではなくなった場合

お支払いできる場合

責任開始期以後に発病した「脳梗塞」を原因として、公的介護保険制度に定める「要介護2」の状態に該当していると認定され、翌年の介護障害年金支払応当日も「要介護2」の状態が継続した場合

介護障害年金は公的介護保険制度に定める「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合にお支払いします。したがって公的介護保険制度の要介護認定の更新時に「要介護1」「要支援1・2」「非該当（自立）」と認定された状態、かつ、約款所定の高度障害状態や65歳未満の方で約款所定の要介護状態に非該当で、介護障害年金支払応当日（第1回介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日）をむかえられた場合は、介護障害年金をお支払いすることはできません。

こんなときQ&A ①

保険金・給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さま専用電話[無料]

携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・ 保険証券をお手元にご用意ください。電話受付時には「保険証券番号」を確認させていただきます。
- ・ お申し出は、ご契約者(保険金請求の場合は受取人)ご本人からお願いします。お手続きによっては、配偶者、同居のご親族からのお申し出も受け付けますが、その場合、ご本人がお申し出できない理由を確認させていただきます。

インターネットホームページサービス (<http://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求等のお申し出を行うことができます。(お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。)

また、入院・手術給付金等の請求については、請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。

入院給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧ください、次の点をご確認ください。

入院保障の特約等は付加されていますか？
約款所定の日数以上の入院をされていますか？

このたび入院された方は、被保険者ご本人ですか？

特定部位不支払(該当のご契約の場合、保険証券に記載されています)によりお支払対象外となる部位のご病気ではありませんか？



死亡保険金一部支払サービス

葬儀費用等の緊急の資金としてご用立ていただくために、簡易なお手続きで、最高300万円までの死亡保険金を翌営業日にお振込みさせていただきます。

(お取扱いには当社所定の条件がありますのでご注意ください。)

こんなときQ&A ①

保険金・給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

保険金・給付金等を請求するための提出書類一覧

提出書類 項目	請求書	保険証券	印鑑証明書		被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	(不慮の事故であることを証する書類) 事故状況報告書等	被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類
			受取人	被保険者				
死亡保険金	●	○	○		○	●		
収入保障年金	●	○		○		●		
高度障害保険金	●	○		○		●		
高度障害年金	●	○	○		○	●	●	
災害死亡保険金	●	○	○		○	●	●	
災害高度障害保険金	●	○		○		●	●	
災害保険金	●	○	○		○	●	●	
障害給付金	●	○				●	●	
保険料の払込免除	●	○				●	●	
災害入院給付金	●					●	●	
疾病入院給付金	●					●		
成人病入院給付金								
女性疾病入院給付金								
手術給付金								
成人病手術給付金								
女性疾病手術給付金								
介護障害年金	●	○			○	●		○
介護障害一時金		(*1)						
リビング・ニーズ保険金 (被保険者による請求の場合)	●	○		○		●		

*1 第2回以後の介護障害年金のご請求に際しては、保険証券ではなく年金証書を提出してください。(終身年金の場合)

*2 「医師の診断書」や「被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類」は、第1回介護障害年金の支払日または介護障害年金支払応当日時点で有効なものであることが必要です。

※●は当社所定の書類です。最寄りの課支社または本社までお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

※代理請求特約により保険金・給付金等を代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

MEMO

ご契約に際して



●健康状態・ご職業等の告知義務について	68
●保障の開始(責任開始期)について	71
●保険料の払込方法について	72
●保険料のお払込みに関する制度について	74
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	75
●ご契約の復活について	77
●契約者配当金について	78



健康状態・ご職業等の告知義務に

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、かならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、「告知書」で当社がおたずねする**過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)**、**現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

- (医師級)** 診査を受けていただくご契約の場合

当社の指定する医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等告知していただくことについておたずねしますので、**その医師に口頭で事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**

口頭で告知いただいた内容は、当社所定の告知書に医師が記録しますので、誤りがないかどうかよくお確かめのうえ、**自署してください。**

- (告知書級等)** 診査を受けていただかないご契約の場合

当社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。(※)

過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。このお取扱いは勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合および生命保険面接士が告知事項を確認する場合にも同様とします。

※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。



区分料率適用特約・区分料率適用特約(特約用)を付加される場合は、(41)ページ「区分料率適用特約付加時等の診査・告知・喫煙検査について」をあわせてご覧ください。

■告知受領権

告知受領権は当社および当社が指定する医師だけが有しています。

次の①～④の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

①社員 ②代理店 ③生命保険面接士 ④当社の指定する以外の医師 等

■傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。)
- 傷病歴・通院事実等を告知された場合、当社所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

- | |
|---|
| 1.無条件でご契約をお引受けさせていただく |
| 2.特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減、特定部位不支払等)のうえでご契約をお引受けさせていただく |
| 3.今回のご契約はお断りさせていただく |



特別条件をつける場合、当社よりその条件をご提示しますので、ご提示した条件をご承諾いただければ、ご契約は成立します。

ご承諾にあたっては、当社所定の「承諾書」に自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)ください。

告知義務違反

医師扱、告知書扱等いずれの場合でも告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

この場合、次のとおりお取り扱いします。

- ・保険金・給付金等のお支払事由が発生していても、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。
- ・保険料の払込免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ・お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。

【例】

胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

- このお取扱いは責任開始日（復活の場合は復活日、増額の場合は増額日）から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

2年経過後でも解除の原因となる事実により保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合（※）は、ご契約または特約を解除することがあります。

※責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます

- 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

注

なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・すでにお払込みいただいた保険料はお戻ししません。



「保険証券」をご確認ください

- ご契約のお引受け、ご契約内容の変更等をしますと、「保険証券」または「裏書きのお知らせ」をご契約者にお送りします。

お申込みいただいた内容と相違していないかよくお確かめください。

万一、相違する点がございましたら、お手数ですが最寄りの課支社または本社へご連絡ください。

お願い

お申込内容等を確認させていただく場合があります。

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容や告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 保険金・給付金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。



保障の開始(責任開始期)について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- 責任開始期について図示すると次のとおりです。



- 契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。保障の開始の時から契約日の前日までの間に保険金・給付金等のお支払事由等が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば当社がお支払いする金額と精算します。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手でお支払いいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。
ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。



保険料の払込方法について

保険料の払込方法(経路)

●保険料のお払込みには次のような方法(経路)があります。

■口座振替扱

銀行等金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。

- ・当社と提携している金融機関のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。
- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。(振替結果につきましては、お手もとの預金通帳でご確認ください。)
- ・次の条件を満たした場合に、複数のご契約の保険料を合算して振替えます。(第1回保険料の振替やお払込状況により、合算振替を行わない場合があります。)
①ご契約者が同じである ②振替口座が同じである ③お払込方法(回数)が同じである

注 ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなります。

■振替扱(送金扱)

払込票を利用してお払込みいただく方法です。

- ・当社から払込票をお送りしますので、払込票に記載の期日までに、当社指定の銀行等よりお払込みください。
- ・その際の受領証は領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。

注 1. 保険料年払契約・保険料半年払契約の場合に限らせていただきます。
2. 払込票が届かない場合は、お手数でも払込猶予期間内に最寄りの課支社または本社にご連絡ください。

■団体扱

勤務先等の団体を通じてお払込みいただく方法です。

- ・団体を経由してお払込みください。

■クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。

- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

保険料の払込方法の変更

●払込方法の変更を希望される場合や勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに最寄りの課支社または本社までお申し出ください。払込方法の変更についてお申し出があった場合、当社は事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただきます。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。
ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。

保険料の払込方法(回数)

●保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

■月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。

■年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。

■半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

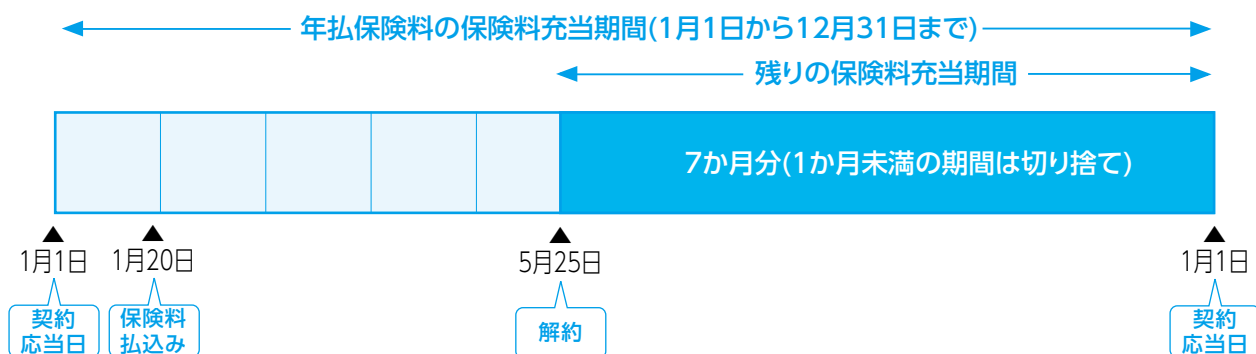
年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

●ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。



注 月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻しできません。



保険料のお払込みに関する制度について

前納について

- 年払契約の保険料を3年分以上まとめてお払込みいただく方法です。
お払込みいただく保険料(前納保険料)は、当社所定の利率で割り引きます。
また、前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、その中から契約日の年単位の応当日ごとに年払保険料として充当されます。
なお、保険料の割引利率および前納保険料の積立利率は、経済情勢により変動することがあります。
※利率については、当社ホームページを参照ください。
- ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。
- 保険料払込期間の全期間に対応する保険料を、ご契約のお申込みの際に一度に払い込む方法を「全期前納」といいます。

注

1. 保険料を前納する際には、当社所定の条件を満たす必要があります。
2. 保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約またはクレジットカード扱特約が付加されたご契約については、前納をお取扱いしますと、これらの特約が消滅します。



保険料のお支払い・払込猶予期間とご契約の無効・失効について

次ページにもつづきます

保険料のお支払いが遅れますとご契約の効力が失われます。

保険料のお支払い・払込猶予期間

- 保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに保険料お支払いのご都合がつかない場合は、保険料の払込猶予期間内にお支払いください。(払込猶予期間満了日までは、保障は継続します。)

■第1回保険料のお支払いについて

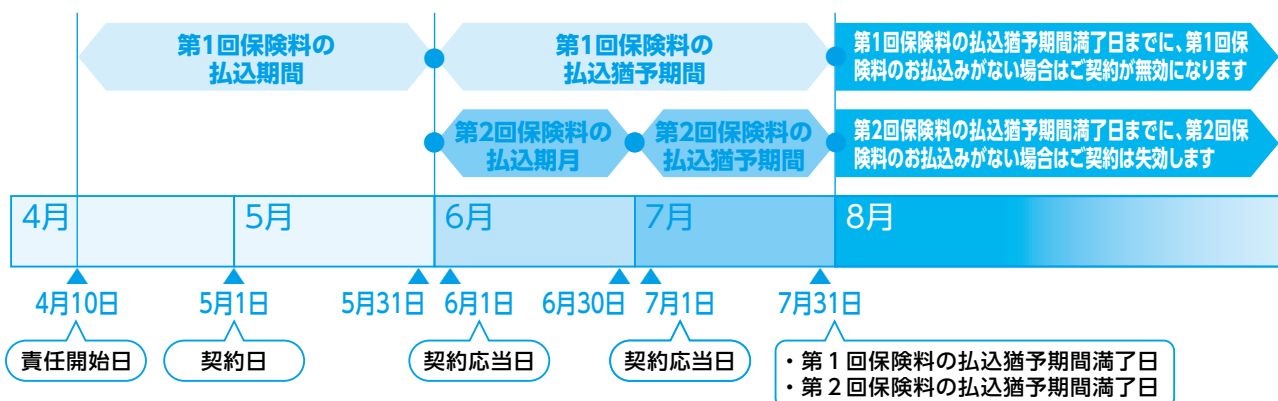
	払込期間 (第1回保険料をお支払いいただく期間)	払込猶予期間
月払 年払 半年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

■第2回目以後の保険料のお支払いについて

	払込期月 (第2回目以後の保険料をお支払いいただく期間)	払込猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで
年払 半年払	契約日の年単位または半年単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで

- 注**
1. 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。
 2. 責任開始の時から契約日の前日までの間に保険金・給付金等のお支払事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、第2回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込猶予期間満了日まで

【例】月払口座振替契約の場合の払込猶予期間



保険料のお支払い・払込猶予期間とご契約の無効・失効について
保険料のお支払いに関する制度について

ご契約に際して



第1回保険料が払い込まれないことによるご契約の無効

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取り扱いします。

- ①お支払いする返戻金はありません。
- ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

また、保険料の変更をとまなう各種お手続き(保険金額等の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取り扱いとなります。

- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)を保険金・給付金等から差し引きます。

なお、お支払いする保険金・給付金等の金額が第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)に不足する場合には、当社は保険金・給付金等をお支払いいたしません。

- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)をお払込みいただけます。お払込みいただけない場合、当社は保険料の払込免除をいたしません。

ご契約の失効

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間内に第2回目以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

注 お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料の自動振替貸付(お立替え)を適用できる場合には、自動的に当社が保険料をお立替えして、ご契約を有効に継続させます。



ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお支払いいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。(ご契約によっては診査も必要です。)

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
3. 区分料率適用特約・区分料率適用特約(特約用)を付加されたご契約については、(41)ページ「区分料率適用特約の復活について」をあわせてご覧ください。

復活を承諾した場合の保障の開始(責任開始期)について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の保障を開始します。

保険料のお支払い・払込猶予期間とご契約の無効・失効について
ご契約の復活について

ご契約に際して



契約者配当金について

契約者配当金について

- 契約者配当金はありません。

ご契約後について



●保険料のお払込みが困難になられたとき	80
●貸付制度のご利用について	83
●ご契約の見直しについて	84
●ご契約者・死亡保険金受取人の変更について	88
●解約と解約返戻金について	89
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	90
●被保険者によるご契約者への解除請求について	91
●管轄裁判所について	91
●税法上のお取扱いについて	92
●こんなときは、ただちにご連絡ください	95
●こんなときQ&A②	96

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき

■自動振替貸付(お立替え)

- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限りその解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてお契約を有効に継続させる自動振替貸付(お立替え)のお取扱いがあります。
- この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。
なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。
ただし、利率は年8%をこえることはありません。
※利率については、当社ホームページを参照ください。

(1) 新たに自動振替貸付(お立替え)を行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

(2) すでに、自動振替貸付(お立替え)を行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、変更後の利率を適用します。

- 上記の自動振替貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

[積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)に関するご注意]

低解約返戻金期間中、保険料の自動振替貸付(お立替え)については、解約返戻金の水準が低くなっているためお立替えできる金額が少なくなります。



自動振替貸付(お立替え)を希望されない場合は、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき、当社所定の書類をご提出ください。

自動振替貸付(お立替え)のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に続けたいとき

■払済保険への変更

- その時点の解約返戻金を充当して以降一生涯の(基本)保険金額を新たに定める方法です。死亡・高度障害のときには新たに定めた保険金額をお支払いしますが、通常の場合保険金額はもとのご契約より少なくなります。

注

1. 特別条件のついたご契約、払済保険金額が当社所定の金額以下となるご契約などはお取り扱いできません。
2. 払済保険に変更した場合、各種特約(リビング・ニーズ特約、年金支払特約等を除く)は消滅しますので、特約にもとづく保険金・給付金等のお支払いはなくなります。
3. 終身介護保障特約(無解約返戻金型)は以下のように取扱います。
 - ・第1回介護障害年金のお支払事由に該当する前に払済保険に変更する場合
主契約が払済保険に変更された場合、本特約は消滅します。
 - ・第1回介護障害年金のお支払事由に該当し、以後に払済保険に変更する場合
主契約が払済保険に変更されても、本特約は存続し、お支払事由に該当する限り介護障害年金のお支払いを継続します。(介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、お支払回数は5回となります)

■延長保険への変更

- その時点の解約返戻金を充当して一定期間の死亡・高度障害保障のみを行う定期保険に変更する方法です。
- 原則、保険金額はそのままとし、保険期間を新たに定めます。解約返戻金の額によっては保険金額を削減したり、また変更前の契約の保険料払込期間満了日まで死亡・高度障害保障を継続し、さらに生存給付金をお支払いする場合もあります。

注

1. 終身払の場合は延長保険への変更をお取り扱いできません。
2. 特別条件のついたご契約、変更後の保険期間が1年未満となるご契約はお取り扱いできません。
3. 延長保険に変更した場合、各種特約(年金支払特約等を除く)は消滅しますので、特約にもとづく保険金・給付金等のお支払いはなくなります。
4. 延長保険への変更後は積立利率変動のしくみがなくなります。したがって、増加保険金額の発生ありません。
5. 終身介護保障特約(無解約返戻金型)は以下のように取扱います。
 - ・第1回介護障害年金のお支払事由に該当する前に延長保険に変更する場合
主契約が延長保険に変更された場合、本特約は消滅します。
 - ・第1回介護障害年金のお支払事由に該当し、以後に延長保険に変更する場合
主契約が延長保険に変更されても、本特約は存続し、お支払事由に該当する限り介護障害年金のお支払いを継続します。(介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、お支払回数は5回となります)

[積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)に関するご注意]

低解約返戻金期間中にご契約を払済保険または延長保険に変更する場合の原資となる解約返戻金は、低解約返戻金型でない「積立利率変動型終身保険」の解約返戻金よりも少なくなっています。したがって、例えば払済保険に変更する場合、解約返戻金の水準に応じて変更後の払済保険の基本保険金額は小さくなります。



保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料の負担を軽くしたいとき

■(基本)保険金額等の減額

- (基本)保険金額・給付日額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の(基本)保険金額等を下回る場合等はお取り扱いできません。)
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

払済保険、延長保険への変更後または保険金額等の減額後、**1年以内**であれば、元のご契約へ戻す(復旧)請求ができます。



区分料率適用特約を付加されたご契約については、(41)ページ「区分料率適用特約を付加した主契約・主特約の保険金額の復旧」をあわせてご覧ください。

■特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)
- 解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。



それぞれの方法のご利用には、第1回保険料のお払込み後等、当社所定の条件を満たすことが必要になります。

貸付制度のご利用について

■契約者貸付

- ご契約の解約返戻金のうち、当社所定の範囲内で、必要資金を貸付けします。この場合、契約者貸付金について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

- 上記の貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

※利率については、当社ホームページを参照ください。

- 返済の方法等詳細については最寄りの課支社または本社にお問い合わせください。

【積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に関するご注意】

低解約返戻金期間中、契約者貸付については、解約返戻金の水準が低くなっているため、契約者貸付をご利用いただける金額が少なくなります。

貸付制度のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払いいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。



ご契約の見直しについて

保障内容の拡充について

保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■定期保険特約等の中途付加

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、定期保険特約を中途付加して保障額を大きくする方法です。現在のご契約は継続します。
- 現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、死亡保障額等を増やすことができます。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金が必要となる場合があります。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

■災害・疾病関係特約の増額

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、災害・疾病関係特約を増額して保障内容を充実させる方法です。
- 増額後の保険料は契約日の年齢により計算します。ただし、増額分に対応する責任準備金をお払込みいただきます。

■災害・疾病・介護関係特約の中途付加

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、災害・疾病・介護関係特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金が必要となる場合があります。



1. 保障内容の拡充後の保険料はどの方法を利用するかによって異なります。
2. それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
3. いずれの方法をご利用いただく場合も、改めて診査(または告知)が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず代理店または最寄りの課支社・本社までお問い合わせください。

保障内容変更制度について

「保障内容変更制度」とは、保険料払込期間満了後、当社所定の条件を満たす場合、死亡・高度障害の保障（以下「終身保障」といいます）の全部または一部を、年金支払に移行する制度のことです。

＜終身保障の全部を移行する場合＞

年金支払

＜終身保障の一部を移行する場合＞

終身保障と年金支払の組み合わせ

■お取扱いに際して

●特約の付加について

年金支払に移行する場合、以下の特約を付加していただきます。付加日は保険料払込期間満了後のいずれかの年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日（以下「移行日」といいます）となります。

保険種類	付加する特約
積立利率変動型終身保険 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）	年金支払移行特約

●お申し出について

年金支払に移行される場合は、**移行日の2か月前まで**にお申し出いただき、必要書類をご提出ください。

注 ご契約の基本保険金額や被保険者の年齢等の条件によってはお取扱いできない場合もあります。

■お取扱後について

●年金支払に移行された部分のお取扱い

年金支払に移行された部分については、次のお取扱いはできません。

- ・基本年金額の減額
- ・契約者貸付
- ・解約

●災害・疾病関係特約のお取扱い

1. 終身保障の全部を年金支払へ移行した場合、**特約の保険期間は年金支払期間の満了日まで**となります。
ただし、年金支払期間満了時の被保険者の年齢が80歳をこえる確定年金を選択されたときは、災害・疾病関係特約は移行時に消滅します。また、年金支払のうち保証期間付終身年金を選択されたときは、特約の保険期間に変更はありません。
2. 上記1.以外の場合、**特約の保険期間に変更はありません**。
ただし、終身保障部分に移行した部分が消滅したとき、災害・疾病関係特約も同時に消滅します。

●介護保障関係特約のお取扱い

終身介護保障特約（無解約返戻金型）が付加されている場合、第1回介護障害年金支払日の前に、主契約の全部を確定年金へ移行した場合、終身介護保障特約（無解約返戻金型）は解約されたものとして取扱います。



ご契約の見直しについて

注 保障内容変更制度をご利用することにより、災害割増特約の保険金額が当社所定の金額をこえるときは、災害割増特約の保険金額は減額されます。

●リビング・ニーズ特約のお取扱い

1. 終身保障の全部を年金支払へ移行する場合、この特約は消滅します。
2. 終身保障の一部を年金支払へ移行する場合、終身保障のうち年金支払に移行しない部分についてこの特約を適用します。

■年金支払移行特約について

- 年金の種類は、保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り年金をお支払いする「**保証期間付終身年金**」と、被保険者の生死にかかわらず一定期間年金をお支払いする「**確定年金**」があります。
- 終身保障の一部を年金支払に移行する場合、年金受取人はご契約者となります。
- 年金額は、年金支払移行特約を付加された時点における被保険者の年齢および基礎率に基づいて計算します。

■年金支払開始日、年金支払日について

年金支払開始日は、保険料払込期間満了後のいずれかの年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定された日（移行日）となります。また、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日になります。

介護年金支払への移行について

- 万一、被保険者が、病気やケガにより、約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき、保険料払込期間満了後、死亡・高度障害の保障（以下「終身保障」といいます）の全部または一部を、介護年金支払に移行することができます。

■お取扱いに際して

- 特約の付加について
介護年金支払に移行する場合、以下の特約を付加していただきます。付加日は保険料払込期間満了後のいずれかの年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日（以下「移行日」といいます）となります。

保険種類	付加する特約
積立利率変動型終身保険 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）	介護年金支払移行特約

●お申し出について

介護年金支払に移行される場合は、**移行日の2か月前まで**にお申し出いただき、当社所定の診断書および必要書類をご提出ください。

注 ご契約の基本保険金額や被保険者の年齢等の条件によってはお取扱いできない場合もあります。

■介護年金支払への移行について

●介護年金支払移行特約について

- ・被保険者が、ケガまたは病気により、約款所定の**要介護状態**に該当し、該当した日から起算して180日以上継続していることが医師によって診断確定されている場合に移行できます。

注 要介護状態→介護年金支払移行特約条項別表2「要介護状態」および備考をご覧ください。

- ・年金の種類は、保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り年金をお支払いする「**保証期間付終身年金**」です。年金支払移行特約の保証期間付終身年金による年金支払へ移行した場合に比べ、年金額が高くなります。
- ・終身保障の一部を介護年金支払に移行する場合、年金受取人はご契約者となります。
- ・年金額は、介護年金支払移行特約を付加された時点における被保険者の年齢および基礎率に基づいて計算します。

●年金支払開始日、年金支払日について

年金支払開始日は、保険料払込期間満了後のいずれかの年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定された日（移行日）となります。また、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日になります。

■介護年金支払への移行後について

●介護年金支払に移行された部分のお取扱い

介護年金支払に移行された部分については、次のお取扱いはできません。

- ・基本年金額の減額
- ・契約者貸付
- ・解約

●災害・疾病・介護関係特約のお取扱い

終身介護保障特約（無解約返戻金型）が付加されている場合で、終身介護保障特約（無解約返戻金型）のお支払事由に該当しているときは、終身介護保障特約（無解約返戻金型）から介護障害一時金・介護障害年金をお支払いします。

注 介護年金支払に移行することにより、災害割増特約の保険金額が当社所定の金額をこえるときは、災害割増特約の保険金額は減額されます。

●リビング・ニーズ特約のお取扱い

1. 終身保障の全部を介護年金支払へ移行する場合、この特約は消滅します。
2. 終身保障の一部を介護年金支払へ移行する場合、終身保障のうち介護年金支払に移行しない部分についてこの特約を適用します。

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

死亡保険金受取人の変更について

ご契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、死亡保険金受取人を変更することができます。

■遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注 いずれの場合も当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

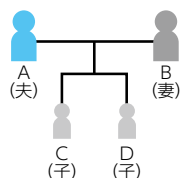
死亡保険金受取人が死亡された場合

死亡保険金受取人が死亡されたときは、新しい死亡保険金受取人に変更していただきますので、最寄りの課支社または本社にただちにご連絡ください。

- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

例)
ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん



- Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

ご契約を途中でやめになると、多くの場合、解約返戻金があってもお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて **ご契約の解約をお考えでしたら、(80) ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。**

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の保険金・給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が保険金・給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金のご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。

【積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)に関するご注意】

低解約返戻金期間中の解約返戻金は、低解約返戻金型でない「積立利率変動型終身保険」の解約返戻金よりも少なくなっています。

低解約返戻金期間：保険料払込期間と同一、低解約返戻金割合：70%

【無解約返戻金型収入保障特約に関するご注意】

無解約返戻金型収入保障特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【無解約返戻金特則の付加された特約に関するご注意】

新災害入院特約・新疾病入院特約・新成人病入院特約・新女性疾病入院特約に無解約返戻金特則が付加されたときには、これらの特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【終身介護保障特約(無解約返戻金型)に関するご注意】

終身介護保障特約(無解約返戻金型)は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。



債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行う必要があります。)

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または保険金・給付金等の受取人が、死亡・高度障害保険金、収入保障・高度障害年金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②死亡・高度障害保険金、収入保障・高度障害年金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

- 保険金・給付金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社(同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社)の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。



税法上のお取扱いについては、2015年1月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ40,000円(全体の適用限度額：120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額：それぞれ28,000円(全体の適用限度額：70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

注 「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます)を発行します。

・給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

・申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

・年払・半年払契約

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

・月払契約

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。

保険金等の税法上のお取扱いについて

●死亡保険金への課税について

ご契約者・被保険者と保険金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税



保険金受取人はご契約後変更できますが、保険金のお支払事由発生後は変更できません。

●収入保障年金への課税について

ご契約者・被保険者と年金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	年金受給権取得時	毎年の年金受取時	
ご契約者と被保険者が同一の場合	相続税 (年金の評価額に対しての課税)	所得税 (雑所得)	相続税
ご契約者と年金受取人が同一の場合	—		所得税 (一時所得)
ご契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税 (年金の評価額に対しての課税)		贈与税



収入保障年金受取人はご契約後変更できますが、年金の支払事由発生後は変更できません。

●各給付金等に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、高度障害保険金、高度障害年金、災害高度障害保険金、入院給付金、手術給付金、障害給付金、介護障害年金、介護障害一時金には税金がかかりません。

●次のようなときには、最寄りの課支社または当社お客さまサービスセンター（TEL：0120-324-386）にご連絡ください。

申込みの撤回	・ 契約の申込みを撤回（クーリング・オフ）したい ……………	<しおり (14)>
保険料の払込み	・ 保険料の振替口座を変更したい ・ 会社をやめて保険料が給与天引きできなくなった…………… ・ 保険料の払込方法を変えたい…………… ・ 保険料をまとめて払い込みたい……………	<しおり (72)> <しおり (72)> <しおり (74)>
契約内容の変更	・ 保険金額を減額したい…………… ・ 保険料の払込みが困難になった…………… ・ 変更した契約内容を元に戻したい…………… ・ 保障内容を大きくしたい…………… ・ 途中から特約を付けたい…………… ・ 年金支払に移行したい…………… ・ 現金が必要になり、契約者貸付を受けたい …………… ・ 引っ越しして住所が変わった ・ 町名・番地が変わった ・ ご契約者・死亡保険金受取人を変えたい …………… ・ 法人契約で被保険者が退職した ・ ご契約者が死亡した ・ 死亡保険金受取人が死亡した…………… ・ 姓が変わった ・ 名前を変えた ・ 法人契約で社名が変わった	<しおり (82)> <しおり (80)> <しおり (82)> <しおり (84)> <しおり (84)> <しおり (85)> <しおり (83)> <しおり (88)> <しおり (88)>
保険金等の請求	・ 保険金・給付金等を請求したい ……………	<しおり (46)>
その他	・ 保険証券を紛失した ・ 解約したい	

【お願い】

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

こんなときQ&A ②

保険金・給付金等のご請求、ご住所・お名前等の変更手続き、契約者貸付・解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さま専用電話[無料]

携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・保険証券をお手元にご用意ください。電話受付時には「保険証券番号」を確認させていただきます。
- ・お申し出は、ご契約者(保険金請求の場合は受取人)ご本人からお願いします。お手続きによっては、配偶者、同居のご親族からのお申し出も受け付けますが、その場合、ご本人がお申し出できない理由を確認させていただきます。

※保障内容を変更する手続き(保険金額の増額、特約の中途付加、保険期間の変更 他)は、代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが
完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続き方法等のご相談を
承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容の
お問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」
- ・「契約者貸付の可能額を知りたい」

インターネットで
請求についてのお申し出
を受け付けます



- 改姓 ●保険料のお支払口座変更
 - 死亡等の保険金請求 ●入院等の給付金請求(※)
- (※請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <http://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MEMO

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第2条（責任開始期）の規定の場合

第2条

第2条（責任開始期）

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

〈第3項から第5項は記載省略〉

●この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1) 会社名

第2号

(2) 保険契約者の氏名または名称

〈第3号以下は記載省略〉

積立利率変動型終身保険普通保険約款

1. 積立金および積立利率	2	第36条（保険料払込方法（回数）の変更）	12
第1条（積立金および積立利率）	2	第37条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）	12
2. 会社の責任開始期	2	第38条（遺言による死亡保険金受取人の変更）	12
第2条（責任開始期）	2	第39条（保険契約者の変更）	12
3. 保険金の支払	3	11. 保険契約の解約	12
第3条（保険金額）	3	第40条（保険契約の解約）	12
第4条（増加保険金額）	3	12. 契約者貸付	12
第5条（保険金の支払）	3	第41条（契約者貸付）	12
第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）	4	第42条（契約者貸付金の返済）	12
第7条（保険金の受取方法の選択）	4	13. 解約返戻金	13
4. 保険料の払込免除	4	第43条（解約返戻金）	13
第8条（保険料の払込免除）	4	14. 保険金の受取人による保険契約の存続	13
第9条（保険料の払込を免除しない場合）	5	第44条（保険金の受取人による保険契約の存続）	13
第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	5	15. 契約者配当	13
5. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	5	第45条（契約者配当）	13
第11条（告知義務）	5	16. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者	13
第12条（告知義務違反による解除）	5	第46条（保険契約者・死亡保険金受取人の代表者）	13
第13条（保険契約を解除できない場合）	6	17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	13
第14条（不法取得目的による無効）	6	第47条（年齢の計算）	13
第15条（詐欺による取消）	6	第48条（年齢および性別の誤りの処理）	13
6. 重大事由による解除	6	18. 請求手続	14
第16条（重大事由による解除）	6	第49条（請求手続）	14
7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	7	19. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	14
第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）	7	第50条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	14
第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	7	20. 時効	15
第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	7	第51条（時効）	15
第20条（第2回以後の保険料の払込）	8	21. 被保険者の業務、転居および旅行	15
第21条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	8	第52条（被保険者の業務、転居および旅行）	15
第22条（保険料の払込方法（経路））	8	22. 管轄裁判所	15
第23条（保険料の前納および一括払）	9	第53条（管轄裁判所）	15
第24条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	9	23. 契約内容の登録	15
第25条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	9	第54条（契約内容の登録）	15
第26条（保険料の自動振替貸付）	9	24. 特別取扱	16
第27条（自動振替貸付金の返済）	9	第55条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	16
第28条（保険料の自動振替貸付の取消）	10	第56条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	16
第29条（保険契約の失効）	10	第57条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	16
8. 保険契約の復活	10	別表1 請求書類	18
第30条（保険契約の復活）	10	別表2 対象となる高度障害状態	19
9. 保険契約者の住所の変更	10	別表3 対象となる身体障害の状態	19
第31条（保険契約者の住所の変更）	10	備考（別表2、別表3）	19
10. 契約内容の変更	10	別表4 対象となる不慮の事故	21
第32条（基本保険金額の減額）	10	別表5 10年国債の応募者利回り	22
第33条（払済保険への変更）	11		
第34条（延長保険への変更）	11		
第35条（原保険契約への復旧）	11		

積立利率変動型終身保険普通保険約款

1. 積立金および積立利率

第1条（積立金および積立利率）

1. 積立金および積立利率とは、それぞれ次に定めるとおりとします。

(1) 積立金

将来の保険金を支払うために、保険料の中から積み立てられた部分をいい、次号に定める積立利率を付けて積み立てます。また、保険金の支払のために必要な金額を、月単位の契約応当日ごとに控除します。

(2) 積立利率

① 積立金を計算する際に用いる利率をいい、月単位の契約応当日ごとに更改します。

② 契約日における積立利率は、契約日の属する月の前月に発行された10年国債の応募者利回り（別表5に定めるところによります。以下同じ。）から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。

③ 契約日以後に到来する月単位の契約応当日における積立利率は、契約日の属する月の前月から当該契約応当日の属する月の前月までに発行された毎月の10年国債の応募者利回りの平均から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。ただし、契約日から当該契約応当日までの期間が10年をこえる場合には、当該契約応当日の前月までの直近10年間の毎月の10年国債の応募者利回りの平均から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。

④ 前②および③の規定により算出される積立利率は、0.001%の位を四捨五入し、0.01%単位とします。

⑤ 前②および③の規定により算出される積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率のことをいいます。以下同じ。）を下回る場合には、前②および③の規定にかかわらず、積立利率は予定利率と同じ利率とします。

⑥ 契約日および契約日以後に到来する月単位の契約応当日における積立利率は、それぞれの直後に到来する月単位の契約応当日の前日まで適用します。

⑦ 前③の規定にかかわらず、10年国債が発行されなくなることにより、積立利率の算出に際して10年国債の応募者利回りを用いることができなくなった場合には、主務官庁の認可を得た上で、10年国債に代えて、これに相当するその他の債券を用いることがあります。この場合、その他の債券を用いて初めて積立利率を算出することとなる月単位の契約応当日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

2. 会社は、契約日および年単位の契約応当日における次の事項を、保険契約者に通知します。

(1) 契約日

契約日における積立利率

(2) 年単位の契約応当日

① 年単位の契約応当日の属する月の積立利率

② 過去1年間の各月の積立利率

③ 積立利率の設定方法

2. 会社の責任開始期

第2条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。

2. 前項の会社の責任開始期の属する月の翌月1日を「契約日」とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。

3. 責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の保険金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。

4. 前項に定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

(1) 会社名

- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
- (5) この保険契約の保険金の支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 基本保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した日

3. 保険金の支払

第3条（保険金額）

1. 保険金額は、保険契約の締結または保険金額の減額の際、保険契約者の申出によって定めた保険金（以下「基本保険金」といいます。）の額と、保険金の支払事由が発生した日の属する月の増加保険金額の合計額とします。
2. 会社は、年単位の契約応当日の前項に定める保険金額を保険契約者に通知します。

第4条（増加保険金額）

1. 会社は、有効に継続している保険契約について、月単位の契約応当日（以下本条において「計算日」といいます。）ごとに、その日の属する月の増加保険金額を会社の定める方法により計算します。
2. 会社は、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額により増加保険金額を計算します。
 - (1) 計算日の前日までに払い込むべき保険料が払い込まれたものとして、積立利率により計算されたその前日における積立金額
 - (2) その計算日の前日の基本保険金額を支払うために必要な、予定利率により計算された積立金額
3. 前項第1号の金額から第2号の金額を差し引いた値が負または零となる場合には、増加保険金額は零となります。

第5条（保険金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
4. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
5. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、積立金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分にかかる積立金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、積立金その他の返戻金の支払はありません。
8. 高度障害保険金の受取人は、第1項および第6項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、死亡保険金を支払わないときは、会社は、積立金を保険契約者に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、積立金の支払はありません。

第7条（保険金の受取方法の選択）

1. 保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。
2. 前項の規定により選択した後の支払うべき保険金については、第1条（積立金および積立利率）および第4条（増加保険金額）の規定は適用しません。

4. 保険料の払込免除

第8条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障

害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。

2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたときは、その傷害は責任開始期以後に発生したものとし扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消

第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行い、その通知が到達した時から効

力を生じます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
6. 前項の解約返戻金は、被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の積立金額を基準に計算します。

第13条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

第14条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第15条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 重大事由による解除

第16条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契

約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行い、その通知が到達した時から効力を生じます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。この場合、第12条（告知義務違反による解除）第6項の規定を準用します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。

2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、積立金その他の返戻金の支払はありません。

第20条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第22条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第21条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 保険金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を保険金から差し引きます。この場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第22条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第23条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。

第24条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
2. 保険料月払契約において、第2条（責任開始期）第3項の規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第25条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第26条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した猶予期間満了日の解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第41条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第27条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に自動振替貸付金があるときは、会社は、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。

第28条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の請求があったとき（保険金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第29条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われな
いときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、
保険契約者は猶予期間満了日の解約返戻金を請求することができます。

8. 保険契約の復活

第30条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約
を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれ
るべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の
時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復
活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。
ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたもの
として計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込ん
でください。
4. 保険契約の復活時における積立金額および増加保険金額は、復活に必要な保険料が払い込まれたものと
して計算した金額とします。

9. 保険契約者の住所の変更

第31条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合、会社の知った最終
の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

10. 契約内容の変更

第32条（基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金
額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、基本保険金額の減額は取り扱いません。
2. 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で増加保険金額および積立金額も減額されたものとします。
3. 会社は、増加保険金額のみの減額は取り扱いません。
4. 会社が基本保険金額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 基本保険金額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた日から効力を生じます。
5. 基本保険金額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第33条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の積立利率変動型終身保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、払済保険の基本保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、払済保険への変更は取り扱いません。
2. 払済保険への変更は、変更の請求書類を会社が承諾した日の属する月の翌月 1 日から効力を生じるものとし、この日を払済保険への変更日といいます。
3. 払済保険の基本保険金額は、払済保険への変更日の前日における解約返戻金を基準として定めます。
4. 払済保険への変更において、解約返戻金を払済保険に充当した後に残額があるときは、これを保険契約者に支払います。
5. 払済保険に変更された後は、第 1 条（積立金および積立利率）、第 3 条（保険金額）から第 7 条（保険金の受取方法の選択）まで、第 11 条（告知義務）から第 16 条（重大事由による解除）まで、第 30 条（保険契約の復活）、第 31 条（保険契約者の住所の変更）および第 37 条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）から第 53 条（管轄裁判所）までを適用します。
6. 第 3 条（保険金額）第 1 項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 保険金額は、払済保険の基本保険金額と、保険金の支払事由が発生した日の属する月の増加保険金額の合計額とします。
7. 払済保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（延長保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の定期保険（以下「延長保険」といいます。）に変更することができます。ただし、保険料払込期間が終身の場合を除きます。
2. 延長保険への変更は、変更の請求書類を会社が承諾した日の属する月の翌月 1 日から効力を生じるものとし、この日を延長保険への変更日といいます。
3. 延長保険への変更は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 延長保険の保険金額は、延長保険への変更日の前日における原保険契約の保険金額（通減定期保険特約については特約基本保険金額の 60% とします。また、自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、原保険契約の保険金額からその元利金を差し引いた金額）と同額とし、その保険期間は原保険契約の保険料払込期間の残存期間とします。
 - (2) 延長保険への変更日の前日における解約返戻金が前号による変更に必要な金額をこえる場合、会社の定める方法により計算した生存保険を付加します。
 - (3) 延長保険への変更日の前日における解約返戻金が第 1 号による変更に必要な金額に不足するときは、延長保険の保険金額を削減するかまたはその保険期間を短縮します。この場合に、延長保険の保険金額が会社の定める金額を下回るときまたは延長保険の保険期間が会社の定める期間に満たないときは、会社は、延長保険への変更は取り扱いません。
4. 延長保険に変更された後は、次に定めるところによります。
 - (1) 生存保険金
第 3 項第 2 号の生存保険を付加した場合、被保険者が変更後の保険期間の満了時に生存しているときは、生存保険金を保険契約者に支払います。
 - (2) 第 5 条（保険金の支払）から第 7 条（保険金の受取方法の選択）まで、第 11 条（告知義務）から第 16 条（重大事由による解除）まで、第 31 条（保険契約者の住所の変更）、第 37 条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）から第 40 条（保険契約の解約）までおよび第 43 条（解約返戻金）から第 53 条（管轄裁判所）までを適用します。
 - (3) 第 5 条（保険金の支払）第 7 項の適用に際しては、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
5. 延長保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、次に定める日からその日を含めて 1 年以内（延長保険においては変更後の保険期間中に限ります。）であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
 - (1) 基本保険金額を減額した日
 - (2) 払済保険または延長保険に変更した日
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 原保険契約の復旧時における積立金額および増加保険金額は、前項の会社の定める金額が払い込まれたものとして計算した金額とします。
4. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第37条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第38条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第39条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

11. 保険契約の解約

第40条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

12. 契約者貸付

第41条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料払込済の契約については8割とし、また、既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第42条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）

が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に契約者貸付金があるときは、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。

13. 解約返戻金

第43条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、別表1に定める請求書類が会社に到着した日の積立金額を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

第44条（保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15. 契約者配当

第45条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

16. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第46条（保険契約者・死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第47条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第48条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

18. 請求手続

第49条（請求手続）

1. 保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

19. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第50条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 保険金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第5条に定める高度障害保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学

等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
 5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
 6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

20. 時効

第51条（時効）

保険金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

21. 被保険者の業務、転居および旅行

第52条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

22. 管轄裁判所

第53条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 契約内容の登録

第54条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 基本保険金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

24. 特別取扱

第55条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元金、自動振替貸付金の元金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第56条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第57条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）および第24条（第2回以後の保険

料払込の猶予期間）第2項の規定は適用しません。

- (3) 前条第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第5条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
積立金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第6条、 第12条、第16条、 第29条、第32条、 第40条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第8条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第30条
基本保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第32条
払済保険・延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条、第34条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第35条
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第37条
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第38条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第39条

項 目	提 出 書 類	該当条文
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第41条
保険金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第44条
高度障害保険金の代理 請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている 事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第49条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

い場合

(3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 耳の障害

- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

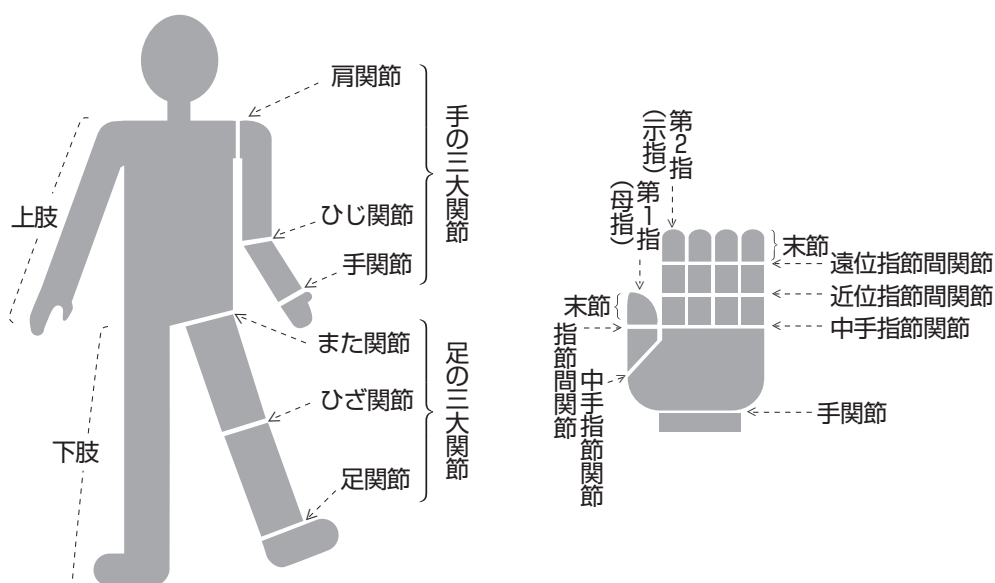
7. 手指の障害

- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 10年国債の応募者利回り

この保険において、積立利率の算出の基準となる10年国債の応募者利回りとは、利付国庫債券（10年）の新発債（これから発行される債券のことをいいます。）の価格競争入札結果における募入平均価格により定まる「募入平均利回り」をいいます。

なお、10年国債の発行が行われない場合にあつては、発行が行われた直近の月における「募入平均利回り」を用いることとします。

積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

1. 積立金および積立利率	24	第36条（保険料払込方法（回数）の変更）	34
第1条（積立金および積立利率）	24	第37条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）	34
2. 会社の責任開始期	24	第38条（遺言による死亡保険金受取人の変更）	34
第2条（責任開始期）	24	第39条（保険契約者の変更）	34
3. 保険金の支払	25	11. 保険契約の解約	34
第3条（保険金額）	25	第40条（保険契約の解約）	34
第4条（増加保険金額）	25	12. 契約者貸付	34
第5条（保険金の支払）	25	第41条（契約者貸付）	34
第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）	26	第42条（契約者貸付金の返済）	34
第7条（保険金の受取方法の選択）	26	13. 解約返戻金	35
4. 保険料の払込免除	26	第43条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	35
第8条（保険料の払込免除）	26	第44条（解約返戻金）	35
第9条（保険料の払込を免除しない場合）	27	14. 保険金の受取人による保険契約の存続	35
第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	27	第45条（保険金の受取人による保険契約の存続）	35
5. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	27	15. 契約者配当	36
第11条（告知義務）	27	第46条（契約者配当）	36
第12条（告知義務違反による解除）	27	16. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者	36
第13条（保険契約を解除できない場合）	28	第47条（保険契約者・死亡保険金受取人の代表者）	36
第14条（不法取得目的による無効）	28	17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	36
第15条（詐欺による取消）	28	第48条（年齢の計算）	36
6. 重大事由による解除	28	第49条（年齢および性別の誤りの処理）	36
第16条（重大事由による解除）	28	18. 請求手続	36
7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	29	第50条（請求手続）	36
第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）	29	19. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	37
第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	29	第51条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	37
第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	29	20. 時効	38
第20条（第2回以後の保険料の払込）	30	第52条（時効）	38
第21条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	30	21. 被保険者の業務、転居および旅行	38
第22条（保険料の払込方法（経路））	30	第53条（被保険者の業務、転居および旅行）	38
第23条（保険料の前納および一括払）	31	22. 管轄裁判所	38
第24条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	31	第54条（管轄裁判所）	38
第25条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	31	23. 契約内容の登録	38
第26条（保険料の自動振替貸付）	31	第55条（契約内容の登録）	38
第27条（自動振替貸付金の返済）	31	24. 特別取扱	39
第28条（保険料の自動振替貸付の取消）	32	第56条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	39
第29条（保険契約の失効）	32	第57条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	39
8. 保険契約の復活	32	第58条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付けられている場合の取扱）	39
第30条（保険契約の復活）	32	別表1 請求書類	40
9. 保険契約者の住所の変更	32	別表2 対象となる高度障害状態	41
第31条（保険契約者の住所の変更）	32	別表3 対象となる身体障害の状態	41
10. 契約内容の変更	32	備考（別表2、別表3）	41
第32条（基本保険金額の減額）	32	別表4 対象となる不慮の事故	43
第33条（払済保険への変更）	33	別表5 10年国債の応募者利回り	44
第34条（延長保険への変更）	33		
第35条（原保険契約への復旧）	33		

積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

1. 積立金および積立利率

第1条（積立金および積立利率）

1. 積立金および積立利率とは、それぞれ次に定めるとおりとします。

(1) 積立金

将来の保険金を支払うために、保険料の中から積み立てられた部分をいい、次号に定める積立利率を付けて積み立てます。また、保険金の支払のために必要な金額を、月単位の契約応当日ごとに控除します。

(2) 積立利率

- ① 積立金を計算する際に用いる利率をいい、月単位の契約応当日ごとに更改します。
- ② 契約日における積立利率は、契約日の属する月の前月に発行された10年国債の応募者利回り（別表5に定めるところによります。以下同じ。）から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。
- ③ 契約日以後に到来する月単位の契約応当日における積立利率は、契約日の属する月の前月から当該契約応当日の属する月の前月までに発行された毎月の10年国債の応募者利回りの平均から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。ただし、契約日から当該契約応当日までの期間が10年をこえる場合には、当該契約応当日の前月までの直近10年間の毎月の10年国債の応募者利回りの平均から、この保険の資産を運営するために要する費用にかかる数値を控除した利率とします。
- ④ 前②および③の規定により算出される積立利率は、0.001%の位を四捨五入し、0.01%単位とします。
- ⑤ 前②および③の規定により算出される積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率のことをいいます。以下同じ。）を下回る場合には、前②および③の規定にかかわらず、積立利率は予定利率と同じ利率とします。
- ⑥ 契約日および契約日以後に到来する月単位の契約応当日における積立利率は、それぞれの直後に到来する月単位の契約応当日の前日まで適用します。
- ⑦ 前③の規定にかかわらず、10年国債が発行されなくなることにより、積立利率の算出に際して10年国債の応募者利回りを用いることができなくなった場合には、主務官庁の認可を得た上で、10年国債に代えて、これに相当するその他の債券を用いることがあります。この場合、その他の債券を用いて初めて積立利率を算出することとなる月単位の契約応当日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

2. 会社は、契約日および年単位の契約応当日における次の事項を、保険契約者に通知します。

(1) 契約日

契約日における積立利率

(2) 年単位の契約応当日

- ① 年単位の契約応当日の属する月の積立利率
- ② 過去1年間の各月の積立利率
- ③ 積立利率の設定方法

2. 会社の責任開始期

第2条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する月の翌月1日を「契約日」とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
3. 責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の保険金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項に定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名

- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
- (5) この保険契約の保険金の支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 基本保険金額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 低解約返戻金期間および低解約返戻金割合
- (10) 契約日
- (11) 保険証券を作成した日

3. 保険金の支払

第3条（保険金額）

1. 保険金額は、保険契約の締結または保険金額の減額の際、保険契約者の申出によって定めた保険金（以下「基本保険金」といいます。）の額と、保険金の支払事由が発生した日の属する月の増加保険金額の合計額とします。
2. 会社は、年単位の契約応当日の前項に定める保険金額を保険契約者に通知します。

第4条（増加保険金額）

1. 会社は、有効に継続している保険契約について、月単位の契約応当日（以下本条において「計算日」といいます。）ごとに、その日の属する月の増加保険金額を会社の定める方法により計算します。
2. 会社は、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額により増加保険金額を計算します。
 - (1) 計算日の前日までに払い込むべき保険料が払い込まれたものとして、積立利率により計算されたその前日における積立金額
 - (2) その計算日の前日の基本保険金額を支払うために必要な、予定利率により計算された積立金額（以下「予定積立金額」といいます。）
3. 前項第1号の金額から第2号の金額を差し引いた値が負または零となる場合には、増加保険金額は零となります。

第5条（保険金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
4. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
5. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、積立金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分にかかる積立金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、積立金その他の返戻金の支払はありません。
8. 高度障害保険金の受取人は、第1項および第6項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、死亡保険金を支払わないときは、会社は、積立金を保険契約者に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、積立金の支払はありません。

第7条（保険金の受取方法の選択）

1. 保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。
2. 前項の規定により選択した後の支払うべき保険金については、第1条（積立金および積立利率）および第4条（増加保険金額）の規定は適用しません。

4. 保険料の払込免除

第8条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障

害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。

2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたときは、その傷害は責任開始期以後に発生したものとみなします。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消

第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行い、その通知が到達した時から効

力を生じます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。

5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
6. 前項の解約返戻金は、被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の積立金額を基準に計算します。

第13条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

第14条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第15条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 重大事由による解除

第16条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契

約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行い、その通知が到達した時から効力を生じます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。この場合、第12条（告知義務違反による解除）第6項の規定を準用します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。

2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、積立金その他の返戻金の支払はありません。

第20条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第22条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本保険金額が減額されたとき
 - (4) 払済保険または延長保険に変更されたとき

第21条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 保険金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を保険金から差し引きます。この場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第22条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第23条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。

第24条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
2. 保険料月払契約において、第2条（責任開始期）第3項の規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第25条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、保険金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第26条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した猶予期間満了日の解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第41条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第27条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に自動振替貸付金があるときは、会社は、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。

第28条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の請求があったとき（保険金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、払済保険もしくは延長保険への変更または保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第29条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われな
いときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、
保険契約者は猶予期間満了日の解約返戻金を請求することができます。

8. 保険契約の復活

第30条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約
を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれ
るべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の
時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復
活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。
ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたもの
として計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込ん
でください。
4. 保険契約の復活時における積立金額および増加保険金額は、復活に必要な保険料が払い込まれたものと
して計算した金額とします。

9. 保険契約者の住所の変更

第31条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合、会社の知った最終
の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

10. 契約内容の変更

第32条（基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金
額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、基本保険金額の減額は取り扱いません。
2. 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で増加保険金額および積立金額も減額されたものとします。
3. 会社は、増加保険金額のみの減額は取り扱いません。
4. 会社が基本保険金額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 基本保険金額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた日から効力を生じます。
5. 基本保険金額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第33条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の積立利率変動型終身保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、払済保険の基本保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、払済保険への変更は取り扱いません。
2. 払済保険への変更は、変更の請求書類を会社が承諾した日の属する月の翌月 1 日から効力を生じるものとし、この日を払済保険への変更日といいます。
3. 払済保険の基本保険金額は、払済保険への変更日の前日における解約返戻金を基準として定めます。
4. 払済保険への変更において、解約返戻金を払済保険に充当した後に残額があるときは、これを保険契約者に支払います。
5. 払済保険に変更された後は、第 1 条（積立金および積立利率）、第 3 条（保険金額）から第 7 条（保険金の受取方法の選択）まで、第 11 条（告知義務）から第 16 条（重大事由による解除）まで、第 30 条（保険契約の復活）、第 31 条（保険契約者の住所の変更）および第 37 条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）から第 54 条（管轄裁判所）までを適用します。
6. 第 3 条（保険金額）第 1 項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 保険金額は、払済保険の基本保険金額と、保険金の支払事由が発生した日の属する月の増加保険金額の合計額とします。
7. 払済保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（延長保険への変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の払込を中止し解約返戻金（自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額。以下本条において同じ。）を充当して、保険契約を保険料払込済の定期保険（以下「延長保険」といいます。）に変更することができます。ただし、保険料払込期間が終身の場合を除きます。
2. 延長保険への変更は、変更の請求書類を会社が承諾した日の属する月の翌月 1 日から効力を生じるものとし、この日を延長保険への変更日といいます。
3. 延長保険への変更は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 延長保険の保険金額は、延長保険への変更日の前日における原保険契約の保険金額（通減定期保険特約については特約基本保険金額の 60% とします。また、自動振替貸付金または契約者貸付金があるときは、原保険契約の保険金額からその元利金を差し引いた金額）と同額とし、その保険期間は原保険契約の保険料払込期間の残存期間とします。
 - (2) 延長保険への変更日の前日における解約返戻金が前号による変更に必要な金額をこえる場合、会社の定める方法により計算した生存保険を付加します。
 - (3) 延長保険への変更日の前日における解約返戻金が第 1 号による変更に必要な金額に不足するときは、延長保険の保険金額を削減するかまたはその保険期間を短縮します。この場合に、延長保険の保険金額が会社の定める金額を下回るときまたは延長保険の保険期間が会社の定める期間に満たないときは、会社は、延長保険への変更は取り扱いません。
4. 延長保険に変更された後は、次に定めるところによります。
 - (1) 生存保険金
第 3 項第 2 号の生存保険を付加した場合、被保険者が変更後の保険期間の満了時に生存しているときは、生存保険金を保険契約者に支払います。
 - (2) 第 5 条（保険金の支払）から第 7 条（保険金の受取方法の選択）まで、第 11 条（告知義務）から第 16 条（重大事由による解除）まで、第 31 条（保険契約者の住所の変更）、第 37 条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）から第 40 条（保険契約の解約）までおよび第 44 条（解約返戻金）から第 54 条（管轄裁判所）までを適用します。
 - (3) 第 5 条（保険金の支払）第 7 項の適用に際しては、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
5. 延長保険に変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、次に定める日からその日を含めて 1 年以内（延長保険においては変更後の保険期間中に限ります。）であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
 - (1) 基本保険金額を減額した日
 - (2) 払済保険または延長保険に変更した日
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 原保険契約の復旧時における積立金額および増加保険金額は、前項の会社の定める金額が払い込まれたものとして計算した金額とします。
4. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第37条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第38条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第39条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

11. 保険契約の解約

第40条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

12. 契約者貸付

第41条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料払込済の契約については8割とし、また、既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第42条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）

が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 保険金または解約返戻金等の支払金がある場合に契約者貸付金があるときは、その支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。

13. 解約返戻金

第43条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この保険契約においては、一定の期間中、一定の割合で解約返戻金の水準を低く設定します。この、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をそれぞれ「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」といいます。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一の期間とします。
 - (2) 低解約返戻金割合は、70%とします。
3. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第44条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、別表1に定める請求書類が会社に到着した日の積立金額を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間における解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 前項の積立金額のうち、予定積立金額に対応する部分
低解約返戻金割合を適用しないものとして予定利率により計算された解約返戻金の額に、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
 - (2) 前項の積立金額のうち、予定積立金額をこえる額に対応する部分
前項の積立金額から予定積立金額を差し引いた額を基準として計算します。
3. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合はその日、それ以外の場合は保険契約を解除する旨の通知を発信した日
 - (2) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
 - (3) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
 - (4) 基本保険金額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (5) 払済保険への変更
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日の属する月の末日
 - (6) 延長保険への変更
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日の属する月の末日
 - (7) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (8) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
 - (9) 第45条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日
4. 前3項の規定を適用してもとの保険契約を払済保険または延長保険に変更した場合、変更後の払済保険または延長保険の解約返戻金の計算については、前2項の規定を適用しません。
5. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

第45条（保険金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15. 契約者配当

第46条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

16. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第47条（保険契約者・死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

17. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第48条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第49条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外の場合は、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

18. 請求手続

第50条（請求手続）

1. 保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、ま

たは、被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が、高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。

5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

19. 保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第51条（保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 保険金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第5条に定める高度障害保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

20. 時効

第52条（時効）

保険金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

21. 被保険者の業務、転居および旅行

第53条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

22. 管轄裁判所

第54条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 契約内容の登録

第55条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 基本保険金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

24. 特別取扱

第56条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第57条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第58条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第17条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第18条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第19条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）および第24条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第5条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
積立金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第6条、 第12条、第16条、 第29条、第32条、 第40条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第8条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第30条
基本保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第32条
払済保険・延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条、第34条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第35条
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第37条
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第38条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第39条

項 目	提 出 書 類	該当条文
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第41条
保険金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第45条
高度障害保険金の代理 請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている 事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第50条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

い場合

(3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 耳の障害

- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

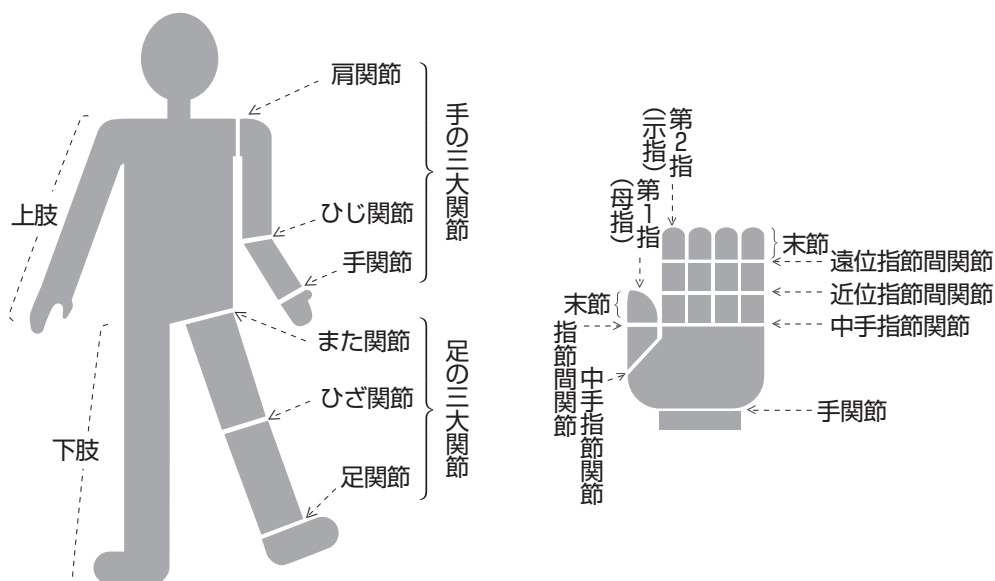
7. 手指の障害

- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 10年国債の応募者利回り

この保険において、積立利率の算出の基準となる10年国債の応募者利回りとは、利付国庫債券（10年）の新発債（これから発行される債券のことをいいます。）の価格競争入札結果における募入平均価格により定まる「募入平均利回り」をいいます。

なお、10年国債の発行が行われない場合にあつては、発行が行われた直近の月における「募入平均利回り」を用いることとします。

定期保険特約条項

1. 総則	46	第31条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	54
第1条（特約の締結）	46	第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	54
第2条（特約の責任開始期）	46	第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	54
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	46	別表1 請求書類	56
2. 特約保険金の支払	46		
第4条（特約保険金の支払）	46		
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	47		
3. 特約保険料の払込免除	47		
第6条（特約保険料の払込免除）	47		
4. 告知義務・告知義務違反による解除	47		
第7条（告知義務）	47		
第8条（告知義務違反による解除）	48		
第9条（特約を解除できない場合）	48		
5. 重大事由による解除	48		
第10条（重大事由による解除）	48		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	49		
第11条（特約保険料の払込）	49		
第12条（特約保険料の自動振替貸付）	49		
第13条（特約の失効および消滅）	50		
7. 特約の復活	50		
第14条（特約の復活）	50		
8. 特約内容の変更	50		
第15条（特約の保険金額の減額）	50		
第16条（特約の復旧）	50		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	50		
9. 特約の解約	50		
第18条（特約の解約）	50		
10. 解約返戻金	50		
第19条（解約返戻金）	50		
11. 保険金の受取人による特約の存続	51		
第20条（保険金の受取人による特約の存続）	51		
12. 契約者配当	51		
第21条（契約者配当）	51		
13. 請求手続	51		
第22条（請求手続）	51		
14. 他の保険種類への加入	51		
第23条（他の保険種類への加入）	51		
15. 契約内容の登録	51		
第24条（契約内容の登録）	51		
16. 主約款の準用	52		
第25条（主約款の準用）	52		
17. 特別取扱	52		
第26条（中途付加の場合の取扱）	52		
第27条（他の特約へ変更する場合の取扱）	53		
第28条（逡減定期保険特約からの変更の場合の取扱）	53		
第29条（保険料払込方法（回数）を異にするこの特約への変更の場合の取扱）	53		
第30条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	53		

定期保険特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約保険金の支払

第4条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名 称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意。 ただし、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるところによります。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこ

の特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡保険金を支払います。
4. 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかとなったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. この特約の高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
6. この特約の死亡保険金を支払う前にこの特約の高度障害保険金の請求を受け、この特約の高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、この特約の死亡保険金を支払いません。また、この特約の死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にこの特約の高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
8. 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
9. この特約の死亡保険金および高度障害保険金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、この特約の死亡保険金を支払わないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) この特約の保険金額の減額
 - (2) 特約の復旧

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧の場合には、その際の復旧部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡保険金受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人にこの特約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるこの特約の保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にこの特約の保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合に前納されないときは、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
4. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の保険金額が減額されたとき

第12条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第13条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第14条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第15条（特約の保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、この特約の保険金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の保険金額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第16条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
2. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 保険金の受取人による特約の存続

第20条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第22条（請求手続）

1. この特約の保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の保険金の請求手続については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

14. 他の保険種類への加入

第23条（他の保険種類への加入）

この特約の保険期間が主契約の保険期間より短期間であるときは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえてこの特約の被保険者であった者は、この特約の保険期間満了日から1か月以内であれば、会社の承諾を得て、他の保険種類に加入することができます。

15. 契約内容の登録

第24条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」

といいます。)に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. この特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から5年（この特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、この特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
 10. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時

- ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- 3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第27条（他の特約へ変更する場合の取扱）

- 1. この特約の保険期間中または更新時に、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の全部または一部を他の特約に変更することができます。ただし、次のいずれかの場合にはこの取扱を行いません。
 - (1) 主契約の保険料の払込が免除されているとき
 - (2) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減期間経過後はその限りではありません。
- 2. この特約の保険期間中に他の特約に変更する場合、この特約の変更部分は、変更後の他の特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この特約の変更部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 3. この特約を他の特約に変更したときは、保険証券に表示します。

第28条（通減定期保険特約からの変更の場合の取扱）

通減定期保険特約からの変更によりこの特約が主契約に付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 会社は、次の時からこの特約の責任を負います。
 - ① 通減定期保険特約の保険期間中にこの特約に変更する場合
この特約の第1回保険料および会社の定める金額を会社が受け取った時
 - ② 通減定期保険特約の更新時にこの特約に変更する場合
通減定期保険特約の更新時。この場合、その更新の日の前日までにこの特約の第1回保険料を会社が受け取っていることを要します。
- (2) この特約の責任開始期の属する日（以下「変更日」といいます。）からその日を含めて3年以内の自殺により被保険者が死亡したときでも、通減定期保険特約の締結、復活または復旧の日からその日を含めて3年を経過していれば、この特約の復活または復旧があった場合を除き、この特約の死亡保険金を支払います。
- (3) この特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として被保険者が高度障害状態または主約款に定める身体障害の状態に該当したときでも、その傷害または疾病が通減定期保険特約の責任開始期以後に発生したものであれば、この特約の高度障害保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
- (4) この特約の保険料は、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、変更日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約の保険金額は、通減定期保険特約の変更された部分に相当する基本保険金額の60%以下で定めることとします。

第29条（保険料払込方法（回数）を異にするこの特約への変更の場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、この特約の全部または一部について、保険料払込方法（回数）を次のとおり変更することができます。この場合、第27条（他の特約へ変更する場合の取扱）および第28条（通減定期保険特約からの変更の場合の取扱）の規定を準用します。
 - (1) 年払、半年払または月払から一時払への変更
 - (2) 一時払から年払、半年払または月払への変更
- 2. この特約の一部を変更する場合に、変更する部分とそれ以外の部分のいずれかの保険金額が会社の定める金額を下まわるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、本条の変更は取り扱いません。

第30条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとし

- ます。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
 - (3) 第4条（特約保険金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
 - (4) 第7条（告知義務）の適用に際しては、第4号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
 - (5) 第9条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活または復旧」を「この特約の締結、復活、復旧または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
 - (6) 第28条（逡減定期保険特約からの変更の場合の取扱）第2号の適用に際しては、「この特約の復活または復旧」を「この特約の復活、復旧または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。

第31条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の保険期間は、この特約の責任開始期の属する日から主契約の年金支払開始日の前日までの期間とします。
- (2) 年金支払開始日の繰下げが行われたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約の保険期間は変更しません。
- (3) 高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅します。
- (4) この特約の高度障害保険金の受取人は、第4条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者としてします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、保険契約者をこの特約の高度障害保険金の受取人としてします。この場合、この特約の高度障害保険金の受取人は、被保険者または保険契約者以外の者に変更することはできません。
- (5) 第4条（特約保険金の支払）第1項および第7項ならびに第10条（重大事由による解除）第1項第1号および第3項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第4条（特約保険金の支払）第7項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (7) 第13条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
- (8) 第15条（特約の保険金額の減額）第2項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と読み替えます。
- (9) 第22条（請求手続）第2項別表1の適用に際しては、次の表を加えます。

高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条

- (10) 第22条（請求手続）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金」を「主約款の年金および死亡給付金」と読み替えます。

第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約は同時に消滅します。
- (2) この特約の責任準備金を主契約の責任準備金に充当します。

第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

- (2) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。
- (4) 第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第4条、第5条、 第8条、第10条、 第11条、第13条、 第15条、第18条
特約保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

無解約返戻金型収入保障特約条項

1. 総則	58	第32条（5年ごと利差配当特約が付加されている場合の取扱）	65
第1条（用語の定義）	58	第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	66
第2条（特約の締結）	58	別表1 請求書類	67
第3条（特約の責任開始期）	58		
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	58		
2. 特約の型	58		
第5条（特約の型）	58		
3. 特約年金および無事故給付金の支払	58		
第6条（特約年金および無事故給付金の支払）	58		
第7条（年金の支払日および支払回数）	60		
第8条（年金証書）	60		
第9条（年金の一括支払）	60		
第10条（戦争その他の変乱の場合の特例）	60		
4. 特約保険料の払込免除	60		
第11条（特約保険料の払込免除）	60		
5. 告知義務・告知義務違反による解除	61		
第12条（告知義務）	61		
第13条（告知義務違反による解除）	61		
第14条（特約を解除できない場合）	61		
6. 重大事由による解除	61		
第15条（重大事由による解除）	61		
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	62		
第16条（特約保険料の払込）	62		
第17条（特約保険料の自動振替貸付）	63		
第18条（特約の失効および消滅）	63		
8. 特約の復活	63		
第19条（特約の復活）	63		
9. 特約内容の変更	63		
第20条（特約の基本年金月額額の減額）	63		
第21条（特約の復旧）	63		
第22条（特約の保険期間および保険料払込期間の変更）	63		
10. 特約の解約	63		
第23条（特約の解約）	63		
11. 解約返戻金	63		
第24条（解約返戻金）	63		
12. 年金の受取人による特約の存続	64		
第25条（年金の受取人による特約の存続）	64		
13. 契約者配当	64		
第26条（契約者配当）	64		
14. 請求手続	64		
第27条（請求手続）	64		
15. 他の保険種類への加入	64		
第28条（他の保険種類への加入）	64		
16. 契約内容の登録	64		
第29条（契約内容の登録）	64		
17. 主約款の準用	65		
第30条（主約款の準用）	65		
18. 特別取扱	65		
第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	65		

無解約返戻金型収入保障特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

この特約において「基本年金月額」とは、収入保障年金または高度障害年金を支払う際に基準となる金額をいいます。ただし、基本年金月額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

第2条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 基本年金月額
 - 特約の型および最低支払保証期間

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約の型

第5条（特約の型）

- この特約の型は、給付の種類に応じて次表のとおりとし、特約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

型	給付の種類
A型	収入保障年金 高度障害年金 無事故給付金
B型	収入保障年金 高度障害年金

- 前項により指定された特約の型は、この特約の保険期間の途中で変更することはできません。

3. 特約年金および無事故給付金の支払

第6条（特約年金および無事故給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の年金を支払います。

名称	年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合
収入保障年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	基本年金月額と同額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の収入保障年金の一部の受取人であるときは、この特約の収入保障年金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合
高度障害年金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるところによります。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りまゝ。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	基本年金月額と同額	主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 特約の型がA型の場合、会社は次表の規定により無事故給付金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人
無事故給付金	被保険者が前項の年金の支払事由に該当することなく、この特約の保険期間満了時に生存しているとき	基本年金月額と同額	保険契約者

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- この特約の年金の受取人は、この特約の年金の支払事由発生日以後は、この特約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の収入保障年金を支払います。
- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害年金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。この場合、この特約の無事故給付金は支払わず、また、既にこの特約の無事故給付金を支払っていたときは、無事故給付金の返還を請求します。
- この特約の年金の支払事由が発生したときは、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）にこの特約の年金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を要しません。
- この特約の収入保障年金を支払う前にこの特約の高度障害年金の請求を受け、第1回の高度障害年金が支払われる場合には、会社は、この特約の収入保障年金を支払いません。また、第1回の収入保障年金が支払われた場合には、その支払後にこの特約の高度障害年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の収入保障年金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても年金を支払わない場合」に該当したことにより、この特約の収入保障年金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の収入保障年金の一部の受取人であるときは、この特約の収入保障年金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の収入保障年金が支払われない場合には、この特約の責

任準備金その他の返戻金の支払はありません。

11. この特約の年金の支払事由が生じた日から最終回のこの特約の年金の支払日までの間に、この特約の年金の受取人が死亡したときは、この特約の年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）でこの特約の年金の受取人の死亡時に生存している者をこの特約の年金の受取人とします。この場合、この特約の年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
12. この特約の収入保障年金および高度障害年金の受取人は、第1項に定める者以外には変更することはできません。また、この特約の無事故給付金の受取人は、第2項に定める者以外には変更することはできません。

第7条（年金の支払日および支払回数）

1. この特約の年金の支払日については、次のとおりとします。
 - (1) 第1回の年金
年金の支払事由発生日
 - (2) 第2回以後の年金
第1回の年金の支払日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の月末とします。）
2. この特約の年金を支払う最低の支払期間（以下本条において「最低支払保証期間」といいます。）は、会社所定の範囲内で定めます。
3. この特約の年金の支払は、保険期間満了日の直前の年金の支払日（保険期間満了日が年金の支払事由発生日の月単位の応当日の場合には、保険期間満了日）までとします。ただし、年金の支払事由発生日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、最低支払保証期間の年数に12を乗じた回数まで年金を支払います。

第8条（年金証書）

会社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書をこの特約の年金の受取人に交付します。

第9条（年金の一括支払）

1. 第1回の年金の支払事由発生日以後、この特約の年金の受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、未払年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
2. この特約の年金の受取人は、前項の未払年金の現価に相当する金額を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。
3. 第1項の一括支払が行われた場合には、この保険契約は消滅します。

第10条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の収入保障年金または高度障害年金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、この特約の収入保障年金を支払わないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

4. 特約保険料の払込免除

第11条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) この特約の基本年金月額額の減額
 - (2) 特約の復旧

5. 告知義務・告知義務違反による解除

第12条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

第13条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧の場合には、その際の復旧部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、年金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に年金を支払っていたときは、年金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、年金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第14条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の年金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第15条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（収入保障年金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡保険金受取

- 人がこの特約の年金を詐取する目的または他人にこの特約の年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、この特約の年金もしくは無事故給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が年金の受取人のみであり、かつ、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下本項において同じ。）もしくは無事故給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にこの特約の年金または無事故給付金を支払っていたときは、年金または無事故給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の支払事由発生前
解約返戻金または責任準備金の支払はありません。
 - (2) 年金の支払事由発生日以後
第9条（年金の一括支払）に定める未払年金の現価に相当する金額を年金の受取人に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用します。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第16条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合に前納されないときは、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
3. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
4. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（年金を支払うときは、年金の受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
- (1) 保険契約が消滅したときまたは1回目の年金が支払われるとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。

- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の基本年金月額が減額されたとき

第17条（特約保険料の自動振替貸付）

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

第18条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合。ただし、主約款の規定により主契約の保険金が支払われる場合を除きます。
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約に責任準備金があればこれを保険契約者に支払います。

8. 特約の復活

第19条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

9. 特約内容の変更

第20条（特約の基本年金月額の減額）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、この特約の基本年金月額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の基本年金月額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、この特約の基本年金月額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の基本年金月額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第21条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。
4. この特約が復旧されたときは、保険証券に表示します。

第22条（特約の保険期間および保険料払込期間の変更）

1. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間を同時に変更することがあります。
2. この特約の保険期間および保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
3. この特約の保険期間および保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

10. 特約の解約

第23条（特約の解約）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

11. 解約返戻金

第24条（解約返戻金）

1. この特約については、解約返戻金はありません。

2. この特約の契約内容が変更された場合において、支払うべき責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべき責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。

12. 年金の受取人による特約の存続

第25条（年金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の年金または無事故給付金の支払事由が生じ、会社が年金または無事故給付金を支払うべきときは、その1回目の年金の額（1回目の年金額が解約時支払額よりも少額のときは、1回目の年金の額と未払年金の現価に相当する金額の合計額とします。以下同じ。）または無事故給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、1回目の年金の額または無事故給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、年金または無事故給付金の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第26条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第27条（請求手続）

1. この特約の年金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその年金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の年金の請求手続については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 他の保険種類への加入

第28条（他の保険種類への加入）

この特約の保険期間が主契約の保険期間より短期間であるときは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえてこの特約の被保険者であった者は、この特約の保険期間満了日から1か月以内であれば、会社の承諾を得て、他の保険種類に加入することができます。

16. 契約内容の登録

第29条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 第1保険年度における年金の現価に相当する額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、

復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

17. 主約款の準用

第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

18. 特別取扱

第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかの特約が付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約は同時に消滅します。
- (2) この特約に責任準備金がある場合でも、この特約の責任準備金はないものとして取り扱い、主契約の責任準備金には充当しません。

第32条（5年ごと利差配当特約が付加されている場合の取扱）

この特約に5年ごと利差配当特約が付加されている場合には、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第26条（契約者配当）の規定は適用せず、5年ごと利差配当特約条項に定めるところにより契約者配当金を支払います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、この特約の年金の支払事由が発生したときは、次に定めるところによります。
 - ① 会社は、この特約の第1回の年金の支払日の属する事業年度末以後の毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金中から、その事業年度末において有効なこの特約のうち次のいずれかの条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - ア. 次の事業年度内にこの特約の第1回の年金の支払日の5年ごとの年単位の応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、イ. に該当する場合を除きます。
 - イ. 次の事業年度内に最終年金を支払うとき
 - ウ. 次の事業年度内にこの特約の第1回の年金の支払日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して年金の一括支払によりこの特約が消滅するとき
 - ② 会社は、前①の規定により割り当てた契約者配当金を、次の方法により支払います。
 - ア. 前①ア. により割り当てた契約者配当金
この特約の年金の受取人の選択により、次のいずれかの方法により支払います。
 - a. 年金の買増しに充当する方法
次の事業年度の5年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払の際に支払います。

b. 利息をつけて積み立てる方法

次の事業年度の5年ごと応当日以後この特約の年金の受取人から請求があった時まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、この特約の年金の受取人から請求があったときに支払います。

イ. 前①イ. により割り当てた契約者配当金

前ア. b. の方法または年金とともに支払う方法により支払います。

ウ. 前①ウ. により割り当てた契約者配当金

この特約が消滅するときに支払います。

③ 契約者配当金の受取人は、年金受取人とします。

④ 前②ア. a. により買い増した増加年金保険については、年金の種類は確定年金とし、この特約の年金支払期間中一定額の年金を支払います。

⑤ 前④の増加年金保険については、前④に定めがある事項を除いて、この特約の年金に適用されるこの特約の規定を準用します。

第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

(2) 第18条（特約の失効および消滅）第3項の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。

(3) 第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
第2回以後の年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本	第6条
無事故給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第6条
責任準備金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条、第10条、 第18条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本	第9条
特約基本年金月額額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
年金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第25条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

災害割増特約条項

1. 総則	70	第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	80
第1条（特約の締結）	70	第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	81
第2条（特約の責任開始期）	70	第34条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	81
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	70	別表1 請求書類	83
2. 特約保険金の支払	70	別表2 対象となる特定感染症	84
第4条（特約保険金の支払）	70		
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	72		
3. 特約保険料の払込免除	72		
第6条（特約保険料の払込免除）	72		
4. 告知義務・告知義務違反による解除	72		
第7条（告知義務）	72		
第8条（告知義務違反による解除）	72		
第9条（特約を解除できない場合）	72		
5. 重大事由による解除	73		
第10条（重大事由による解除）	73		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	74		
第11条（特約保険料の払込）	74		
第12条（特約保険料の自動振替貸付）	74		
第13条（特約の失効および消滅）	74		
7. 特約の復活	75		
第14条（特約の復活）	75		
8. 特約内容の変更	75		
第15条（災害死亡保険金額の減額）	75		
第16条（災害死亡保険金額の増額）	75		
第17条（特約の復旧）	75		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	75		
9. 特約の解約	75		
第19条（特約の解約）	75		
10. 解約返戻金	76		
第20条（解約返戻金）	76		
11. 保険金の受取人による特約の存続	76		
第21条（保険金の受取人による特約の存続）	76		
12. 契約者配当	76		
第22条（契約者配当）	76		
13. 請求手続	76		
第23条（請求手続）	76		
14. 契約内容の登録	77		
第24条（契約内容の登録）	77		
15. 主約款の準用	77		
第25条（主約款の準用）	77		
16. 特別取扱	78		
第26条（中途付加の場合の取扱）	78		
第27条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	78		
第28条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	78		
第29条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	79		
第30条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	79		
第31条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	80		

災害割増特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 災害死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約保険金の支払

第4条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または災害死亡保険金額の増額が行われた場合の復旧部分または災害死亡保険金額の増額部分については、最後の復旧または災害死亡保険金額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症（別表2に定める感染症をいいます。以下同じ。）を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その受取人がこの特約の災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の受取人に支払います。 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（主約款の別表2に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることで高度障害状態に該当したときを含みます。 (2) この特約の責任開始期以後に発病した特定感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発病した特定感染症を原因とする障害状態が新たに加わることで高度障害状態に該当したときを含みます。	災害死亡保険金額と同額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または特定感染症を直接の原因として死亡した場合または高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または特定感染症について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または特定感染症を知っていたときは、その傷害または特定感染症はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、災害高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合には、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の請求を受け、災害高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、災害死亡保険金を支払いません。また、災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
- 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の災害死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときは、その責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡保険金受取人が被保険者を故意または重大な過失により死亡させた場合、その受取人がこの特約の災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の災害死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金の受取人は、第1項および第5項に定める者以外に

変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または高度障害状態に該当した場合に、これらの事由により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、災害死亡保険金を支払わない場合、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 災害死亡保険金額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)から(4)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 災害死亡保険金額の増額

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または災害死亡保険金額の増額の場合には、その際の復旧部分または災害死亡保険金額の増額部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧または災害死亡保険金額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）

- が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡保険金受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人にこの特約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるこの特約の保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にこの特約の保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害死亡保険金額が減額されたとき

第12条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第13条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき

この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。

- (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき

この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第14条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第15条（災害死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、災害死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（逡減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の災害死亡保険金額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第16条（災害死亡保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、災害死亡保険金額を増額することができます。
2. 会社が災害死亡保険金額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から災害死亡保険金額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 災害死亡保険金額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に災害死亡保険金額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 災害死亡保険金額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 災害死亡保険金額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第17条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解

- 約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第20条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。
 - 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 保険金の受取人による特約の存続

第21条（保険金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第23条（請求手続）

- この特約の保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、災害高度障害保険金の受取人が災害高度障害保険金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（災害高度障害保険金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、災害高度障害保険金の受取人の代理人として災害高度障害保険金を請求することができます。ただし、災

害高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。

4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が災害高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、災害高度障害保険金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 契約内容の登録

第24条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日から5年（災害死亡保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、災害死亡保険金額の増額もしくはこの特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

16. 特別取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第27条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号②の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (4) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日
- (5) 主契約の保険金額の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録の期間は、第24条（契約内容の登録）第2項および第9項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

第28条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
- (3) 第4条（特約保険金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。

- (4) 第7条（告知義務）の適用に際しては、第5号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (5) 第9条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧または災害死亡保険金額の増額」を「この特約の締結、復活、復旧、災害死亡保険金額の増額または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (6) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (7) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第29条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（特約保険金の支払）第1項、第6項および第7項、第10条（重大事由による解除）第1項第1号および第3項ならびに第23条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第4条（特約保険金の支払）第6項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金月額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- (6) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金月額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。

第30条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 災害死亡保険金額が、年金支払開始日における基本年金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、年金支払開始日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - (2) 年金支払開始日以後における災害死亡保険金の受取人は年金受取人とします。この場合、災害死亡保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (3) 被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (4) 災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
 - (5) 第4条（特約保険金の支払）第1項、第6項および第7項、第10条（重大事由による解除）第1項第1号および第3項ならびに第23条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (6) 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (7) 第4条（特約保険金の支払）第6項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
 - (8) 第13条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払

済年金保険」と読み替えます。

(9) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本年金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。

(10) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と読み替えます。

2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。

(1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。

(2) 主契約の全部を夫婦年金支払または介護年金保障に移行する場合

① 前項第1号の適用に際しては、「基本年金額」を「特約の基本年金額」と読み替えます。

② 主契約の全部を夫婦年金支払に移行した場合、前項第3号および第4号の適用に際しては、「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。

③ 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

(3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合

① 前項第1号の適用に際しては、「基本年金額」を「特約の基本年金額ならびに夫婦年金支払および介護年金保障に移行しない部分の基本年金額の合計額」と読み替えます。

② 主契約の一部を夫婦年金支払に移行した場合、前項第3号および第4号の適用に際しては、「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。

③ 主契約のうち次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

ア. 夫婦年金支払に移行した部分がある場合

夫婦年金支払に移行した部分

イ. 前ア. 以外の場合で、逓増型の保証期間付終身年金部分がある場合

逓増型の保証期間付終身年金部分

ウ. 前ア. またはイ. 以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合

定額型の保証期間付終身年金部分

エ. 前ア. からウ. まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合

介護年金保障移行部分

オ. 前ア. からエ. まで以外の場合

確定年金部分

3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第31条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）

この特約が逓増定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 第15条（災害死亡保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、災害死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

(2) 第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）第3号の適用に際しては、「移行後の保険金額」を「移行後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約（以下本条において「移行関係特約」といいます。）のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

(1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合

① 災害死亡保険金額が、基本年金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、第1回年金支払日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金が

- あるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
- ② 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ③ 第1回年金支払日以後における災害死亡保険金の受取人は年金受取人とします。この場合、災害死亡保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - ④ 第4条（特約保険金の支払）第5項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ⑤ 被保険者（夫婦年金支払移行特約を付加したときは、主契約の被保険者。以下本条において同じ。）が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - ⑥ 第1回年金支払日以後に災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合
- ① 災害死亡保険金額が、死亡給付金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、介護保障移行特約の付加日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ③ 介護保障移行特約の付加日以後に災害高度障害保険金が支払われたときは、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
- ① 災害死亡保険金額が、年金支払または介護保障に移行後の保険金額を基準として会社の定める金額をこえるときは、移行関係特約の付加日に災害死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときはこれを主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ③ 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第33条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。
- (4) 第32条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (5) 前条第3号の適用に際しては、「移行後の保険金額」を「移行後の主契約の基本保険金額および終身保険特約の保険金額の合計額」と読み替えます。

第34条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の

年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第4条
災害高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第4条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第4条、第5条、 第8条、第10条、 第11条、第13条、 第15条、第19条
災害死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
災害死亡保険金額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の告知書	第16条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
災害高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書 (4) 被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の ・腸チフス ・パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

新傷害特約条項

1. 総則	86	第31条（主約款の準用）	95
第1条（特約の締結）	86	17. 特別取扱	96
第2条（特約の責任開始期）	86	第32条（中途付加の場合の取扱）	96
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	86	第33条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	96
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	86	第34条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	96
第5条（配偶者および子の災害保険金額）	86	第35条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	97
2. 特約保険金・給付金の支払	87	第36条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	97
第6条（特約保険金および給付金の支払）	87	第37条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）	98
第7条（障害給付金額）	88	第38条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	98
第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	88	第39条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	99
3. 特約保険料の払込免除	89	第40条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	99
第9条（特約保険料の払込免除）	89	別表1 請求書類	100
4. 告知義務・特約の解除	89	別表2 給付割合表	101
第10条（告知義務）	89	備考（別表2）	102
第11条（告知義務違反による解除）	89	別表3 身体の同一部位	103
第12条（特約を解除できない場合）	89	別表4 対象となる特定感染症	104
5. 重大事由による解除	90		
第13条（重大事由による解除）	90		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	91		
第14条（特約保険料の払込）	91		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	91		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	92		
第17条（特約の失効および消滅）	92		
7. 特約の復活	92		
第18条（特約の復活）	92		
8. 特約内容の変更	92		
第19条（災害保険金額の減額）	92		
第20条（災害保険金額の増額）	92		
第21条（特約の復旧）	93		
第22条（特約の被保険者の型の変更）	93		
第23条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	93		
9. 特約の解約	93		
第24条（特約の解約）	93		
10. 解約返戻金	93		
第25条（解約返戻金）	93		
11. 災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続	94		
第26条（災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続）	94		
12. 契約者配当	94		
第27条（契約者配当）	94		
13. 請求手続	94		
第28条（請求手続）	94		
14. 災害保険金等の支払の時期および場所等	95		
第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）	95		
15. 契約内容の登録	95		
第30条（契約内容の登録）	95		
16. 主約款の準用	95		

新傷害特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 災害保険金額
 - 被保険者の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
家族型	主契約の被保険者 配偶者 子
夫婦型	主契約の被保険者 配偶者
親子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者および子の取扱は次に定めるところによります。
 - この特約の責任開始期に既に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの特約の被保険者となります。ただし、この特約の責任開始期後に出生した子については、出生した時からこの特約の被保険者となります。
 - この特約の責任開始期後、戸籍上の異動により、または満20歳になったことにより前項に該当しなくなった者は、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
- 前項第2号の規定により、この特約の被保険者に該当する配偶者または子が存在しなくなった場合には、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、この特約の被保険者の型は従前の型のままとします。

第5条（配偶者および子の災害保険金額）

- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額が変更された場合には、同時に同じ割合で変更されます。

2. 特約保険金・給付金の支払

第6条（特約保険金および給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金・給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金・給付金を支払わない場合
災害保険金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき（該当した時に被保険者であることを要します。以下同じ。） (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または災害保険金額の増額が行われた場合の復旧部分または災害保険金額の増額部分については、最後の復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) その被保険者の責任開始期以後に発病した特定感染症（別表4に定める感染症をいいます。）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の被保険者の死亡の際には主契約の死亡保険金受取人 配偶者または子の死亡の際には主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その受取人がこの特約の災害保険金の一部の受取人であるときは、この特約の災害保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の受取人に支払います。 (3) この特約のその被保険者の犯罪行為 (4) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
障害給付金	この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、別表2の給付割合表（以下「給付割合表」といいます。）のいずれかの障害状態（備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。	第7条に定める障害給付金額	主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより障害状態に該当したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約のその被保険者の犯罪行為 (3) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発生した傷害もしくは特定感染症を直接の原因として死亡した場合またはその被保険者の責任開始期前に発生した傷害を直接の原因として給付割合表のいずれかの障害状態に該当した場合でも、その傷害または特定感染症について、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または特定感染症を知っていたときは、その傷害または特定感染症はその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。

3. 会社は、第1項の災害保険金を支払う場合に次の障害給付金があるときは、その被保険者の災害保険金額にその障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を差し引きます。

- (1) その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故により既に支払われた障害給付金

- (2) その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故により請求を受け、まだ支払われていない障害給付金
4. この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、別表2に定める障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、障害給付金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間満了日に障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 災害保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてそれぞれ支払割合（この特約の被保険者の型が変更された場合には変更前の支払割合を含めます。）を通算して10割をもって限度とします。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りします。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害保険金（第4条に定める配偶者または子の死亡により支払われるものに限りします。）および障害給付金の受取人とします。
8. 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害保険金（主契約の被保険者の死亡により支払われるものに限りします。）の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
9. 第1項の「支払事由に該当しても保険金・給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の災害保険金が支払われない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときは、その責任準備金を保険契約者に支払います（なお、主契約の被保険者についてのこの特約の災害保険金の受取人が主契約の被保険者を故意または重大な過失により死亡させた場合、その受取人がこの特約の災害保険金の一部の受取人であるときは、その災害保険金が支払われない部分にかかる責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の災害保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
10. この特約の災害保険金および障害給付金の受取人は、第1項および第7項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（障害給付金額）

1. 前条第1項の障害給付金額は、次のとおりとします。
- (1) 障害状態が給付割合表の1種目のみに該当するとき
その被保険者の災害保険金額にその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得た金額
- (2) 障害状態が給付割合表の2種目以上に該当するとき
- ① その障害状態が別表3の身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じたとき
その該当する種目のうち最も上位の種目について前号を適用して得た金額
- ② ①以外のとき
その該当する種目ごとに前号を適用して得た金額の合計額
2. 前項の適用にあたっては、新たに生じた障害状態が既に障害状態のあった身体の同一部位に生じたときは、次の第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得た割合を、その新たに生じた障害状態の給付割合とします。
- (1) 既にあった障害状態を含めた新たな障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
- (2) 既にあった障害状態に対応する給付割合（2種目以上に該当するときは、最も上位の種目に対応する給付割合）
3. 前項の「既にあった障害状態」とは、次の障害状態をいいます。
- (1) 既に障害給付金の支払われた障害状態
- (2) その被保険者についての責任開始期前の障害状態
- (3) その被保険者についての責任開始期前の原因により生じた障害状態
- (4) 前2号のほかこの特約により、障害給付金の支払事由とならなかった障害状態および障害給付金が支払われなかった障害状態

第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または障害状態に該当した場合に、これらの事由により死亡または障害状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害保険金または障害給

付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

2. 前項において、災害保険金を支払わない場合、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第9条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 災害保険金額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧
 - (3) 特約の被保険者の型の変更

4. 告知義務・特約の解除

第10条（告知義務）

次の(1)から(5)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 災害保険金額の増額
- (5) 特約の被保険者の型の変更

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または災害保険金額の増額の場合には、その際の復旧部分または災害保険金額の増額部分とし、被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に災害保険金または障害給付金を支払っていたときは、災害保険金または障害給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、災害保険金の受取人またはこの特約の被保険者が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する

医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（災害保険金の場合はその被保険者を除きます。）または災害保険金の受取人がこの特約の給付金（災害保険金を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が災害保険金の受取人のみであり、かつ、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下本項において同じ。）もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に災害保険金または障害給付金を支払っていたときは、災害保険金または障害給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約

者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を災害保険金または障害給付金から差し引きます。
6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害保険金または障害給付金を支払いません。
7. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとし、）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害保険金額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を災害保険金または障害給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害保険金または障害給付金を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第19条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主契約の被保険者の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、災害保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（通減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の災害保険金額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第20条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の災害保険金額を増額することができます。
2. 会社が災害保険金額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から災害保険金額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 災害保険金額の増額を承諾した後会社は、会社の定める金額を受け取った場合
会社は、次に定める時から災害保険金額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ② 会社は、次に定める金額を受け取った後に災害保険金額の増額を承諾した場合

- 会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 災害保険金額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
 4. 災害保険金額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第21条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第22条（特約の被保険者の型の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の被保険者の型を変更することができます。
2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次の表に定める時から変更の効力が生じます。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
家族型	本人型 夫婦型 親子型	会社が承諾した時
夫婦型 親子型	本人型	
本人型	家族型 夫婦型 親子型	(1) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時
夫婦型	家族型 親子型	(2) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合 告知の時
親子型	家族型 夫婦型	

3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、会社は、この特約の被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる時からこの特約上の責任を負います。
6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第23条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第24条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第25条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続

第26条（災害保険金および障害給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす災害保険金または障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、主契約の被保険者の災害保険金の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、その災害保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、災害保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。

12. 契約者配当

第27条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第28条（請求手続）

1. この特約の災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、障害給付金（主契約の被保険者についての第1級の障害給付金に限ります。以下本項、第4項および第5項において同じ。）の受取人が障害給付金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（障害給付金の請求時において、主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができます。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が障害給付金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、障害給付金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 災害保険金等の支払の時期および場所等

第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）

この特約の災害保険金および障害給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第30条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および主契約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに主契約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害保険金の金額
 - (3) 契約日（復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または主契約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 災害保険金額の増額またはこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、災害保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日から5年（災害保険金額の増額またはこの特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、災害保険金額の増額もしくはこの特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第31条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第32条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間
この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第33条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、災害保険金および障害給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号②の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害保険金および障害給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (4) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日
- (5) 主契約の保険金額の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録の期間は、第30条（契約内容の登録）第2項および第9項の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

第34条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。

- (3) 主契約の婚姻時の特別取扱の際に同時にこの特約の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が配偶者としてこの特約の被保険者となるときは、その配偶者については型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
- (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (5) 第10条（告知義務）の適用に際しては、第6号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (6) 第12条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の型の変更」を「この特約の締結、復活、復旧、災害保険金額の増額、被保険者の型の変更または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (7) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (8) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」に読み替えます。

第35条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第8項ならびに第28条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第8項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 第11条（告知義務違反による解除）第4項および第13条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「主契約の被保険者または死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者または収入保障年金受取人」と読み替えます。
- (6) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金月額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- (7) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金月額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。
- (8) 第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第36条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 年金支払開始日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とし。この場合、主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - (2) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第8項ならびに第28条（請求手続）第3項から第5項までの適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。

- (4) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (5) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第8項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
 - (6) 第11条（告知義務違反による解除）第4項および第13条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「主契約の被保険者または死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者または死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (7) 第17条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (8) 第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。
 - (9) 第19条（災害保険金額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (10) 第29条（災害保険金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
- (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、逓増型の保証期間付終身年金部分がある場合
逓増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
確定年金部分
3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第37条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）

この特約が逓増定期保険に付加されている場合、第19条（災害保険金額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- 2. 主契約の基本保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第38条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
 - ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ② 第1回年金支払日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とし、この場合、主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は、年金受取人以外の者に変更することはできません。
 - ③ 第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ④ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合
介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
 - ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第39条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第17条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第40条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第32条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 災害保険金受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
障害給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条、第8条、 第11条、第13条、 第14条、第17条、 第19条、第22条、 第24条
災害保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
災害保険金額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第20条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第22条
災害保険金または障害給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 災害保険金または障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第26条
障害給付金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書と住民票 (5) 主契約の被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 不慮の事故であることを証する書類 (8) 主契約の被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第28条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 給付割合表

等級	身 体 障 害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 7. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用をまったく永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用をまったく永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用をまったく永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用をまったく永久に失ったもの 26. 10足指の用をまったく永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用をまったく永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用をまったく永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力をまったく永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割

等級	身 体 障 害	給付割合
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用をまったく永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用をまったく永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用をまったく永久に失ったもの	1割

備考（別表2）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

c. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

d. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

(1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

(2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

(3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

b. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

c. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

d. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。

b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

c. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記bの

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40センチをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

a. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

b. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない

い場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- c. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- c. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- a. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- b. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- c. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

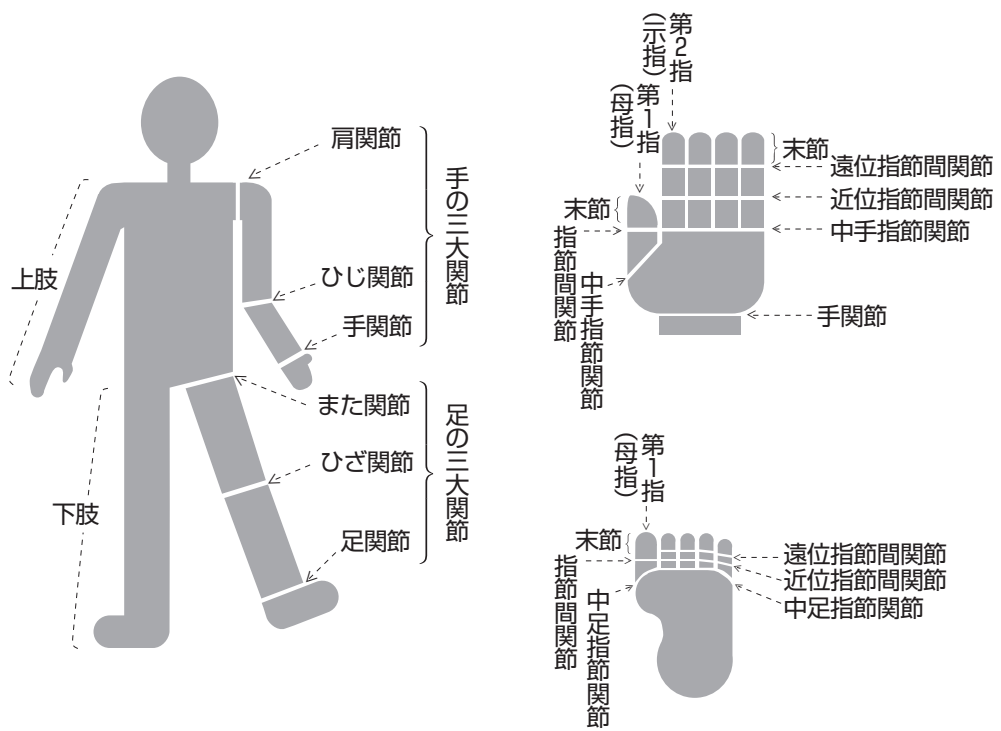
10. 足指の障害

- a. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- b. 「足指の用をまったく永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表3 身体の同一部位

1. 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
2. 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. 「別表2」の第1級4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の ・腸チフス ・パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04

（注）上記のうち、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

新災害入院特約条項

1. 総則	106	第32条（主約款の準用）	115
第1条（特約の締結）	106	17. 特別取扱	115
第2条（特約の責任開始期）	106	第33条（中途付加の場合の取扱）	115
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	106	第34条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	115
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	106	第35条（新疾病入院特約が同時に付加されている場合の取扱）	115
第5条（配偶者および子の災害入院給付日額）	106	第36条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	116
2. 特約給付金の支払	107	第37条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	116
第6条（災害入院給付金の支払）	107	第38条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	116
第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	108	第39条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	117
第8条（支払限度の型）	108	第40条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	118
第9条（災害入院給付金の支払限度）	108	第41条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	118
3. 特約保険料の払込免除	108	第42条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	118
第10条（特約保険料の払込免除）	108	第43条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	118
4. 告知義務・特約の解除	108	第44条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	118
第11条（告知義務）	108	18. 無解約返戻金特則	119
第12条（告知義務違反による解除）	109	第45条（無解約返戻金特則）	119
第13条（特約を解除できない場合）	109	第46条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）	119
5. 重大事由による解除	109	第47条（特則の解約）	119
第14条（重大事由による解除）	109	別表1 請求書類	120
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	110	別表2 入院	120
第15条（特約保険料の払込）	110	別表3 病院または診療所	120
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	111	備考 治療を目的とした入院	120
第17条（特約保険料の自動振替貸付）	111		
第18条（特約の失効および消滅）	111		
7. 特約の復活	112		
第19条（特約の復活）	112		
8. 特約内容の変更	112		
第20条（災害入院給付日額の減額）	112		
第21条（災害入院給付日額の増額）	112		
第22条（特約の復旧）	112		
第23条（特約の被保険者の型の変更）	112		
第24条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	113		
9. 特約の解約	113		
第25条（特約の解約）	113		
10. 解約返戻金	113		
第26条（解約返戻金）	113		
11. 給付金の受取人による特約の存続	114		
第27条（給付金の受取人による特約の存続）	114		
12. 契約者配当	114		
第28条（契約者配当）	114		
13. 請求手続	114		
第29条（請求手続）	114		
14. 災害入院給付金等の支払の時期および場所等	114		
第30条（災害入院給付金等の支払の時期および場所等）	114		
15. 契約内容の登録	114		
第31条（契約内容の登録）	114		
16. 主約款の準用	115		

新災害入院特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 主契約の被保険者の災害入院給付日額
 - 被保険者の型および支払限度の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
家族型	主契約の被保険者 配偶者 子
夫婦型	主契約の被保険者 配偶者
親子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者および子の取扱は次に定めるところによります。
 - この特約の責任開始期に既に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの特約の被保険者となります。ただし、この特約の責任開始期後に出生した子については、出生した時からこの特約の被保険者となります。
 - この特約の責任開始期後、戸籍上の異動により、または満20歳になったことにより前項に該当しなくなった者は、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
- 前項第2号の規定により、この特約の被保険者に該当する配偶者または子が存在しなくなった場合には、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、この特約の被保険者の型は従前の型のままとします。

第5条（配偶者および子の災害入院給付日額）

- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の災害入院給付日額は、主契約の被保険者の災害入院給付日額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者または子の災害入院給付日額は、主契約の被保険者の災害入院給付日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

2. 特約給付金の支払

第6条（災害入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、災害入院給付金を支払います。

名称	災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
災害入院給付金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または災害入院給付日額の増額が行われた場合の復旧部分または災害入院給付日額の増額部分については、最後の復旧または災害入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定める不慮の事故を直接の原因とする別表2に定める入院であること (2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 別表3に定める病院または診療所における入院であること (5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 （その被保険者の災害入院給付日額 × 入院日数）	主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約のその被保険者の犯罪行為 (3) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。

- (1) この特約の保険期間満了の時
- (2) 主契約の保険金の支払によりこの特約が消滅した時
- (3) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したことによりこの特約が消滅した時
- (4) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前3号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。

3. 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

4. 同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。

- (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
- (2) 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付日額を乗じた金額とし

- す。
5. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
 6. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として入院した場合でも、その傷害について、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたときには、その傷害はその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。
 7. 入院中に災害入院給付日額が変更された場合には、災害入院給付金の支払額は各日現在の災害入院給付日額にもとづいて計算します。
 8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の給付金の受取人とします。
 9. この特約の災害入院給付金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第8条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、災害入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第9条（災害入院給付金の支払限度）

この特約による災害入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、各被保険者についてそれぞれ次に定める支払日数（入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通 算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第10条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 災害入院給付日額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧
 - (3) 特約の被保険者の型の変更

4. 告知義務・特約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)から(5)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下

本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 災害入院給付日額の増額
- (5) 特約の被保険者の型の変更

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または災害入院給付日額の増額の際は、その際の復旧部分または災害入院給付日額の増額部分とし、被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害入院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧、災害入院給付日額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより災害入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の災害入院給付金を詐取する目的または他人にこの特

- 約の災害入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の災害入院給付金の請求に関し、災害入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を災害入院給付金から差し引きます。

6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
7. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料)を保険契約者(主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の災害入院給付日額が減額されたとき

第16条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を災害入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

第17条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第18条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
5. この特約による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して1095日に達した場合には、その1095日目翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

7. 特約の復活

第19条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第20条（災害入院給付日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主契約の被保険者の災害入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の災害入院給付日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、災害入院給付日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（逓減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の災害入院給付日額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第21条（災害入院給付日額の増額）

1. 保険契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の災害入院給付日額を増額することができます。
2. 会社が災害入院給付日額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から災害入院給付日額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 災害入院給付日額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に災害入院給付日額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 災害入院給付日額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 災害入院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第22条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第23条（特約の被保険者の型の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の被保険者の型を変更することができます。
2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次の表に定める時から変更の効力が生じます。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
家族型	本人型 夫婦型 親子型	会社が承諾した時
夫婦型 親子型	本人型	
本人型	家族型 夫婦型 親子型	(1) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時
夫婦型	家族型 親子型	(2) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合 告知の時
親子型	家族型 夫婦型	

3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、会社は、この特約の被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる時からこの特約上の責任を負います。
6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第24条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第25条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第26条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 給付金の受取人による特約の存続

第27条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおける給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

12. 契約者配当

第28条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第29条（請求手続）

1. この特約の災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

14. 災害入院給付金等の支払の時期および場所等

第30条（災害入院給付金等の支払の時期および場所等）

この特約の災害入院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第31条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および主契約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに主契約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 災害入院給付日額
 - (4) 契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または主契約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第32条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第33条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間
この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第34条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの保険契約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限り、）によるときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して災害入院給付金を支払います。

第35条（新疾病入院特約が同時に付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、新疾病入院特約が同時に付加されている場合、新疾病入院特約により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始したときは、この特約の災害入院給付金の支払額は、第6条（災害入院給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて3日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付日額を乗じた金額
- (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて2日以内に不慮の事故により治療を開始したとき
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付日額を乗じた金額

第36条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、災害入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号②の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、災害入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (4) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第37条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
- (3) 主契約の婚姻時の特別取扱の際に同時にこの特約の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が配偶者としてこの特約の被保険者となるときは、その配偶者については型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
- (4) 第6条（災害入院給付金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (5) 第11条（告知義務）の適用に際しては、第6号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (6) 第13条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧、災害入院給付日額の増額または被保険者の型の変更」を「この特約の締結、復活、復旧、災害入院給付日額の増額、被保険者の型の変更または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (7) 第20条（災害入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (8) 第20条（災害入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第38条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第6条（災害入院給付金の支払）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の保険金」を「主契約の第1回の年金」と読み替えます。
- (3) 第6条（災害入院給付金の支払）第8項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第20条（災害入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
- ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金月額が減額され、主契約の被保険者の災害入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
- (5) 第20条（災害入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金月額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第30条（災害入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第39条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (2) 第6条（災害入院給付金の支払）第8項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (3) 第18条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (4) 第20条（災害入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の災害入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - (5) 第20条（災害入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (6) 第30条（災害入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
- 2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
 - 夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、逓増型の保証期間付終身年金部分がある場合
 - 逓増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
 - 定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
 - 介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
 - 確定年金部分
- 3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第40条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）

この特約が通増定期保険に付加されている場合、第20条（災害入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、主契約の被保険者の災害入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の災害入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第41条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第20条（災害入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第20条（災害入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第42条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
 - ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ② 第6条（災害入院給付金の支払）第8項の規定の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ③ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
 - ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第43条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第18条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第18条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第44条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1

回保険料を受け取ったときは更新日)

- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

- (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。

- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第33条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

18. 無解約返戻金特則

第45条（無解約返戻金特則）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。

第46条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）

この特則が付加された特約については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第26条（解約返戻金）の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
- (2) この特約の契約内容が変更された場合において、支払うべき責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべき責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。ただし、第18条（特約の失効および消滅）第3項第2号の場合を除きます。

第47条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条、第14条、 第15条、第18条、 第20条、第23条、 第25条
災害入院給付日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
災害入院給付日額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第21条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第23条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第27条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新疾病入院特約条項

1. 総則	122	第32条（主約款の準用）	131
第1条（特約の締結）	122	17. 特別取扱	131
第2条（特約の責任開始期）	122	第33条（中途付加の場合の取扱）	131
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	122	第34条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	132
第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	122	第35条（新災害入院特約が同時に付加されている場合の取扱）	132
第5条（配偶者および子の疾病入院給付日額）	122	第36条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	132
2. 特約給付金の支払	123	第37条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	133
第6条（特約給付金の支払）	123	第38条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	133
第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	125	第39条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	134
第8条（支払限度の型）	125	第40条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	134
第9条（疾病入院給付金の支払限度）	125	第41条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	135
3. 特約保険料の払込免除	125	第42条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	135
第10条（特約保険料の払込免除）	125	第43条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	135
4. 告知義務・特約の解除	125	第44条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	135
第11条（告知義務）	125	18. 無解約返戻金特則	136
第12条（告知義務違反による解除）	126	第45条（無解約返戻金特則）	136
第13条（特約を解除できない場合）	126	第46条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）	136
5. 重大事由による解除	126	第47条（特則の解約）	136
第14条（重大事由による解除）	126	別表1 請求書類	137
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	127	別表2 入院	137
第15条（特約保険料の払込）	127	別表3 病院または診療所	137
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	128	別表4 対象となる手術および手術給付割合表	138
第17条（特約保険料の自動振替貸付）	128	別表5 異常分娩	141
第18条（特約の失効および消滅）	128	備考	141
7. 特約の復活	128		
第19条（特約の復活）	128		
8. 特約内容の変更	129		
第20条（疾病入院給付日額の減額）	129		
第21条（疾病入院給付日額の増額）	129		
第22条（特約の復旧）	129		
第23条（特約の被保険者の型の変更）	129		
第24条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	130		
9. 特約の解約	130		
第25条（特約の解約）	130		
10. 解約返戻金	130		
第26条（解約返戻金）	130		
11. 給付金の受取人による特約の存続	130		
第27条（給付金の受取人による特約の存続）	130		
12. 契約者配当	130		
第28条（契約者配当）	130		
13. 請求手続	130		
第29条（請求手続）	130		
14. 疾病入院給付金等の支払の時期および場所等	131		
第30条（疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）	131		
15. 契約内容の登録	131		
第31条（契約内容の登録）	131		
16. 主約款の準用	131		

新疾病入院特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 主契約の被保険者の疾病入院給付日額
 - 被保険者の型および支払限度の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
家族型	主契約の被保険者 配偶者 子
夫婦型	主契約の被保険者 配偶者
親子型	主契約の被保険者 子

- この特約において「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
 - 配偶者
主契約の被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
 - 子
主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者および子の取扱は次に定めるところによります。
 - この特約の責任開始期に既に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの特約の被保険者となります。ただし、この特約の責任開始期後に出生した子については、出生した時からこの特約の被保険者となります。
 - この特約の責任開始期後、戸籍上の異動により、または満20歳になったことにより前項に該当しなくなった者は、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
- 前項第2号の規定により、この特約の被保険者に該当する配偶者または子が存在しなくなった場合には、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、この特約の被保険者の型は従前の型のままとします。

第5条（配偶者および子の疾病入院給付日額）

- この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の疾病入院給付日額は、主契約の被保険者の疾病入院給付日額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者または子の疾病入院給付日額は、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

2. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
疾病入院給付金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または疾病入院給付日額の増額が行われた場合の復旧部分または疾病入院給付日額の増額部分については、最後の復旧または疾病入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表2に定める入院であること ① 疾病（別表5に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。） (2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 別表3に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 （その被保険者の疾病入院給付日額 × 入院日数）	主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約のその被保険者の犯罪行為 (3) この特約のその被保険者の薬物依存（備考7に定めるところによります。以下同じ。） (4) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
手術給付金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) その被保険者の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 別表4の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 別表3に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{その} \\ \text{被保険者の} \\ \text{疾病入院} \\ \text{給付日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{手術給付} \\ \text{割合表に} \\ \text{定める倍率} \end{array} \right)$	主契約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき (1) 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約のその被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約のその被保険者の犯罪行為 (3) この特約のその被保険者の薬物依存 (4) この特約のその被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) この特約のその被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) この特約のその被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) この特約のその被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に別表4に定める種類の手術を受けても、手術給付金は支払いません。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の保険金の支払によりこの特約が消滅した時
 - (3) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前2号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
3. 同一の疾病（この疾病と因果関係がある疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
5. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院しまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) その被保険者の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
7. この特約の被保険者が別表4の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

8. 入院中に疾病入院給付日額が変更された場合には、疾病入院給付金の支払額は各日現在の疾病入院給付日額にもとづいて計算します。また、疾病入院給付日額が変更された場合には、手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の疾病入院給付日額にもとづいて計算します。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の疾病入院給付金および手術給付金の受取人とします。
10. この特約の疾病入院給付金および手術給付金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院または手術を受けた場合に、これらの事由により入院または手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第8条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第9条（疾病入院給付金の支払限度）

この特約による疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、各被保険者についてそれぞれ次に定める支払日数（入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通 算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第10条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 疾病入院給付日額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧
 - (3) 特約の被保険者の型の変更

4. 告知義務・特約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)から(5)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

- (4) 疾病入院給付日額の増額
- (5) 特約の被保険者の型の変更

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主契約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または疾病入院給付日額の増額の際は、その際の復旧部分または疾病入院給付日額の増額部分とし、被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に疾病入院給付金または手術給付金を支払っていたときは、疾病入院給付金または手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧、疾病入院給付日額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき

- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に疾病入院給付金または手術給付金を支払っていたときは、疾病入院給付金または手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を疾病入院給付金または手術給付金から差し引きます。
6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、疾病入院給付金ま

たは手術給付金を支払いません。

7. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の疾病入院給付日額が減額されたとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を疾病入院給付金または手術給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、疾病入院給付金または手術給付金を支払いません。

第17条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第18条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第19条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第20条（疾病入院給付日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の疾病入院給付日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、疾病入院給付日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（通減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の疾病入院給付日額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第21条（疾病入院給付日額の増額）

1. 保険契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を増額することができます。
2. 会社が疾病入院給付日額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から疾病入院給付日額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 疾病入院給付日額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に疾病入院給付日額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 疾病入院給付日額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 疾病入院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第22条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第23条（特約の被保険者の型の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の被保険者の型を変更することができます。
2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次の表に定める時から変更の効力が生じます。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
家族型	本人型 夫婦型 親子型	会社が承諾した時
夫婦型 親子型	本人型	
本人型	家族型 夫婦型 親子型	(1) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時 (2) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合 告知の時
夫婦型	家族型 親子型	
親子型	家族型 夫婦型	

3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、会社は、この特約の被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる

時からこの特約上の責任を負います。

6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第24条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第25条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第26条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 給付金の受取人による特約の存続

第27条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおける給付金の受取人（保険契約者と同一の場合は除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

12. 契約者配当

第28条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第29条（請求手続）

1. この特約の疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

14. 疾病入院給付金等の支払の時期および場所等

第30条（疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）

この特約の疾病入院給付金および手術給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第31条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および主契約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに主契約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 疾病入院給付日額
 - (4) 契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主契約の被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主契約の被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または主契約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第32条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第33条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
- ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) 保険期間

この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。

(3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第34条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院および手術に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限り、）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、疾病入院給付金および手術給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対して疾病入院給付金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

第35条（新災害入院特約が同時に付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、新災害入院特約が同時に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の主契約の被保険者の疾病入院給付日額は、主契約の被保険者の災害入院給付日額と同額とします。
- (2) 疾病入院給付金の支払事由が生じたときでも、新災害入院特約により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、会社は、疾病入院給付金は支払いません。
- (3) 新災害入院特約により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、新災害入院特約により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第6条（特約給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、新災害入院特約により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付日額を乗じた金額とします。

第36条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - ② 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ③ 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、疾病入院給付金および手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号①ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保

険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。

- (4) 第1号③の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①または②の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、疾病入院給付金および手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (5) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第37条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
- (3) 主契約の婚姻時の特別取扱の際に同時にこの特約の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が配偶者としてこの特約の被保険者となるときは、その配偶者については型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
- (4) 第6条（特約給付金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (5) 第11条（告知義務）の適用に際しては、第6号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (6) 第13条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧、疾病入院給付日額の増額または被保険者の型の変更」を「この特約の締結、復活、復旧、疾病入院給付日額の増額、被保険者の型の変更または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (7) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (8) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」に読み替えます。

第38条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の保険金」を「主契約の第1回の年金」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約給付金の支払）第9項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金月額が減額され、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
- (5) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」

を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金月額減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。

- (6) 第30条（疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第39条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (2) 第6条（特約給付金の支払）第9項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (3) 第18条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (4) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - (5) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (6) 第30条（疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、逓増型の保証期間付終身年金部分がある場合
逓増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
確定年金部分
3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第40条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）

この特約が逓増定期保険に付加されている場合、第20条（疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、主契約の被保険者の疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第41条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第20条（疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第42条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
 - ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ② 第6条（特約給付金の支払）第9項の規定の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ③ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
 - ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第43条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第18条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第18条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第44条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第33条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

18. 無解約返戻金特則

第45条（無解約返戻金特則）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。

第46条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）

この特則が付加された特約については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第26条（解約返戻金）の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
- (2) この特約の契約内容が変更された場合において、支払うべき責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべき責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。ただし、第18条（特約の失効および消滅）第3項第2号の場合を除きます。

第47条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (5) この特約の被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条、第14条、 第15条、第18条、 第20条、第23条、 第25条
疾病入院給付日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
疾病入院給付日額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第21条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第23条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第27条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	疾病入院給付日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25 c m ² 未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸、開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10

手術番号	手術の種類	疾病入院給付日額 に対する倍率
尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40

手術番号	手術の種類	疾病入院給付日額 に対する倍率
悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

- (1) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考4から6までに定めるところによります。
- (2) 「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

別表5 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

備考

1. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病または傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

4. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

5. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

6. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

7. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

新成人病入院特約条項

1. 総則	144	第32条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	152
第1条（特約の締結）	144	第33条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	152
第2条（特約の責任開始期）	144	第34条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	153
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	144	第35条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	153
2. 特約給付金の支払	144	第36条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）	154
第4条（特約給付金の支払）	144	第37条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	154
第5条（支払限度の型）	145	第38条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	154
第6条（成人病入院給付金の支払限度）	145	第39条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	155
3. 特約保険料の払込免除	145	第40条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	155
第7条（特約保険料の払込免除）	145	18. 無解約返戻金特則	155
4. 告知義務・特約の解除	146	第41条（無解約返戻金特則）	155
第8条（告知義務）	146	第42条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）	155
第9条（告知義務違反による解除）	146	第43条（特則の解約）	155
第10条（特約を解除できない場合）	146	別表1 請求書類	156
5. 重大事由による解除	147	別表2 対象となる成人病	156
第11条（重大事由による解除）	147	別表3 入院	157
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	147	別表4 病院または診療所	157
第12条（特約保険料の払込）	147	別表5 対象となる手術および手術給付割合表	157
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	148	備考	158
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	148		
第15条（特約の失効および消滅）	148		
7. 特約の復活	149		
第16条（特約の復活）	149		
8. 特約内容の変更	149		
第17条（成人病入院給付日額の減額）	149		
第18条（成人病入院給付日額の増額）	149		
第19条（特約の復旧）	149		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	149		
9. 特約の解約	149		
第21条（特約の解約）	149		
10. 解約返戻金	150		
第22条（解約返戻金）	150		
11. 給付金の受取人による特約の存続	150		
第23条（給付金の受取人による特約の存続）	150		
12. 契約者配当	150		
第24条（契約者配当）	150		
13. 請求手続	150		
第25条（請求手続）	150		
14. 成人病入院給付金等の支払の時期および場所等	150		
第26条（成人病入院給付金等の支払の時期および場所等）	150		
15. 契約内容の登録	150		
第27条（契約内容の登録）	150		
16. 主約款の準用	151		
第28条（主約款の準用）	151		
17. 特別取扱	151		
第29条（中途付加の場合の取扱）	151		
第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	151		
第31条（新疾病入院特約が同時に付加されている場合の取扱）	152		

新成人病入院特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 成人病入院給付日額
 - 支払限度の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
成人病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または成人病入院給付日額の増額が行われた場合の復旧部分または成人病入院給付日額の増額部分については、最後の復旧または成人病入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した成人病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表3に定める入院であること (2) 成人病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 別表4に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{成人病入院} \\ \text{給付日額} \end{array} \right) \times \text{入院日数}$	被保険者
成人病手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した成人病を直接の原因とする別表5に定める手術であること (2) 成人病の治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 別表5の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 別表4に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{成人病入院} \\ \text{給付日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{手術給付} \\ \text{割合表に} \\ \text{定める倍率} \end{array} \right)$	被保険者

- 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に別表5に定める種類の手術を受けても、成人病手術給付金は支払いません。

- この特約の保険期間満了の時
- 主契約の保険金の支払によりこの特約が消滅した時

- 同一の成人病（備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、成人病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる成人病を併発していたときまたは入院中に異なる成人病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が成人病以外の疾病（備考4に定める薬物依存を除きます。）による入院中に継続して2日以上成人病の治療を受けたときは、この入院は入院開始日から成人病により入院したものとみなします。ただし、その成人病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
7. この特約の責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として入院しまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した成人病によるものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術であるとき
 - (2) 原因となった成人病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその成人病を知っていたとき
8. 被保険者が別表5の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 入院中に成人病入院給付日額が変更された場合には、成人病入院給付金の支払額は各日現在の成人病入院給付日額にもとづいて計算します。また、成人病入院給付日額が変更された場合には、成人病手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の成人病入院給付日額にもとづいて計算します。
10. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の成人病入院給付金および成人病手術給付金の受取人とします。
11. この特約の成人病入院給付金および成人病手術給付金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、成人病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第6条（成人病入院給付金の支払限度）

この特約による成人病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通 算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 成人病入院給付日額の減額および増額
 - (2) 特約の復旧

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務）

次の(1)から(4)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 成人病入院給付日額の増額

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または成人病入院給付日額の増額の際は、その際の復旧部分または成人病入院給付日額の増額部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金を支払っていたときは、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧または成人病入院給付日額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に成人病入院給付金もしくは成人病手術給付金を支払っていたときは、成人病入院給付金または成人病手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを

保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に成人病入院給付金または成人病手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を成人病入院給付金または成人病手術給付金から差し引きます。
6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、成人病入院給付金または成人病手術給付金を支払いません。
7. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の成人病入院給付日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に成人病入院給付金または成人病手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を成人病入院給付金または成人病手術給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、成人病入院給付金または成人病手術給付金を支払いません。

第14条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（成人病入院給付日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、成人病入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の成人病入院給付日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、成人病入院給付日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、成人病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、成人病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（通減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の成人病入院給付日額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第18条（成人病入院給付日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、成人病入院給付日額を増額することができます。
2. 会社が成人病入院給付日額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から成人病入院給付日額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 成人病入院給付日額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に成人病入院給付日額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 成人病入院給付日額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 成人病入院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第19条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 給付金の受取人による特約の存続

第23条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における給付金の受取人（保険契約者と同一の場合は除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

12. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第25条（請求手続）

1. この特約の給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

14. 成人病入院給付金等の支払の時期および場所等

第26条（成人病入院給付金等の支払の時期および場所等）

この特約の成人病入院給付金および成人病手術給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第27条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 成人病入院給付日額
 - (4) 契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）

- (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間

この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院および手術に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた成人病によるときは、会社は、成人病入院

給付金および成人病手術給付金を支払いません。

- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対して成人病入院給付金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた成人病を併発した場合、その併発日以降のその成人病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して成人病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した成人病のみによっても入院する必要がある場合に限りです。

第31条（新疾病入院特約が同時に付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に新疾病入院特約が同時に付加されている場合、この特約においては、次の入院について疾病を直接の原因とみなす旨の新疾病入院特約の規定は適用せず、成人病入院給付金の支払に際しては、成人病の治療を受けた最初の日から成人病による入院を開始したものとみなします。

- (1) 不慮の事故以外の外因による入院
- (2) 不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院
- (3) 分娩のための入院

第32条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - ② 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ③ 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、成人病入院給付金および成人病手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号①ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- (4) 第1号③の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①および②の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、成人病入院給付金および成人病手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (5) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第33条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の婚姻時の特別取扱の際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
- (2) 会社がこの特約の婚姻時の特別取扱を承諾したときは、主約款の婚姻時の特別取扱に関する規定を準用して、この特約の婚姻時の特別取扱を行います。
- (3) 第4条（特約給付金の支払）第1項表の適用に際しては、「復活」を「復活または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。
- (4) 第8条（告知義務）の適用に際しては、第5号として「特約の婚姻時の特別取扱」を追加します。
- (5) 第10条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、「この特約の締結、復活、復旧または成人病入

院給付日額の増額」を「この特約の締結、復活、復旧、成人病入院給付日額の増額または婚姻時の特別取扱」と読み替えます。

- (6) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (7) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」に読み替えます。

第34条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の保険金」を「主契約の第1回の年金」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約給付金の支払）第10項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、成人病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、成人病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、成人病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、成人病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
- (5) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第26条（成人病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第35条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (2) 第4条（特約給付金の支払）第10項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (3) 第15条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (4) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の成人病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の成人病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - (5) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (6) 第26条（成人病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
- 2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、通増型の保証期間付終身年金部分がある場合
通増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
確定年金部分
3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第36条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）

この特約が通増定期保険に付加されている場合、第17条（成人病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、成人病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、成人病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第37条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第17条（成人病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第38条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
 - ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ② 第4条（特約給付金の支払）第10項の規定の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ③ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合
介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
 - ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第39条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第15条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第40条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

18. 無解約返戻金特則

第41条（無解約返戻金特則）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。

第42条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）

この特則が付加された特約については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（解約返戻金）の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
- (2) この特約の契約内容が変更された場合において、支払うべき責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべき責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。ただし、第15条（特約の失効および消滅）第3項第2号の場合を除きます。

第43条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
成人病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 成人病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
成人病手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 成人病手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第17条、第21条
成人病入院給付日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第17条
成人病入院給付日額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる成人病

1. この特約の対象となる成人病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

成人病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～ I 09
	虚血性心疾患	I 20～ I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～ I 28
	その他の型の心疾患	I 30～ I 52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～ I 15
脳血管疾患	一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～ I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～17を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	成人病入院給付日額に対する倍率
1.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10

手術番号	手術の種類	成人病入院給付日額に対する倍率
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

備考

1. 同一の成人病

別表2の同一の種類に属する成人病は、病名を異にするときであっても、これを同一の成人病として取り扱います。また、異なる種類の成人病であっても、医学上重要な関係にある一連の成人病は、これを同一の成人病として取り扱います。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

5. 糖尿病、心疾患、高血圧性疾患および脳血管疾患

妊娠、分娩および産じょくの合併症を原因とする場合には、対象となる成人病の「糖尿病」、「心疾患」、「高血圧性疾患」および「脳血管疾患」には該当しません。

新女性疾病入院特約条項

1. 総則	160	第32条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	168
第1条（特約の締結）	160	第33条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	168
第2条（特約の責任開始期）	160	第34条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	169
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	160	第35条（主契約が逓増定期保険の場合の取扱）	169
2. 特約給付金の支払	160	第36条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	170
第4条（特約給付金の支払）	160	第37条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	170
第5条（支払限度の型）	161	第38条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	170
第6条（女性疾病入院給付金の支払限度）	161	第39条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	170
3. 特約保険料の払込免除	161	18. 無解約返戻金特則	171
第7条（特約保険料の払込免除）	161	第40条（無解約返戻金特則）	171
4. 告知義務・特約の解除	162	第41条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）	171
第8条（告知義務）	162	第42条（特則の解約）	171
第9条（告知義務違反による解除）	162	別表1 請求書類	172
第10条（特約を解除できない場合）	162	別表2 対象となる特定疾病	172
5. 重大事由による解除	163	別表3 入院	176
第11条（重大事由による解除）	163	別表4 病院または診療所	176
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	163	別表5 対象となる手術および手術給付割合表	176
第12条（特約保険料の払込）	163	備考	177
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	164		
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	164		
第15条（特約の失効および消滅）	164		
7. 特約の復活	165		
第16条（特約の復活）	165		
8. 特約内容の変更	165		
第17条（女性疾病入院給付日額の減額）	165		
第18条（女性疾病入院給付日額の増額）	165		
第19条（特約の復旧）	165		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	165		
9. 特約の解約	165		
第21条（特約の解約）	165		
10. 解約返戻金	166		
第22条（解約返戻金）	166		
11. 給付金の受取人による特約の存続	166		
第23条（給付金の受取人による特約の存続）	166		
12. 契約者配当	166		
第24条（契約者配当）	166		
13. 請求手続	166		
第25条（請求手続）	166		
14. 女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等	166		
第26条（女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）	166		
15. 契約内容の登録	166		
第27条（契約内容の登録）	166		
16. 主約款の準用	167		
第28条（主約款の準用）	167		
17. 特別取扱	167		
第29条（中途付加の場合の取扱）	167		
第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	167		
第31条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	168		

新女性疾病入院特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 女性疾病入院給付日額
 - 支払限度の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または女性疾病入院給付日額の増額が行われた場合の復旧部分または女性疾病入院給付日額の増額部分については、最後の復旧または女性疾病入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表3に定める入院であること (2) 特定疾病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 別表4に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること	入院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{女性疾病入院} \\ \text{給付日額} \end{array} \right) \times \text{入院日数}$	被保険者
女性疾病手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病を直接の原因とする別表5に定める手術であること (2) 特定疾病の治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 別表5の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 別表4に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{女性疾病入院} \\ \text{給付日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{手術給付} \\ \text{割合表に} \\ \text{定める倍率} \end{array} \right)$	被保険者

- 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に別表5に定める種類の手術を受けても、女性疾病手術給付金を支払いません。

- この特約の保険期間満了の時
- 主契約の保険金の支払によりこの特約が消滅した時

- 同一の特定疾病（この疾病と因果関係がある特定疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始し

た入院については、新たな入院とみなします。

4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる特定疾病を併発していたときまたは入院中に異なる特定疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日まで転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を特定疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その特定疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
7. この特約の責任開始期前に発病した特定疾病を直接の原因として入院しまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病によるものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術であるとき
 - (2) 原因となった特定疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその特定疾病を知っていたとき
8. 被保険者が別表5の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 入院中に女性疾病入院給付日額が変更された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付日額にもとづいて計算します。また、女性疾病入院給付日額が変更された場合には、女性疾病手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の女性疾病入院給付日額にもとづいて計算します。
10. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限りします。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金の受取人とします。
11. この特約の女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 60日型
 - (2) 180日型
 - (3) 730日型
 - (4) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第6条（女性疾病入院給付金の支払限度）

この特約による女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通 算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行います。
 - (1) 女性疾病入院給付日額の減額および増額

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務）

次の(1)から(4)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧
- (4) 女性疾病入院給付日額の増額

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧または女性疾病入院給付日額の増額の際は、その際の復旧部分または女性疾病入院給付日額の増額部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、会社は、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧または女性疾病入院給付日額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金もしくは女性疾病手術給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料を、主契約の保険料払込期間中に会社の定める取扱範囲内で、前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が前号の猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) この特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満

了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

5. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料を女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金から差し引きます。
6. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金を支払いません。
7. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主約款の定めにより保険金等の受取人に支払う場合は、その受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の女性疾病入院給付日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金の支払事由が生じた場合には、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金を支払いません。

第14条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、自動振替貸付の取扱を行いません。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
3. 前項第1号の場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
4. 第2項第2号の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（女性疾病入院給付日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、女性疾病入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、女性疾病入院給付日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額され、女性疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、女性疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額（通減定期保険特約の場合には基本保険金額）のうち会社の定める金額を主契約の保険金額に合計します。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付日額の減額については、主約款の保険金額の減額に関する規定を準用します。

第18条（女性疾病入院給付日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、女性疾病入院給付日額を増額することができます。
2. 会社が女性疾病入院給付日額の増額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から女性疾病入院給付日額の増額部分について特約上の責任を負います。
 - ① 女性疾病入院給付日額の増額を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に女性疾病入院給付日額の増額を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 女性疾病入院給付日額が増額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 女性疾病入院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示します。

第19条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

11. 給付金の受取人による特約の存続

第23条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における給付金の受取人（保険契約者と同一の場合は除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

12. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 請求手続

第25条（請求手続）

1. この特約の給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

14. 女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等

第26条（女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）

この特約の女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第27条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 女性疾病入院給付日額
 - (4) 契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）

- (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

16. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

17. 特別取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 責任開始期
- 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った場合
第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
- ② この特約の第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 保険期間
- この特約の保険期間は、中途付加日から主契約の保険期間満了日までの期間の範囲内で定めます。
- (3) 保険料の計算
- この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院および手術に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた特定疾病によるときは、会社は、女性疾病

入院給付金および女性疾病手術給付金を支払いません。

- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた特定疾病を併発した場合、その併発日以降のその特定疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した特定疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りです。

第31条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ① この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - ② 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
 - ③ 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (2) この特約が更新されたときは、女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 第1号①ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- (4) 第1号③の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1号①または②の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、女性疾病入院給付金および女性疾病手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (5) この特約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合で、更新時に主契約の保険料の払込が免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約の保険料の払込を要します。
 - ② この特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。
主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

第32条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合に、主契約の婚姻時の特別取扱が行われたときは、この特約はその特別取扱が行われた時に消滅するものとします。この場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第33条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の保険金」を「主契約の第1回の年金」と読み替えます。
- (3) 第4条（特約給付金の支払）第10項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
- (4) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ① 主契約が収入保障保険の場合
 2. 主契約の基本年金額が減額され、女性疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったと

きは、女性疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。

- ② 主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
- 2. 主契約の基本年金額が減額され、女性疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、女性疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
- (5) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を、主契約が収入保障保険の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」と、主契約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「主約款の基本年金額の減額に関する規定」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第26条（女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。

第34条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

- 1. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (2) 第4条（特約給付金の支払）第10項の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - (3) 第15条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - (4) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. 主契約の基本年金額が減額され、主契約の被保険者の女性疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の女性疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。
 - (5) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本年金額の減額に関する規定」に読み替えます。
 - (6) 第26条（女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所等）の適用にあたっては、「保険金等」を「年金等」と読み替えます。
- 2. この特約が付加されている5年ごと利差配当付個人年金保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更された場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - (2) 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、介護年金保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (3) 主契約の一部を夫婦年金支払もしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合、次に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ① 夫婦年金支払に移行した部分がある場合
夫婦年金支払に移行した部分
 - ② 前①以外の場合で、通増型の保証期間付終身年金部分がある場合
通増型の保証期間付終身年金部分
 - ③ 前①または②以外の場合で、定額型の保証期間付終身年金部分がある場合
定額型の保証期間付終身年金部分
 - ④ 前①から③まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - ⑤ 前①から④まで以外の場合
確定年金部分
- 3. 前項に定める主契約の変更によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う責任準備金の精算金がある場合には、年金支払開始日に主契約の責任準備金に充当して基本年金額を増額します。

第35条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）

この特約が通増定期保険に付加されている場合、第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 主契約の基本保険金額が減額され、女性疾病入院給付日額が会社の定める金額をこえるにいったときは、女性疾病入院給付日額を会社の定める金額まで減額します。この場合、主契約に付加されている死亡保険金のある特約の保険金額のうち会社の定める金額を主契約の基本保険金額に合計します。

第36条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第2項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第17条（女性疾病入院給付日額の減額）第3項の適用に際しては、「主約款の保険金額の減額に関する規定」を「主約款の基本保険金額の減額に関する規定」と読み替えます。

第37条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合
 - ① 会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険期間を変更することがあります。
 - ② 第4条（特約給付金の支払）第10項の規定の適用に際しては、「保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」と読み替えます。
 - ③ 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- (2) 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払および介護保障に移行する場合介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (3) 主契約の一部を移行する場合
 - ① 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ② 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第38条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (2) 第15条（特約の失効および消滅）第3項第2号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約の失効および消滅）第3項第3号の適用に際しては、「主契約の解約返戻金または責任準備金」を「主契約の解約返戻金または積立金」と読み替えます。

第39条（主契約等の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約または主契約に付加される他の特約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については主契約の被保険者を含みます。）は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約または主契約に付加される他の特約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

- (3) この特約の保険料は、主契約または主契約に付加される他の特約の更新日における主契約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

18. 無解約返戻金特則

第40条（無解約返戻金特則）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。

第41条（無解約返戻金特則を付加した場合の取扱）

この特則が付加された特約については、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（解約返戻金）の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
- (2) この特約の契約内容が変更された場合において、支払うべき責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべき責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。ただし、第15条（特約の失効および消滅）第3項第2号の場合を除きます。

第42条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
女性疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
女性疾病手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第17条、第21条
女性疾病入院給付日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第17条
女性疾病入院給付日額の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) この特約の被保険者についての会社所定の告知書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる特定疾病

1. この特約の対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

特定疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
悪性新生物	上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・膣	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
乳房、甲状腺、 女性生殖器もし くは腎尿路の良 性新生物または 性質不詳の新生 物	良性新生物（D10～D36）中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物（D30）中の	
	・腎	D30.0
	・腎盂	D30.1
	・尿管	D30.2
	・膀胱	D30.3
	・尿道	D30.4
	・その他の尿路	D30.7
	・甲状腺の良性新生物	D34
	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	・骨髄異形成症候群	D46
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の	
	・乳房	D48.6
血液および造血 器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害（D50～D89）中の	
	・鉄欠乏性貧血	D50
	・ビタミンB ₁₂ 欠乏性貧血	D51
	・葉酸欠乏性貧血	D52
	・その他の栄養性貧血	D53
	・後天性溶血性貧血	D59
	・後天性赤芽球ろうく瘍＞	D60
	・その他の無形成性貧血	D61
	・急性出血後貧血	D62
	・他に分類される慢性疾患における貧血	D63
	・その他の貧血	D64

特定疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
血液および造血 器の疾患	・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の	
	・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4
	・続発性血小板減少症	D69.5
	・血小板減少症、詳細不明	D69.6
内分泌腺、栄養 および代謝疾患	甲状腺障害	E00～E07
	その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の	
	・クッシング（Cushing）症候群	E24
	・卵巣機能障害	E28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の	
	・治療後甲状腺機能低下症	E89.0
	・治療後卵巣機能不全（症）	E89.4
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の	
	・その他の部位の静脈瘤（I86）中の	
	・外陰静脈瘤	I86.3
	・低血圧（症）	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の	
	・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化器系の疾患	胆のう〈嚢〉、胆管および膵の障害（K80～K87）中の	
	・胆石症	K80
	・胆のう〈嚢〉炎	K81
	・胆のう〈嚢〉のその他の疾患	K82
	・胆道のその他の疾患	K83
	消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の	
	・胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K91.5
筋骨格系および 結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	その他の明示された関節障害（M12）中の	
	・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕	M12.0
	全身性結合組織障害	M30～M36
腎尿路生殖器系 の疾患	腎尿路生殖器系の疾患（N00～N99）中の	
	・急性腎炎症候群	N00
	・急速進行性腎炎症候群	N01
	・反復性および持続性血尿	N02
	・慢性腎炎症候群	N03
	・ネフローゼ症候群	N04
	・詳細不明の腎炎症候群	N05
	・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく〈蛋白〉尿	N06
	・遺伝性腎症〈ネフロパシー〉、他に分類されないもの	N07
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N08
	・急性尿細管間質性腎炎	N10
	・慢性尿細管間質性腎炎	N11
	・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N12

特定疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
腎 尿 路 生 殖 器 系 の 疾 患	・ 閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患	N13
	・ 薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態	N14
	・ その他の腎尿細管間質性疾患	N15
	・ 他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・ 慢性腎不全	N18
	・ 詳細不明の腎不全	N19
	・ 腎結石および尿管結石	N20
	・ 下部尿路結石	N21
	・ 他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・ 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・ 膀胱炎	N30
	・ 神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・ その他の膀胱障害	N32
	・ 他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・ 尿道炎および尿道症候群	N34
	・ 尿道狭窄	N35
	・ 尿道のその他の障害	N36
	・ 他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・ 尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
妊 娠、分 娩 お よ び 産 じ ょ く 〈 褥 〉 の 合 併 症	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の ・ 多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩 ・ 多胎分娩、全児帝王切開 ・ その他の多胎分娩 ・ 多胎分娩、詳細不明	O84.1 O84.2 O84.8 O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、特定疾病の治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～29を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	女性疾病入院給付日額に対する倍率
1.	乳房切断術	20
2.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
3.	筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結筋腫・粘液腫手術は除く。）	10
4.	観血の血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
5.	静脈瘤根本手術	10
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	直視下心臓内手術	40
8.	脾摘除術	20
9.	腹膜炎手術	20
10.	胆嚢・胆道観血手術	20
11.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
12.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
13.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
14.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
15.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
16.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
17.	帝王切開娩出術	10
18.	子宮外妊娠手術	20
19.	子宮脱・膣脱手術	20
20.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20

手術番号	手術の種類	女性疾病入院給付 日額に対する倍率
21.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
22.	その他の卵管・卵巣手術	10
23.	甲状腺手術	20
24.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
25.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
26.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
27.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
28.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
29.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

備考

1. 同一の特定疾病
医学上重要な関係にある一連の特定疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の特定疾病として取り扱います。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。
3. 治療を目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

終身介護保障特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	180	第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	188
第1条（特約の締結）	180	第32条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）	188
第2条（特約の責任開始期）	180	第33条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）	188
第3条（特約の保険料払込期間）	180	第34条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）	189
2. 介護障害年金等の支払	180	別表1 請求書類	190
第4条（介護障害年金の種類）	180	別表2 公的介護保険制度	190
第5条（介護障害一時金の型）	180	別表3 要介護2以上の状態	190
第6条（介護障害年金等の支払）	181	別表4 要介護状態	191
第7条（介護障害年金の分割支払）	183	備考	191
第8条（介護障害年金の一括支払）	183		
第9条（戦争その他の変乱の場合の特例）	183		
3. 特約保険料の払込免除	183		
第10条（特約保険料の払込免除）	183		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	183		
第11条（告知義務）	183		
第12条（告知義務違反による解除）	184		
第13条（特約を解除できない場合）	184		
5. 重大事由による解除	184		
第14条（重大事由による解除）	184		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	185		
第15条（特約保険料の払込）	185		
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	186		
第17条（特約保険料の自動振替貸付）	186		
第18条（特約の失効および消滅）	186		
7. 特約の復活	186		
第19条（特約の復活）	186		
8. 特約内容の変更	186		
第20条（介護障害年金額の減額）	186		
第21条（特約の復旧）	186		
9. 特約の解約および解約返戻金	186		
第22条（特約の解約）	186		
第23条（解約返戻金）	186		
10. 介護障害年金等の受取人による特約の存続	187		
第24条（介護障害年金等の受取人による特約の存続）	187		
11. 契約者配当	187		
第25条（契約者配当）	187		
12. 請求手続	187		
第26条（請求手続）	187		
13. 介護障害年金等の支払の時期・場所等	187		
第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）	187		
14. 公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更	187		
第28条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	187		
15. 主約款の準用	188		
第29条（主約款の準用）	188		
16. 中途付加の場合の取扱	188		
第30条（中途付加の場合の取扱）	188		
17. 特別取扱	188		

終身介護保障特約(無解約返戻金型)条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 介護障害年金額
 - 介護障害年金の種類
 - 介護障害一時金の型

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

2. 介護障害年金等の支払

第4条（介護障害年金の種類）

- この特約の介護障害年金の種類は、介護障害年金の支払回数等に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

介護障害年金の種類	介護障害年金の支払回数等
終身年金	第6条（介護障害年金等の支払）の規定に該当する限り、終身にわたって介護障害年金を支払い、その支払回数に限度はありません。
5年確定年金	介護障害年金の支払は保険期間を通じて5回とし、すべての介護障害年金が支払われた場合、その支払後はこの特約からの支払金はありません。

- 前項により指定された介護障害年金の種類は、相互に変更することはできません。

第5条（介護障害一時金の型）

- この特約の介護障害一時金の型は、介護障害一時金額に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

介護障害一時金の型	介護障害一時金額
一時金なし型	介護障害一時金の支払はありません。
一時金1倍型	介護障害年金額×1
一時金2倍型	介護障害年金額×2
一時金4倍型	介護障害年金額×4

- 前項により指定された介護障害一時金の型は、相互に変更することはできません。
- 一時金なし型が指定された場合には、この特約条項を通じて、介護障害一時金にかかる規定は適用しません。

第6条（介護障害年金等の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の介護障害年金および介護障害一時金（以下「介護障害年金等」といいます。）を支払います。

名称	介護障害年金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
介護障害年金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病を原因として、次の各号のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度(別表2に定めるところによります。以下同じ。)に定める要介護2以上の状態(別表3に定めるところによります。以下同じ。)に該当していると認定されたとき (2) 満65歳未満の被保険者について、次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 要介護状態（別表4に定めるところによります。以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと ② 会社所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること (3) 高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるところによります。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病(この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りまゝ。)を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	介護障害年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	1. 介護障害年金の種類が終身年金の場合 第1回介護障害年金が支払われる場合で、その第1回介護障害年金の支払事由に該当した日（以下「第1回介護障害年金支払日」といいます。）の年単位の応当日（以下「介護障害年金支払応当日」といいます。）において、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、次の各号のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき (2) 満65歳未満の被保険者について、その日を含めて180日以上前から継続して会社所定の要介護状態に該当していると医師によって診断確定されたとき (3) 高度障害状態に該当しているとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病(この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りまゝ。)を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当しているときを含みます。 2. 介護障害年金の種類が5年確定年金の場合 第1回介護障害年金が支払われる場合で、介護障害年金支払応当日が到来したとき		

名称	支払事由	支払額	受取人
介護障害一時金	第1回介護障害年金が支払われるとき	介護障害一時金額 前条に定める	高度障害保険金の受取人 主契約の

2. この特約において、支払事由に該当しても介護障害年金等を支払わない場合は、次のとおりとします。

- (1) 被保険者が次のいずれかにより公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態に該当した場合には、第1回介護障害年金または介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）
- (2) 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、第1回介護障害年金または介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金を支払いません。
 - ① 保険契約者の故意
 - ② 被保険者の故意
3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、会社所定の要介護状態または高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 介護障害年金の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて直前1年以内に支払った介護障害年金または支払うべき介護障害年金があるときは、会社は、その支払事由による介護障害年金を支払いません。
5. 会社は、第1回介護障害年金を支払う際に、年金証書を介護障害年金の受取人に交付します。
6. 第1回介護障害年金が支払われるときは、次の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約日の応当日の前日までに第1回介護障害年金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を要しません。
7. 介護障害年金の種類が終身年金の場合、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態が中断したことにより介護障害年金が支払われなくなった後、被保険者が新たに第1回介護障害年金の支払事由に該当し、会社が介護障害年金を支払うべきときは、その支払事由に該当した日を新たな介護障害年金支払応当日とし、第2回以後の介護障害年金の支払事由の規定を適用します。
8. 会社所定の要介護状態により介護障害年金の支払事由に該当した場合、その状態が継続しているときには、第2回以後の介護障害年金の支払事由中、被保険者の年齢の条件を適用しません。
9. 第1回介護障害年金支払日以後、被保険者が死亡したときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。この場合に介護障害年金の種類が5年確定年金であるときは、会社は、将来の介護障害年金の支払に代えて、未払いの介護障害年金の現価に相当する金額（以下「未払年金現価」といいます。）を、次に定める者に一括して支払います。
 - (1) 主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合
被保険者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で被保険者の死亡時に生存している者（2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。）
 - (2) 保険契約者が法人で、かつ、主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者となる場合
保険契約者

10. 介護障害一時金の支払は、保険期間を通じて1回のみとします。
11. この特約の介護障害年金等の受取人は、第1項（介護障害年金については第9項および第7条（介護障害年金の分割支払）第2項を含みます。）に定める者以外に変更することはできません。
12. 保険契約者が法人で、かつ、介護障害年金の受取人が保険契約者となるときは、保険契約者は、第1回介護障害年金支払日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
13. 前項の規定による変更が行われたときは、年金証書に表示します。

第7条（介護障害年金の分割支払）

1. 第1回介護障害年金支払日以後、介護障害年金の受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の介護障害年金額を等分して支払います。ただし、介護障害年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
 - (1) 分割回数は、次のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回
 - ④ 年12回
 - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. この特約が消滅する場合、その消滅日の属する年度の介護障害年金に未支払分があるときは、これを一括して介護障害年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅する場合は、次に定める者に支払います。
 - (1) 主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合
被保険者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で被保険者の死亡時に生存している者（2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。）
 - (2) 保険契約者が法人で、かつ、主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者となる場合
保険契約者

第8条（介護障害年金の一括支払）

介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、第1回介護障害年金支払日以後、介護障害年金の受取人から請求があったときは、将来の介護障害年金の支払に代えて、未払年金現価を一括して支払います。この場合、この特約は消滅します。

第9条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、会社所定の要介護状態または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、会社所定の要介護状態または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社はその影響の程度に応じ、介護障害年金もしくは介護障害一時金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第10条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 介護障害年金額の減額
 - (2) 特約の復旧

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知し

てください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧の場合には、その際の復旧部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、介護障害年金等の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に介護障害年金等を支払っていたときは、介護障害年金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または介護障害年金等の受取人が証明したときは、介護障害年金等の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または介護障害年金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

第13条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の介護障害年金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の介護障害年金等を詐取する目的または他人にこの特約の介護障害年金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の介護障害年金等の請求に関し、介護障害年金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護障害年金もしくは介護障害一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護障害年金もしくは介護障害一時金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護障害年金または介護障害一時金を支払っていたときは、介護障害年金または介護障害一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または介護障害年金等の受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1回介護障害年金支払日前
この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。
 - (2) 第1回介護障害年金支払日以後
介護障害年金の種類が5年確定年金であるときは、未払年金現価を介護障害年金の受取人に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の主契約の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に介護障害年金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を介護障害年金等から差し引きます。
 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護障害年金等を支払いません。
 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人となります。）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
- (1) この特約が消滅したときまたは第1回介護障害年金が支払われるとき（いずれか1回のみとします。）。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

- (3) この特約の介護障害年金額が減額されたとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に介護障害年金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を介護障害年金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護障害年金等を支払いません。

第17条（特約保険料の自動振替貸付）

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

第18条（特約の失効および消滅）

1. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が消滅した場合には、第1回介護障害年金が支払われる場合を除いて、この特約は同時に消滅します。
3. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合には、この特約は同時に消滅します。

7. 特約の復活

第19条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第20条（介護障害年金額の減額）

1. 保険契約者は、第1回介護障害年金支払日前に限り、将来に向かって、介護障害年金額を減額することができます。ただし、減額後の介護障害年金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護障害年金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護障害年金額の減額については、主約款の基本保険金額の減額に関する規定を準用します。

第21条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

9. 特約の解約および解約返戻金

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、第1回介護障害年金支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第23条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

10. 介護障害年金等の受取人による特約の存続

第24条（介護障害年金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における介護障害年金等の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護障害年金等の支払事由が生じ、会社が介護障害年金等を支払うべきときは、その介護障害年金の額（介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、第1回介護障害年金の額と未払年金現価の合計額とします。）および介護障害一時金の額の合計額（以下本項において「介護障害年金等の額」といいます。）を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護障害年金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、介護障害年金等の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第26条（請求手続）

1. 介護障害年金等の支払事由が生じたとき、または第1回介護障害年金支払日以後に被保険者が死亡したときは、保険契約者またはその介護障害年金等（未払年金現価を含みます。）の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、介護障害年金または介護障害一時金の受取人が介護障害年金または介護障害一時金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（介護障害年金または介護障害一時金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、介護障害年金または介護障害一時金の受取人の代理人として介護障害年金または介護障害一時金を請求することができます。ただし、介護障害年金または介護障害一時金の受取人が法人である場合を除きます。
4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が介護障害年金または介護障害一時金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、介護障害年金または介護障害一時金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に介護障害年金または介護障害一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 前各項のほか、この特約の介護障害年金等の請求手続については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 介護障害年金等の支払の時期・場所等

第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）

この特約による介護障害年金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第28条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によ

って2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 主約款の準用

第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

16. 中途付加の場合の取扱

第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険料払込期間
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別取扱

第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約または介護年金支払移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第1回介護障害年金支払日前に、主契約の全部を移行し、かつ、移行後の年金の種類が確定年金である場合、この特約は解約されたものとして取り扱います。この場合、この特約に責任準備金がある場合でも、この特約の責任準備金はないものとして取り扱い、主契約の積立金には充当しません。
- (2) 前号に該当しない場合は、この特約はそのまま継続します。この場合において、主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、第18条（特約の失効および消滅）の規定を準用します。

第32条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約が消滅するときは、この特約も同時に消滅します。この場合、リビング・ニーズ特約条項第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第1号の規定にかかわらず、第1回介護障害年金支払日以後に、この特約が消滅するときは、リビング・ニーズ保険金の請求日に被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したものとみなして、この特約条項の規定を適用します。

第33条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

1. この特約を新医療保険αに付加する場合には、新医療保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新医療保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第6条（介護障害年金等の支払）第1項および第9項ならびに第7条（介護障害年金の分割支払）第2項の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の入院手術給付金受取人」と読み替えます。
 - (2) 第14条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「介護障害年金等の受取人」を「介護障害年

金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）」と読み替えます。

- (3) 第15条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、「保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とし、）に払いもどします。」を「保険契約者（主契約の死亡給付金が支払われるときは、主契約の死亡給付金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とし、）に払いもどします。」と読み替えます。
- (4) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (5) 第26条（請求手続）第3項から第5項までの規定は適用せず、第6項の適用に際しては、「前各項」を「第1項および第2項」と、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」と読み替えます。
- (7) 第18条（特約の失効および消滅）第3項、第21条（特約の復旧）、第29条（主約款の準用）ただし書き、第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）および第32条（主契約にリビング・ニューズ特約が付加されている場合の取扱）の規定ならびに特約の復旧に関する規定は適用しません。
- (8) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。
 - ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
 - ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第34条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（介護障害年金等の支払）第1項および第9項ならびに第7条（介護障害年金の分割支払）第2項の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の入院手術給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第12条（告知義務違反による解除）第3項および第4項ならびに第14条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「介護障害年金等の受取人」を「介護障害年金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、「保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とし、）に払いもどします。」を「保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とし、）に払いもどします。」と読み替えます。
- (4) 第17条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、「第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、」を「主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、」と読み替えます。
- (5) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第26条（請求手続）第3項から第5項までの規定は適用せず、第6項の適用に際しては、「前各項」を「第1項および第2項」と、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「主約款の保険金および解約返戻金」を「主約款の給付金」と読み替えます。
- (8) 第18条（特約の失効および消滅）第3項、第21条（特約の復旧）、第29条（主約款の準用）ただし書き、第31条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）および第32条（主契約にリビング・ニューズ特約が付加されている場合の取扱）の規定ならびに特約の復旧に関する規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
第 1 回介護障害年金・ 介護障害一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護障害年金または介護障害一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第 6 条
第 2 回以後の介護障害 年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 介護障害年金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第 6 条
未払年金現価の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 未払年金現価の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本	第 6 条、第 8 条、 第 14 条
保険契約者から被保険 者への特約上の権利義 務の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 6 条
介護障害年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 20 条
介護障害年金等の受取 人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する介護障害年金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第 24 条
介護障害年金または介 護障害一時金の代理請 求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書および住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第 26 条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表 3 要介護 2 以上の状態

「要介護 2 以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に定める要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表4 要介護状態

「要介護状態」とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 ② 衣服の着脱が自分ではできない。 ③ 入浴が自分ではできない。 ④ 食物の摂取が自分ではできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|--|

備考

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動揺しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

自動更新特約条項

第1条（特約の締結）	193	第7条（主特約が通減定期保険特約の場合の取扱）	194
第2条（主特約の更新）	193	第8条（主特約が通院特約等の場合の取扱）	195
第3条（特約の解約）	194	第9条（主特約が5年ごと利差配当付養老保険等に付	195
第4条（特約の更新）	194	加されている場合の取扱）	195
第5条（中途付加の取扱）	194		
第6条（主特約が生存給付金付定期保険特約の場合の取扱）	194		

自動更新特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、定期保険特約等会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により、主特約に付加して締結します。

第2条（主特約の更新）

この特約が付加された主特約は、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 保険契約者から主特約の保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、主特約は更新されます。
- (2) 前号にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、主特約は更新されません。
 - ① 主契約の契約日（主特約が中途付加されたときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算した更新前の主特約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間以上であるとき
 - ② 更新日（更新前の主特約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるとき
 - ③ 主特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときまたは特別保険料領収方法が適用されているときに限り主特約が更新されないものとし、次のいずれかの場合は主特約は更新されます。
 - ア. 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主特約の保険期間満了日前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後の主特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。
 - イ. 特定部位不支払方法が適用されている場合。この場合に、主特約の保険期間満了日前までに会社指定の期間が満了しているときは、更新後の主特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されないものとし、それ以外のときは、主特約の更新の際に特別条件特約も更新され、更新後の主特約には更新前の主特約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。
 - ウ. 指定障害不担保方法が適用されている場合。この場合、主特約の更新の際に特別条件特約も更新され、更新後の主特約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。
 - ④ 更新時に、会社が主特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (3) 更新後の主特約については、次に定めるところによります。
 - ① 保険期間
 - ア. 更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新後の主特約の保険期間を次のとおり変更します。
 - a. 更新後の主特約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳をこえるとき
更新日から主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳となる日の前日までの期間
 - b. 更新後の主特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
更新日から主契約の保険料払込満了までの期間
 - イ. 前ア.にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、次のとおり取り扱います。
 - a. 次回更新後の主特約の保険期間が、前ア.ただし書きにより5年未満となるとき
回目の更新を行わず、その更新前の主特約の保険期間と通算した保険期間とします。
 - b. 更新日が主契約の保険料払込期間満了日の翌日のとき
更新後の主特約の保険期間は、その更新日から主契約の被保険者の契約上の年齢が80歳となる日の前日までの期間とします。
 - ウ. 前ア.およびイ.にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で保険期間を変更することがあります。

② 保険金額および給付日額

ア. 更新前の主特約の保険金額または給付日額と同額とします。

イ. 前ア. にかかわらず、保険契約者は、更新日から主特約の保険金額または給付日額を変更することができます。この場合、更新前の主特約の保険期間満了日の2か月前までに請求してください。ただし、変更後の主特約の保険金額または給付日額が会社の定める金額をこえる場合または下回る場合には、会社は、主特約の保険金額または給付日額の変更は取り扱いません。

③ 保険料

更新日における主特約の被保険者の年齢によりあらためて計算します。

④ 保険期間の継続の取扱

次の主特約の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。

ア. 特約保険金の支払

イ. 特約給付金の支払

ウ. 特約保険料の払込免除

エ. 告知義務

オ. 告知義務違反による解除

カ. 特約を解除できない場合

キ. 他の保険種類への変更

⑤ 第1回保険料の払込

更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。ただし、主特約の保険料が一時払のときは、次のとおり取り扱います。

ア. 保険料の自動振替貸付

取り扱いません。

イ. 主契約の保険料の払込が免除されているときの取扱

ア. 主特約の保険料の払込を要します。

イ. 主特約の保険料は、次の期日までに払い込んでください。

更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了日

⑥ 適用する特約および保険料率

更新日における特約および保険料率を適用します。

⑦ 保険証券

新たに保険証券を発行します。

(4) この特約が複数の主特約にそれぞれ付加された場合、これらの主特約の更新日は、同一とします。

(5) 更新後の主特約については、本条に定めがある事項を除いて主特約の規定を適用します。

(6) 第2号④により主特約が更新されないときは、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に締結することがあります。

第3条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第4条（特約の更新）

主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

第5条（中途付加の取扱）

1. 主特約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。
2. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第6条（主特約が生存給付金付定期保険特約の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険特約に付加されている場合、更新後の主特約の型は更新前と同じとします。ただし、更新前の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者から申出があり、会社が承諾したときは、更新日から主特約の型を変更します。

第7条（主特約が逓減定期保険特約の場合の取扱）

この特約が逓減定期保険特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 第2条（主特約の更新）第3号②の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 基本保険金額

ア．更新日の前日における主特約の保険金額と同額とします。

イ．前ア．にかかわらず、保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、更新日から主特約の基本保険金額を変更することができます。この場合、更新前の主特約の保険期間満了日の2か月前までに請求してください。ただし、変更後の主特約の基本保険金額が会社の定める金額をこえる場合または下回る場合には、会社は、主特約の基本保険金額の変更は取り扱いません。

- (2) 更新後の主特約の保険期間が、第2条第3号①の規定により、更新前の主特約の保険期間よりも短期に変更されることによって会社の定める期間に満たなくなるときは、主特約は更新されないものとします。この場合、更新の取扱に準じて、定期保険特約を更新時に締結します。

第8条（主特約が通院特約等の場合の取扱）

この特約が通院特約または新通院特約（以下本条において「通院特約等」といいます。）に付加されている場合、主契約に付加されている災害入院特約、疾病入院特約、新災害入院特約または新疾病入院特約のいずれかが更新されないときは、第2条（主特約の更新）第1号の規定にかかわらず、通院特約等は更新されません。

第9条（主特約が5年ごと利差配当付養老保険等に付加されている場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている特約に付加されており、かつ契約者配当金について、主特約に付加される5年ごと利差配当特約の規定により主契約の普通保険約款を準用する場合には、「契約日」を「更新日」と読み替えます。ただし、「契約日からその日を含めて2年」は「更新日からその日を含めて1年」と読み替えます。

保険料払込免除特約条項

1. 総則	198	別表 1 請求書類	204
第 1 条 (特約の締結)	198	別表 2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒 中の定義	204
第 2 条 (特約の責任開始期)	198	別表 3 対象となる特定障害状態	205
2. 保険料の払込免除	198	備考〔別表 3〕	206
第 3 条 (保険料の払込免除)	198	別表 4 要介護状態	223
3. 保険料の払込を免除しない場合	198	備考〔別表 4〕	223
第 4 条 (保険料の払込を免除しない場合)	198	備考 1. 薬物依存	224
第 5 条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	199		
4. この特約を付加した場合の保険料	199		
第 6 条 (この特約を付加した場合の保険料)	199		
5. 告知義務・告知義務違反による解除	199		
第 7 条 (告知義務)	199		
第 8 条 (告知義務違反による解除)	199		
第 9 条 (特約を解除できない場合)	199		
6. 重大事由による解除	200		
第 10 条 (重大事由による解除)	200		
7. 特約の失効および消滅	200		
第 11 条 (特約の失効および消滅)	200		
8. 特約の復活および復旧	200		
第 12 条 (特約の復活)	200		
第 13 条 (特約の復旧)	200		
9. 特約の解約	200		
第 14 条 (特約の解約)	200		
10. 解約返戻金および責任準備金	200		
第 15 条 (解約返戻金および責任準備金)	200		
11. 契約者配当	201		
第 16 条 (契約者配当)	201		
12. 請求手続	201		
第 17 条 (請求手続)	201		
13. 主約款の準用	201		
第 18 条 (主約款の準用)	201		
14. 特別取扱	201		
第 19 条 (中途付加の場合の取扱)	201		
第 20 条 (この特約を付加した場合における主約款に定 める保険料の払込免除の請求手続に関する取 扱)	201		
第 21 条 (主契約が収入保障保険等の場合の取扱)	201		
第 22 条 (主契約が医療保険の場合の取扱)	202		
第 23 条 (主契約がガン保険の場合の取扱)	202		
第 24 条 (主契約が新医療保険の場合の取扱)	202		
第 25 条 (主契約が新ガン保険の場合の取扱)	202		
第 26 条 (主契約が新医療保険 α の場合の取扱)	202		
第 27 条 (主契約が新ガン保険 α の場合の取扱)	203		
第 28 条 (主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取 扱)	203		
第 29 条 (主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の 取扱)	203		
第 30 条 (主契約にリビング・ニーズ特約が付加されて いる場合の取扱)	203		
第 31 条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	203		
第 32 条 (主契約が無解約返戻金型逡減定期保険の場合 の取扱)	203		

保険料払込免除特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 保険料の払込免除

第3条（保険料の払込免除）

1. 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、次のいずれかに該当した場合（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に該当した場合には、その払込期月）以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行なわれた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
 - (2) 責任開始期以後に発生した疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき
 - ① 急性心筋梗塞（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - ② 脳卒中（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 - (3) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、特定障害状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより特定障害状態に該当したときを含みます。
 - (4) 次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき
 - ① 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表4に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと
 - ② 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること
2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害もしくは疾病を原因として特定障害状態もしくは要介護状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しい事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。
4. 第1項の規定にかかわらず、免除対象特約の保険料が一時払の場合には、免除対象特約の保険料の払込を免除しません。

3. 保険料の払込を免除しない場合

第4条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより特定障害状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者の故意

- (2) 被保険者の故意
- 2. 被保険者が次のいずれかにより要介護状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の薬物依存(備考1に定めるところによります。)
- 3. 前条第1項第1号に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。

第5条(戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が戦争その他の変乱により特定障害状態または要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により特定障害状態または要介護状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

4. この特約を付加した場合の保険料

第6条(この特約を付加した場合の保険料)

- 1. この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、保険料払込方法が一時払の免除対象特約の場合、この特約を付加した場合の保険料は適用しません。

5. 告知義務・告知義務違反による解除

第7条(告知義務)

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

第8条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 2. 会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 3. 前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
- 4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第9条(特約を解除できない場合)

- 1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者(保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。)が、保険契約者または被保険者が第7条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

7. 特約の失効および消滅

第11条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅した場合
 - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
 - (3) 主契約または免除対象特約の保険期間または保険料払込期間が変更され、会社の定める範囲外となった場合
 - (4) 免除対象特約に自動更新特約が付加された場合

8. 特約の復活および復旧

第12条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

第13条（特約の復旧）

1. この特約が第11条（特約の失効および消滅）第2項第2号の規定により消滅した場合で、主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

9. 特約の解約

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金および責任準備金

第15条（解約返戻金および責任準備金）

この特約については、解約返戻金および責任準備金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約返戻金および責任準備金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

11. 契約者配当

第16条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第17条（請求手続）

1. この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 保険契約者と被保険者が同一で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、次の者が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができます。
 - (1) 請求時において、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者
 - ① 保険契約者と同居している保険契約者の3親等内の親族
 - ② 保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
4. 前項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。

13. 主約款の準用

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

14. 特別取扱

第19条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

 - ① 中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険料の計算

この特約を中途付加した場合の主契約および免除対象特約の保険料は、それぞれ会社の定めるところにより計算した保険料に改めます。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第20条（この特約を付加した場合における主約款に定める保険料の払込免除の請求手続に関する取扱）

この特約を付加した保険契約（主契約が新医療保険、新ガン保険、新医療保険 α または新ガン保険 α である場合を除きます。）に主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、その保険料の払込免除の請求についても第17条（請求手続）第3項および第4項の規定を準用して、保険契約者の代理人が保険料の払込免除の請求をすることができるものとします。

第21条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅

します。

- (2) 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第22条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合、この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。

第23条（主契約がガン保険の場合の取扱）

この特約がガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 主約款の請求手続に関する規定の第3項に定める指定代理請求人が指定されている場合、第17条（請求手続）第3項の適用に際しては、その指定代理請求人（ただし、主約款の請求手続に関する規定の第4項の定めを満たす者であることを要します。）が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができるものとします。
- (3) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第24条（主契約が新医療保険の場合の取扱）

1. この特約が新医療保険に付加されている場合、第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

2. この特約が付加されている新医療保険に、新ガン診断給付特約が同時に付加されている場合、新ガン診断給付特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に関する規定により新ガン診断給付特約が無効となり、保険契約者に新ガン診断給付特約の保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第25条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

- (2) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第26条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

1. この特約が新医療保険αに付加されている場合、第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

2. この特約が付加されている新医療保険αに、ガン診断給付特約αが同時に付加されている場合、ガン診断給付特約α条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に関する規定によりガン診断給付特約αが無効となり、保険契約者にガン診断給付特約αの保険料が払い戻されるときは、この特約が付加され

た以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第27条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

- (2) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

第28条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合において、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を適用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第29条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合、主約款第1条（積立金および積立利率）に定める積立金の金額はこの特約を付加しない場合と同額とします。

第30条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、リビング・ニーズ特約が同時に付加されており、かつ、リビング・ニーズ特約条項の請求手続に関する規定の第2項に定める指定代理請求人が指定されている場合、第17条（請求手続）第3項の適用に際しては、その指定代理請求人（ただし、リビング・ニーズ特約条項の請求手続に関する規定の第3項の定めを満たす者であることを要します。）が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができるものとします。

第31条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合には、次に定めるところによります。

- (1) 契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた悪性新生物を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第1号に定める保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は保険料の払込を免除しません。ただし、その後（特定部位に生じた悪性新生物については特定期間満了後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、新たに罹患した悪性新生物を責任開始期前を含めて初めて罹患したものとみなして、保険料の払込を免除します。
- (2) 契約日からその日を含めて特定期間内に特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第2号から第4号までに定めるいずれかの保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第32条（主契約が無解約返戻金型逡減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型逡減定期保険に付加されている場合には、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書	第3条
保険料の払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者の代理人の戸籍抄本 (5) 保険契約者の代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 保険契約者または保険契約者の代理人の健康保険証の写し	第17条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

- 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表 1 によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 6 年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表 2 の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特長付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43～C 44）のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	脳血管疾患（I 60～I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63
3. 脳卒中		

2. 上記1. 表2の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 対象となる特定障害状態

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（平成13年1月6日現在）の障害等級1級に定める程度の障害の状態（下表）にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考〔別表3〕

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「両眼の視力の和」とは、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、特定障害状態に該当したものと認めません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値をいいます。
3. 上肢の障害
 - a. 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節（肩関節・ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - (1) 不良肢位で強直しているもの
 - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (3) 筋力が著減または消失しているもの
 - b. 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
 - c. 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのと同程度の機能障害があるものをいいます。
4. 下肢の障害
 - 「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (1) 不良肢位で強直しているもの
 - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (3) 筋力が著減または消失しているもの
5. 体幹の障害
 - a. 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいいます。
 - b. 「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができ程度の障害をいいます。
6. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害
 - 「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - (1) 一上肢および一下肢の用を全く廃したもの。「用を全く廃したもの」とは、日常動作のすべてが一人で全くできない場合、またはこれに近い状態をいいます。
 - (2) 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状
 - 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものをいい、「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状」を疾患別に例示すると以下のとおりです。なお、以下のc.腎疾患、d.肝疾患、およびe.血液・造血器疾患で使用する〔一般状態区分表〕は、次のとおりです。

〔一般状態区分表〕

- ①無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- ②軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- ③歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- ④身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
- ⑤身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のⅠ型（広汎空洞型）またはⅡ型（非広汎空洞型）であるもの ②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅢ型（不安定非空洞型）で病巣の拡がりが3（大）であるもの
じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とするもの ②下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ.またはオ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%以下のもの ③いかなる負荷にも耐え得ないもの
肺機能障害	①活動能力の程度が下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ.またはオ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a) 予測肺活量一秒率が20%以下のもの (b) 下記の〔動脈血ガス分析値表Ⅰ〕に示す高度の異常があるもの ②いかなる負荷にも耐え得ないもの
〔呼吸器疾患活動能力区分表〕 ア. 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる イ. 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる ウ. 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける エ. ゆっくりでも少し歩くと息切れがする オ. 息苦しくて身のまわりのこともできない	
〔動脈血ガス分析値表Ⅰ〕 ①動脈血O ₂ 分圧 55（mmHg）以下 ②動脈血CO ₂ 分圧 60（mmHg）以上	

b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がオ.またはエ.に該当し、かつ、下記の〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの	
〔心臓疾患重症度区分表〕 ア. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの イ. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの ウ. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの エ. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの オ. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの	
〔心臓疾患検査所見等表〕 ①明らかな器質的雑音が認められるもの ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの ③胸部X線所見で、肺野の高度うっ血所見のあるもの ④心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの ⑤心電図で、脚ブロック所見のあるもの ⑥心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの ⑦心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの ⑧心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの ⑨心電図で、S Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの ⑩心電図で、第Ⅲ誘導およびV ₁ 以外の誘導のTが逆転した所見があるもの ⑪心臓ペースメーカーを装着したもの ⑫人工弁を装着したもの	

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの	
〔腎疾患臨床所見区分表Ⅰ〕	
①尿毒症性心包炎	
②尿毒症性出血傾向	
③尿毒症性中枢神経症状	
〔腎疾患検査所見区分表Ⅰ〕	
①内因性クレアチニンクリアランス値	10 (ml/分) 未満
②血清クレアチニン濃度	8 (mg/dl) 以上
③血液尿素窒素	80 (mg/dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの				
②下記の〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか2系列以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの				
〔肝疾患臨床所見区分表Ⅰ〕				
①高度の腹水が存続するもの				
②意識障害発作を繰り返すもの				
③胆道疾患で発熱が頻発するもの				
〔肝機能異常度指表Ⅰ〕				
検査 系列	検査項目	単位	異常	高度 異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	ICG (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

(注) 1系列の検査成績が異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が異常または高度異常を示すものとし、1系列の検査成績が高度異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が高度異常を示すものとする。

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの ②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕のア. に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕 ①治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの ②輸血をひんぱんに必要とするもの
	〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕 ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 血色素量が6.0g/dl未満のもの (b) 赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 白血球数が1500/mm ³ 未満のもの (b) 顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの エ. 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (a) 有核細胞が2万/mm ³ 未満のもの (b) 巨核球数が15/mm ³ 未満のもの (c) リンパ球が60%以上のもの (d) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が10以上のもの
出血傾向群 (注1)	高度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅰ〕のうち、1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔出血傾向群検査所見区分表Ⅰ〕 ①出血時間 (デューク法) が10分以上のもの ②凝固時間 (リー・ホワイト法) が30分以上のもの ③血小板数が3万/mm ³ 未満のもの
造血器腫瘍群 (注2)	下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅰ〕 ①発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの ②輸血をひんぱんに必要とするもの ③急性転化の症状を示すもの
	〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅰ〕 ①病的細胞が出現しているもの ②末梢血液中の赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの ③末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの ④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの ⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm ³ 未満のもの ⑥C反応性タンパク (CRP) の陽性のもの ⑦乳酸脱水素酵素 (LDH) の上昇を示すもの

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅰ〕の全てに該当しているもの

〔悪性新生物検査所見区分表Ⅰ〕

①赤血球数	250（万/mm ³ ）未満
②血色素量	8（g/dl）未満
③ヘマトクリット	20%未満
④総蛋白	4（g/dl）未満

g. 高血圧

次の条件をほぼ満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）

- ①高い拡張期性高血圧（通常拡張期血圧が120mm/Hg以上）
- ②眼底所見で、両側性にうっ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す
- ③腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
- ④全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

8. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (1) 精神分裂病によるものにあつては、高度の欠陥状態または高度の病状があるため、高度の人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- (2) そううつ病によるものにあつては、高度の感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- (3) 非定型精神病によるものにあつては、欠陥状態または病状が前記の(1)、(2)に準ずるもの
- (4) てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または高度の認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- (5) 中毒精神病によるものにあつては、高度の認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- (6) 器質精神病によるものにあつては、高度の認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの
- (7) 知的障害によるものにあつては、精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの

9. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合

a. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害（以下「障害等」といいます。）が2つ併存するとき個々の障害等について、下記の表1-1〔併合判定表〕における該当番号を求めた後、当該番号に基づき下記の表1-2〔併合認定表〕による併合番号を求め、その番号が「1号」となる場合を特定障害状態に該当したものとします。

b. 障害等が3つ以上併存するとき

下記の表1-1〔併合判定表〕に該当する障害等を対象とし、次の手順で求めた最終の併合番号が「1号」となる場合は、特定障害状態に該当したものとします。

- (1) 表1-1〔併合判定表〕から各障害等についての該当番号を求めます。
- (2) (1)により求めた番号のうち、最も大きいものとその直近のものについて、表1-2〔併合認定表〕により、併合番号を求め、以下順次、その求めた併合番号と残りのうち最も大きいものとの組合せにより、最終の併合番号を求めます。

(注) 障害等の程度が、表1-1〔併合判定表〕に明示されている場合は、上記a. またはb. で求めた併合番号の結果にかかわらず、表1-1〔併合判定表〕に明示されている番号とします。

表1-1〔併合判定表〕

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	平衡機能に著しい障害を有するもの
	3	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
3号	1	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
	3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの
	5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
4号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
	2	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	3	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	両下肢の10趾を中足趾節間関節以上で欠くもの
	5	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	6	一下肢を足関節以上で欠くもの
	7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	両耳の聴力レベルが50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの
	7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの
7号	1	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50%以下のもの
	3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	6	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
	7	両下肢の10趾の用を廃したもの
	8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	9	精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
	2	脊柱の機能に障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	5	一下肢が5センチメートル以上短縮したもの
	6	一上肢に偽関節を残すもの
	7	一下肢に偽関節を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの
	10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の3指以上の用を廃したもの
	11	一下肢の5趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	12	精神または神経系統に労働に制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
	3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
	5	一耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
	7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
	10	ひとさし指を併せ一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの
	12	一上肢のおや指を併せ2指の用を廃したもの
	13	一下肢の第1趾を併せ2以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	14	一下肢の5趾の用を廃したもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	3	一耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	6	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	7	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの
	10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	一上肢のおや指の用を廃したもの
	12	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指の用を廃したもの
	14	一下肢の第1趾又は他の4趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
11号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	一耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
	7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したもの
	8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したもの

12号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	5	長管状骨に奇形を残すもの
	6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの
	8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
	4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
	5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
	7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
	8	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	9	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第2趾の用を廃したもの
	11	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
	12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの

表1-2〔併合認定表〕

	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
3号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
4号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	4号	4号	4号	4号	4号	4号
5号	1号	1号	1号	3号	4号	4号	5号	5号	5号	5号	5号	5号
6号	2号	2号	2号	4号	4号	4号	6号	6号	6号	6号	6号	6号
7号	2号	2号	2号	4号	4号	6号	7号	7号	7号	7号	7号	7号
8号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	7号	8号	8号	8号
9号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	8号	9号	9号	9号
10号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	8号	9号	10号	10号	10号
11号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	10号	10号
12号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	11号	12号
13号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	12号	12号

（注1）表頭及び表側（網掛け部分）の「2号」から「13号」までの数字は、表1-1〔併合判定表〕の各番号を示します。

（注2）表中の数字（「1号」から「12号」まで）は、併合番号を示します。

（注3）次に掲げる障害をそれぞれ併合した場合及び次の障害と表1-1〔併合判定表〕の「5号」ないし「7号」の障害とを併合した場合は、併合の結果にかかわらず、併合番号「4号」に該当するものとみなします。

- （1）両上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
- （2）一上肢のおや指及び中指を基部から欠き、有効長が0のもの
- （3）一上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

備考〔表1-1〔併合判定表〕〕

1. 眼の障害

a. 視野障害

- (1) 視野狭窄とは、白色視標によって測定された単眼の求心性視野の狭窄をいいます。
- (2) 両眼による視野欠損とは、白色視標による合同視野の欠損、すなわち、両眼で一点を注視しつつ測定した両眼視野の欠損をいいます。

b. 調節機能障害及び輻輳機能障害

「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため、複視、頭痛等の眼精疲労が生じ、読書が続けられない程度のものをいいます。

c. まぶたの欠損障害

「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいいます。

2. 耳の障害（聴力障害）

最良語音明瞭度の算出は、次によるものとします。

- (1) 検査は、録音器またはマイク付オージオメータにより、通常の会話の強さで発声し、オージオメータの音量を適当に強めたり、弱めたりして最も適した状態で行います。
- (2) 検査語は、語音弁別能力測定用語音集により、2秒から3秒に1語の割合で発声し、語音明瞭度を検査します。なお、語音聴力表は「57-A・B」とします。
- (3) 語音明瞭度は、次式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正解語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 (\%)$$

3. 鼻の障害

「鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻軟骨部の全部または大部分を欠損し、かつ、鼻呼吸障害のあるものをいいます。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- a. 「そしゃく機能に相当程度の障害を残すもの」とは、全粥または軟菜以外は摂取できない程度のものをいいます。
- b. 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、ある程度の常食は摂取できるが、そしゃくが十分でないため、食事が制限される程度のものをいいます。

6. 言語機能の障害

- a. 「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音をいいます。以下同じ。）のうち、2種が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。
- b. 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種が発音不能または極めて不明瞭なため、電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。

7. 上肢の障害

a. 機能障害

- (1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいいます。
- (2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。
- (3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動揺関節、習慣性脱臼）をいいます。
- (4) 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (5) 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの

②中手指節関節または近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節、その他の指については近位指節間関節以上で欠くものをいいます。

c. 変形障害

(1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に変形を残すもの

②橈骨または尺骨に変形を残すもの

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

8. 下肢の障害

a. 機能障害

(1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいいます。

(2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。

(3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動揺関節、習慣性脱臼）をいいます。

(4) 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節以上で欠くもの

②中足趾節関節または近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

(1) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。

(2) 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節から欠くものをいいます。

c. 変形障害

(1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に変形を残すもの

②脛骨に変形を残すもの（腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当します。）

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

9. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

10. 脊柱の障害

a. 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されている程度のもの

(2) コルセットは常時必要としないが、必要に応じて装着しなければ労働に従事することが不能な程度のもの

b. 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の4分の3以下に制限されている程度のもの

11. 併合判定表 4号-7における「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のものをいい、これに該当する「身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状」を例示すると以下のとおりです。

a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅠ型もしくはⅡ型（浄化空洞例を除く）またはⅢ型で病巣の拡がり3（大）であるもの ②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がり1（小）または2（中）であるもの												
じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもの ②胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの ③備考〔別表3〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 a. 呼吸器疾患 に定める〔呼吸器疾患活動能力区分表〕（以下「〔呼吸器疾患活動能力区分表〕」といいます。）のウ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの ④2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの ⑤2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの												
肺機能障害	①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のウ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの （a）予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの （b）下記の〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕に示す中程度または軽度の異常があるもの ②2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または1段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの												
〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕													
<table><tr><td>検査項目</td><td>単位</td><td>軽度異常</td><td>中等度異常</td></tr><tr><td>動脈血O₂分圧</td><td>mmHg</td><td>75～66</td><td>65～56</td></tr><tr><td>動脈血CO₂分圧</td><td>mmHg</td><td>46～50</td><td>51～59</td></tr></table>		検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	動脈血O ₂ 分圧	mmHg	75～66	65～56	動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	46～50	51～59
検査項目	単位	軽度異常	中等度異常										
動脈血O ₂ 分圧	mmHg	75～66	65～56										
動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	46～50	51～59										

b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、備考〔別表3〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 b. 心疾患 に定める〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がウ.に該当し、かつ、〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、備考〔別表3〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 に定める〔一般状態区分表〕（以下「〔一般状態区分表〕」といいます。）の③または④に該当するもの	
〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕 ①腎不全に基づく末梢神経症 ②腎不全に基づく消化器症状 ③水分電解質異常 ④腎不全に基づく精神異常 ⑤X線上における骨異栄養症 ⑥腎性貧血 ⑦代謝性アシドーシス ⑧重篤な高血圧症 ⑨腎疾患に直接関連するその他の症状	
〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕 ①内因性クレアチンクリアランス値 10（ml/分）以上20（ml/分）未満 ②血清クレアチニン濃度 5（mg/dl）以上8（mg/dl）未満 ③血液尿素窒素 40（mg/dl）以上80（mg/dl）未満	

（注）人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、備考〔別表3〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 d. 肝疾患 に定める〔肝機能異常度指表Ⅰ〕（以下「〔肝機能異常度指表Ⅰ〕」といいます。）に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの ②〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの	
〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕 ①腹水が1ヶ月以上存続するもの ②明らかな食道静脈瘤が証明されるもの ③高度の腹壁静脈怒張のあるもの	

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの ②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア. に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの
	〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕 ①治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの ②輸血を時々必要とするもの
	〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕 ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 血色素量が6.0g/dl以上9.0g/dl未満のもの (b) 赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 白血球数が1500/mm³以上3000/mm³未満のもの (b) 顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの エ. 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (a) 有核細胞が2万/mm³以上5万/mm³未満のもの (b) 巨核球数が15/mm³以上30/mm³未満のもの (c) リンパ球が40%以上60%未満のもの (d) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が3以上10未満のもの
出血傾向群 (注1)	中度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を時々輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの
	〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕 ①出血時間 (デューク法) が5分以上10分未満のもの ②凝固時間 (リー・ホワイト法) が20分以上30分未満のもの ③血小板数が3万/mm³以上5万/mm³未満のもの
造血器腫瘍群 (注2)	下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの
	〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕 ①発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの ②輸血を時々必要とするもの ③容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
	〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕 ①白血球数が正常化し難いもの ②末梢血液中の赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの ③末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの ④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの ⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm³以上600/mm³未満のもの

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%以上70%未満になり、かつ、下記の「悪性新生物検査所見区分表Ⅱ」の全てに該当しているもの

「悪性新生物検査所見区分表Ⅱ」

①赤血球数	250（万/mm ³ ）以上350（万/mm ³ ）未満
②血色素量	8（g/dl）以上10（g/dl）未満
③ヘマトクリット	20%以上25%未満
④総蛋白	4（g/dl）以上5（g/dl）未満

g. 高血圧症

1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

h. 脊柱の障害

コルセット等の装具を常時必要とし、かつ、身辺の処理等がかろうじて可能な程度のもの

i. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

- ①両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。以下同じ。）
- ②両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ③一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ④四肢の機能に障害を残すもの（「機能障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合をいいます。以下同じ。）

12. 併合判定表4号-8「精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

- ①精神分裂病によるものにあつては、欠陥状態または病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- ②そううつ病によるものにあつては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするもの
- ③非定型精神病によるものにあつては、欠陥状態または病状が前記①、②に準ずるもの
- ④てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作または認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- ⑤中毒精神病によるものにあつては、認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- ⑥器質精神病によるものにあつては、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの
- ⑦知的障害によるものにあつては、精神能力の全般的発達に遅滞があるもの

13. 併合判定表7号-8「身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する病状および障害状態を例示すると以下のとおりです。

a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌がなく、次のいずれかに該当するもの (1)胸部X線所見が学会分類のⅡ型（浄化空洞例のもの）のもの (2)胸部X線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がり1（小）または2（中）であるもの (3)胸部X線所見が学会分類のⅣ型（安定非空洞型）で抗結核剤による化学療法を施行しているもの
	②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅣ型であるもの

じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第3型のもの ②〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア.またはイ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が30%を超え40%以下のもの ③2段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの ④2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの
肺機能障害	①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア.またはイ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a) 予測肺活量一秒率が30%を超え40%以下のもの (b) 下記の〔動脈血ガス分析値表Ⅲ〕に示す軽度の異常があるもの ②2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
〔動脈血ガス分析値表Ⅲ〕	
①動脈血O ₂ 分圧	75～66（mmHg）
②動脈血CO ₂ 分圧	46～50（mmHg）

b. 心疾患

浮腫、息ぎれ等が出没する臨床症状があり、〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がイ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ①「心臓疾患検査所見等表」のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの
- ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で56%以上のもの
- ③胸部X線所見で、肺野にうっ血所見のあるもの

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅲ〕に掲げる臨床症状があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの	
〔腎疾患臨床所見区分表Ⅲ〕 ①高血圧または浮腫が常時あるもの ②病的な顕微鏡的血尿または蛋白尿が常時あるもの	
〔腎疾患検査所見区分表Ⅲ〕 ①内因性クレアチンクリアランス値 20 (ml/分) 以上50 (ml/分) 未満 ②血清クレアチン濃度 3 (mg/dl) 以上 5 (mg/dl) 未満 ③血液尿素窒素 25 (mg/dl) 以上40 (mg/dl) 未満	

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅲ〕に掲げる所見があり、かつ、〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、A、B又はDのいずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの、又はC系列の検査成績が中等度の異常を示すもので、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの ②バイオブシー検査により、明らかな慢性活動性肝炎または肝硬変の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの
〔肝疾患臨床所見区分表Ⅲ〕 ①食欲不振、悪心、かゆみ、黄疸等の症状または所見が長期間出没するもの ②全身倦怠の症状が、長期間出没するもの

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	①下記の「難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ」のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の「難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ」のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、「一般状態区分表」の②または③に該当するもの ②溶血性貧血の場合は、下記の「難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ」のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の「難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ」のア. に該当し、かつ、「一般状態区分表」の②または③に該当するもの
	「難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ」 ①治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの ②輸血を必要に応じて行うもの
	「難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ」 ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 血色素量が9.0g/dl以上10.0g/dl未満のもの (b) 赤血球数が300万/mm ³ 以上350万/mm ³ 未満のもの イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (a) 白血球数が3000/mm ³ 以上5000/mm ³ 未満のもの (b) 顆粒球数が1000/mm ³ 以上2000/mm ³ 未満のもの ウ. 末梢血液中の血小板数が5万/mm ³ 以上10万/mm ³ 未満のもの エ. 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (a) 有核細胞が5万/mm ³ 以上10万/mm ³ 未満のもの (b) 巨核球数が30/mm ³ 以上50/mm ³ 未満のもの (c) リンパ球が20%以上40%未満のもの (d) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が3未満のもの
出血傾向群 (注1)	軽度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているものであり、かつ、下記の「出血傾向群検査所見区分表Ⅲ」のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、「一般状態区分表」の②または③に該当するもの
	「出血傾向群検査所見区分表Ⅲ」 ①出血時間 (デューク法) が3分以上5分未満のもの ②凝固時間 (リー・ホワイト法) が10分以上20分未満のもの ③血小板数が5万/mm ³ 以上10万/mm ³ 未満のもの
造血器腫瘍群 (注2)	次のすべてに該当するもの ア. 治療に反応するが肝脾腫を示しやすいもの イ. 白血球が増加しているもの ウ. 「一般状態区分表」の②または③に該当するもの

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%以上80%未満になり、かつ、下記の「悪性新生物検査所見区分表Ⅲ」の全てに該当しているもの	
「悪性新生物検査所見区分表Ⅲ」	
①赤血球数	350 (万/mm ³) 以上400 (万/mm ³) 未満
②血色素量	10 (g/dl) 以上12 (g/dl) 未満
③ヘマトクリット	25%以上30%未満
④総蛋白	5 (g/dl) 以上6 (g/dl) 未満

g. 高血圧症

頭痛、めまい、耳鳴、手足のしびれ等の自覚症状があり、1年以上前に一過性脳虚血発作のあったもの、眼底に著明な動脈硬化の所見を認めるもの

h. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

- ①一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ②一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ③両上肢に機能障害を残すもの
- ④両下肢に機能障害を残すもの
- ⑤一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

14. 併合判定表7号-9「精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

- ①精神分裂病によるものにあつては、欠陥状態または病状があり、人格崩壊の程度は著しくないが、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があり、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②そううつ病によるものにあつては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返し労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③非定型精神病によるものにあつては、欠陥状態または病状が前記の①、②に準ずるもの
- ④てんかんによるものにあつては、認知症は著しくないが、性格変化その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑤中毒精神病によるものにあつては、認知症、性格変化は著しくないが、その他の異常体験等があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑥器質精神病によるものにあつては、認知症、人格崩壊は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑦知的障害によるものにあつては、精神能力の発達に遅滞があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの

15. 併合判定表8号-12「精神または神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、以下に示す程度のものをいいます。

- ①認知症のため労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②性格変化が認められ、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③巣症状のため、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ④上記に掲げるもののほか、脳の器質障害により、労働に制限を加えることを必要とするもの

16. 併合判定表10号-15「身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する肢体の障害は、以下に示す程度のものをいいます。

- ①一上肢に機能障害を残すもの
- ②一下肢に機能障害を残すもの

別表4 要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 ② 衣服の着脱が自分ではできない。 ③ 入浴が自分ではできない。 ④ 食物の摂取が自分ではできない。 ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|--|

備考〔別表4〕

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動揺しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

備考1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

代理請求特約条項

1. 総則	226
第1条（特約の締結）	226
2. 保険金等の代理請求	226
第2条（保険金等の代理請求）	226
第3条（代理請求できない場合）	227
3. 特約の失効および消滅	227
第4条（特約の失効および消滅）	227
4. 指定代理請求人の変更または解除	227
第5条（指定代理請求人の変更または解除）	227
5. 特約の解約	227
第6条（特約の解約）	227
6. 主約款の準用	227
第7条（主約款の準用）	227
7. 特別取扱	227
第8条（中途付加の場合の取扱）	227
第9条（告知義務違反による解除等の通知）	227
第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）	227
第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）	227
第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	228
第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	228
第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	228
第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）	228
第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）	228
第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）	228
第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）	229
別表1 請求書類	230

代理請求特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人であるときは取り扱いません。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

2. 保険金等の代理請求

第2条（保険金等の代理請求）

1. この特約を付加した場合、次に定めるところにより代理請求を取り扱います。
 - (1) 被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金、年金、一時金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険金等の受取人が保険金等を請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。
 - (2) 被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、保険契約者の代理人が、保険料の払込免除を請求することができます。
2. 前項の保険金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）は、次の者とし
ます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人または保険契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とし
ます。
 - ① 死亡保険金（死亡給付金または収入保障年金を含みます。）の受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前2項の規定により、代理請求人が保険金等または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
4. 前3項の規定により、保険金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終
わるまで保険金等の支払金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被

保険者の診断を求めたときも同様とします。

第3条（代理請求できない場合）

前条の規定にかかわらず、代理請求人の故意により保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。

3. 特約の失効および消滅

第4条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約を付加した主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人に変更されたとき

4. 指定代理請求人の変更または解除

第5条（指定代理請求人の変更または解除）

1. 保険契約者は、別表1に定める書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または解除をすることができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

5. 特約の解約

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

6. 主約款の準用

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがないときは主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

7. 特別取扱

第8条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約の締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時以後に請求する保険金等の支払について、この特約の取扱を行います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第9条（告知義務違反による解除等の通知）

この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、代理請求人に通知します。

第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、保険金等の受取人または保険契約者の代理人による保険金等または保険料の払込免除の請求に関する規定は適用しません。

第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）

この特約が養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）

に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合において、生存給付金付定期保険普通保険約款または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険普通保険約款の婚姻時の特別取扱に関する規定により被保険者が変更されたときは、この特約は消滅するものとします。

第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）

この特約がガン保険またはガン保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約のガン入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第2号の適用に際しては、「被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」を「請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保

険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」と読み替えます。

- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号の適用に際しては、「保険契約者が被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」を「保険契約者が次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 別表1の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新通院特約（以下「傷害特約等」といいます。）が付加されている場合、第2条（保険金等の代理請求）の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主契約の被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

別表 1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
保険金等または保険料 払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 代理請求人の戸籍謄本 (7) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第 2 条
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 5 条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

リビング・ニース特約条項

1. 総則	232	第28条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	237
第1条（用語の定義）	232	第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	237
第2条（特約の締結）	232	第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	238
第3条（特約の責任開始期）	232	第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	238
2. 特約保険金の支払	232	第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	238
第4条（リビング・ニース保険金の支払）	232	第33条（主契約が無解約返戻金型通増定期保険の場合の取扱）	238
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	233	別表1 請求書類	239
3. 告知義務・告知義務違反による解除	233		
第6条（告知義務および告知義務違反による解除）	233		
4. 重大事由による解除	233		
第7条（重大事由による解除）	233		
5. 特約保険料の払込	233		
第8条（特約保険料の払込）	233		
6. 特約の失効および消滅	233		
第9条（特約の失効および消滅）	233		
7. 特約の復活	234		
第10条（特約の復活）	234		
8. 特約の復旧	234		
第11条（特約の復旧）	234		
9. 特約の解約	234		
第12条（特約の解約）	234		
10. 解約返戻金	234		
第13条（解約返戻金）	234		
11. 契約者配当	234		
第14条（契約者配当）	234		
12. 請求手続	234		
第15条（請求手続）	234		
13. リビング・ニース保険金の支払の時期および場所等	235		
第16条（リビング・ニース保険金の支払の時期および場所等）	235		
14. 主約款の準用	235		
第17条（主約款の準用）	235		
15. 特別取扱	235		
第18条（中途付加の場合の取扱）	235		
第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）	235		
第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）	235		
第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）	236		
第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）	236		
第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）	236		
第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	236		
第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）	236		
第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	236		
第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）	237		

リビング・ニーズ特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

- この特約において「特約基準保険金額」とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。
- 前項の特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

第2条（特約の締結）

- この特約は、主契約締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 特約保険金の支払

第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人の故意

- 前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が会社の本店に到着しない限り、会社は、このリビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店に到着した日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて主契約の保険期間満了日までの期間が1年以内である場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額るとき
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額より少額るとき
主契約は、特約基準保険金額と同額の保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。
 - 主契約が保険料年払契約の場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日からその直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。以下同じ。）が6か月を超えるとき。ただし、本号の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
会社は、リビング・ニーズ保険金の請求日から、直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日

までの期間から6か月を差し引いた期間について、前2号により消滅した部分または減額された部分の保険料相当額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。

6. リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
7. リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われる場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
8. リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、次に定めるところによります。
 - (1) リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第1号に該当していた場合
主契約の保険金は支払いません。
 - (2) リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第2号に該当していた場合
リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
10. 主約款に定める自動振替貸付金または契約者貸付金がある場合には、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利合計額を差し引きます。
11. リビング・ニーズ保険金の受取人は、第1項および第9項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合に、戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社はその影響の程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 告知義務・告知義務違反による解除

第6条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。この場合、第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人を死亡保険金受取人と同様に取り扱います。

4. 重大事由による解除

第7条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、主約款に定める重大事由による解除を、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できないときは、第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人に通知します。

5. 特約保険料の払込

第8条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

6. 特約の失効および消滅

第9条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
 - (2) 主契約が消滅した場合
 - (3) 主契約が延長保険へ変更された場合

7. 特約の復活

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約の復旧

第11条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

9. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第13条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

11. 契約者配当

第14条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第15条（請求手続）

1. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
2. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の第1号または第2号の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなるときは甥姪）
 - ④ 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、リビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④に掲げる以外の者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他前①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
3. 前項の規定により、指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第1号または第2号の範囲内の者であることを要します。
4. 前2項の規定により、リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項第1号または第2号に定める範囲内の者であることを要します。
6. 前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

13. リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等

第16条（リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等）

リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

14. 主約款の準用

第17条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

15. 特別取扱

第18条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、通減定期保険特約、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下本条において、「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、次に定めるところによります。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期保険特約等の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間の場合および主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険、積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険の場合は、本条の規定を適用しません。

- (1) 特約基準保険金額は、主契約の保険金額および定期保険特約等の保険金額の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。ただし、通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については次の金額を主契約の保険金額と合計します。
 - ① 通減定期保険特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額
 - ② 収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における年金の現価相当額
- (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息ならびに主契約および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
- (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額と同額るとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている定期保険特約等以外の特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - ② 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額より少額るとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約および定期保険特約等のそれぞれの保険金額（通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については、第1号に定める金額とします。）の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約および定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。

第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新交通災害割増特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合には、これらの特約の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の特約の保険金額または給付日額が会社の定める限

度をこえるにいったときでも、特約の保険金額または給付日額は減額されないものとします。

2. この特約の付加された主契約に災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払によりこれらの特約が消滅したときの取扱は、高度障害保険金の支払により主契約が消滅したときに準じて取り扱います。

第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に家族定期保険特約（配偶者型）または家族定期保険特約（子型）（以下「家族定期保険特約（配偶者型）等」といいます。）が付加されている場合に、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約が消滅するときは、家族定期保険特約（配偶者型）等も同時に消滅します。この場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第1号の規定にかかわらず、会社は、家族定期保険特約（配偶者型）等に責任準備金があるときはこれを被保険者に支払います。

第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に特別条件特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合に、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、次の1号に定める金額から2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 特約基準保険金額から、会社の定める方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額

第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、会社は、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新される場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。
2. この特約が低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を適用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加されている場合、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。
2. この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新されるときは、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

1. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約、養老保険特約、生存給

付金付定期保険特約または通減定期保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加されていることを要します。

2. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
- (1) 特約基準保険金額は、定期保険特約等の保険金額（通減定期保険特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額とします。）の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。
 - (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
 - (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額と同額るとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - ② 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額より少額るとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における定期保険特約等のそれぞれの保険金額の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。
 - (4) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第8項以下の適用に際しては、「主契約」を「定期保険特約等」と読み替えます。
 - (5) 第6条（告知義務および告知義務違反による解除）および第7条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主約款」を「定期保険特約等」と読み替えます。
 - (6) 第9条（特約の失効および消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. 次の場合、この特約は消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
- (2) 主契約が消滅した場合
- (3) 主契約が払済年金保険へ変更された場合
- (4) 主契約に付加されたすべての定期保険特約等が消滅した場合
- (5) 年金支払開始日が到来した場合

第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合で、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定めるリビング・ニーズ保険金が支払われるときは、特約基準保険金額に対応する部分に対しては、主契約の死亡保険金または死亡給付金を支払う場合の取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第28条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）

この特約が通増定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）第3号②の場合において、主契約の保険金額を減額するときは、その減額された保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (4) 主契約にガン割増特則が付加されている場合、ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。

第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険料払込期間中であるときは、主契約の死亡給付金額は、特約基準保険金額の対象となりません。

- (2) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合、第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）第2項中、第1号から第5号の規定は、本号の場合にこれを準用します。

第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかの特約が付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を移行する場合
この特約は、消滅します。
- (2) 主契約の一部を移行する場合
主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分についてこの特約を適用します。

第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基本保険金額の全部または一部が特約基準保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金支払われた場合に、リビング・ニーズ保険金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合に応じて、増加保険金をリビング・ニーズ保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における主契約の年金の現価相当額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を、収入保障保険の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金額」と、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金月額」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第33条（主契約が無解約返戻金型逡減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型逡減定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
リビング・ニーズ保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の戸籍謄本 (7) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第15条
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

年金支払特約条項

1. 総則	241	第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）	243
第1条（特約の締結）	241	10. 請求手続	244
第2条（年金基金の設定）	241	第17条（請求手続）	244
2. 年金の支払	241	11. 年金等の支払の時期および場所等	244
第3条（年金の種類）	241	第18条（年金等の支払の時期および場所等）	244
第4条（年金額の計算）	241	12. 時効	244
第5条（年金支払日および年金受取人）	242	第19条（時効）	244
第6条（年金の分割支払）	242	13. 主約款の準用	244
第7条（年金の一括支払）	242	第20条（主約款の準用）	244
3. 年金受取人の住所の変更	242	14. 特別取扱	244
第8条（年金受取人の住所の変更）	242	第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）	244
4. 特約の消滅	242	第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）	244
第9条（特約の消滅）	242	第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	244
5. 特約内容の変更	242	第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）	245
第10条（年金支払の内容の変更）	242	第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	245
第11条（年金受取人の変更）	243	第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）	245
6. 特約の解約	243	第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）	245
第12条（特約の解約）	243	別表1 請求書類	246
7. 契約者配当	243		
第13条（契約者配当）	243		
8. 年金受取人の代表者	243		
第14条（年金受取人の代表者）	243		
9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	243		
第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）	243		

年金支払特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
- 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、この特約の名称を保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、次のいずれかとします。

- 確定年金
あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。
- 保証期間付終身年金
あらかじめ定めた一定期間（以下「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとします。

第4条（年金額の計算）

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
保険金の受取人と同一人

第6条（年金の分割支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。
ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
 - (1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回
 - ④ 年12回
 - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. 年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本項において同じ。）が死亡したことによりこの特約が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。ただし、会社が年金を一括支払する場合で、年金受取人が生存しているときは、年金受取人に支払います。

第7条（年金の一括支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）
残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価
2. 保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。）が年金基金の設定後第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。
3. 保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。
 - (1) 年金証書に表示します。
 - (2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。
4. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

3. 年金受取人の住所の変更

第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の年金受取人の住所または通信先が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

4. 特約の消滅

第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

5. 特約内容の変更

第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その

他の年金支払の内容の変更を請求することができます。

2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。
3. 年金支払の内容が変更されたときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社へ通知することにより、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社へ変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
3. 確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 保証期間付終身年金において、年金受取人が第1回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6. 年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7. 第3項および第4項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8. 年金受取人の遺言によって、本条の変更をすることはできません。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

7. 契約者配当

第13条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

8. 年金受取人の代表者

第14条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、特約付加申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

10. 請求手続

第17条（請求手続）

この特約にもとづく支払および変更は、別表 1 に定める請求書類を提出して請求してください。

11. 年金等の支払の時期および場所等

第18条（年金等の支払の時期および場所等）

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

12. 時効

第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から 3 年間請求がない場合には消滅します。

13. 主約款の準用

第20条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、この特約（反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。）を解除するときは、会社は、この特約のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金（年金の一括支払をする場合の金額と同額）をその年金受取人に支払います。

14. 特別取扱

第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、この特約は主契約とともに更新されます。

第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険に付加されている場合には、保険期間満了時に支払事由が発生する生存給付金についても年金で支払います。この場合、次に定めるところによります。

- (1) 第 1 条（特約の締結）第 1 項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約は保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部（保険期間満了時に支払う生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険期間満了時に支払う生存給付金を年金で支払います。
- (2) 第 2 条（年金基金の設定）第 1 項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が締結されたときは、保険期間満了時に、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第 5 条（年金支払日および年金受取人）第 3 号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 第 9 条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第 1 項および第12条（特約の解約）第 1 項の適用に際しては、「保険金」を「保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。

第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

1. この特約の収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）（以下本条において「収入保障保険等」といいます。）への付加は、収入保障年金または高度障害年金（無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金。以下本条において同じ。）の未払年金の一括支払の請求が行われた場合に限ります。
2. この特約が収入保障保険等に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第 1 条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

1. この特約は収入保障年金または高度障害年金（無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金。以下同じ。）の受取人の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、収入保障年金または高度障害年金の未払年金の現価に相当する額の一時支払に代えて、その額を年金で支払います。
 2. 収入保障年金または高度障害年金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは、主契約の年金証書に表示します。
- (2) 第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. この特約が締結されたときは、その締結の時に、収入保障年金または高度障害年金の未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条（年金支払日および年金受取人）第3号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「収入保障年金または高度障害年金の受取人」と読み替えます。
- (4) 第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第1項および第11条（年金受取人の変更）の規定は適用しません。

第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「保険金等」と読み替えます。

第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、この特約に定める年金基金に充当した保険金については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「死亡給付金」と読み替えます。

第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）

この特約を付加する主契約に、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下「収入保障特約等」といいます。）が付加されている場合には、収入保障特約等の収入保障年金または高度障害年金の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第5条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第6条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本	第7条
年金支払の内容の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ① 旧年金受取人の戸籍謄本 ② 年金受取人代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第11条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

区分料率適用特約条項

第1条（特約の締結）	247	第11条（特約の復旧）	249
第2条（特約の保険期間）	247	第12条（主契約の復旧）	249
第3条（適用保険料率）	247	第13条（特約の解約）	249
第4条（告知義務）	247	第14条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）	249
第5条（告知義務違反による特約の解除）	247	第15条（年齢の誤りの処理）	249
第6条（特約を解除できない場合）	248	第16条（特約の自動更新）	249
第7条（特約の失効）	248	第17条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）	250
第8条（特約の消滅）	248	第18条（主約款の準用）	250
第9条（特約の復活）	248		
第10条（主契約の保険金額の増額）	248		

区分料率適用特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を締結または更新する際、保険契約者の申出により、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て主契約に付加して締結します。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第3条（適用保険料率）

この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の健康状態、喫煙歴ならびに自動車および原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）の運転履歴により、次の各号のいずれかの保険料率を適用します。

- (1) S D非喫煙者優良体保険料率
- (2) 非喫煙者優良体保険料率
- (3) S D非喫煙者標準体保険料率
- (4) 非喫煙者標準体保険料率
- (5) S D喫煙者優良体保険料率
- (6) 喫煙者優良体保険料率

第4条（告知義務）

この特約の締結、復活もしくは復旧、主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際、会社が、主契約の給付に影響を及ぼす重要な事項である被保険者の健康状態、過去1年以内の喫煙歴および自動車等の運転履歴等に関して書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

第5条（告知義務違反による特約の解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際は、その際の主契約の保険金額の増額部分。以下第5項を除き、本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、主契約の保険金もしくは年金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が、解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または主契約の保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の保険金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合または主契約の保険金額の増額部分を解除した場合には、次

のとおり取り扱います。

- (1) この特約を解除した場合には、会社の定める方法により主契約の保険金額または基本年金額もしくは基本年金月額（以下「保険金額等」といいます。）を削減します。
- (2) 主契約の保険金額の増額部分を解除した場合には、会社は、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第6条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活もしくは復旧、主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（主契約の責任開始期前に原因が生じていたことにより主契約の保険金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第8条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約はその事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約の保険金額等が減額され、会社所定の金額未満となるとき
2. 前項第2号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定めるところにより計算した金額を授受します。

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主契約の保険料率は、失効前の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復活の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、失効前の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復活後の主契約に適用する保険料率を、失効前の保険料率とは変更することがあります。
 - (2) 前号ただし書きにより主契約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
3. この特約の復活の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって復活するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。

第10条（主契約の保険金額の増額）

この特約を付加した場合、主契約の保険金額の増額については、次に定めるところによります。

- (1) 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに限り、主契約の保険金額の増額を取り扱います。

- (2) 前号の場合、保険金額の増額後の主契約に適用する保険料率は、保険金額の増額前に適用されていた保険料率と同一とします。

第11条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主契約の保険料率は、払済保険または延長保険への変更前の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復旧の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、払済保険または延長保険への変更前の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復旧後の主契約に適用する保険料率を、払済保険または延長保険への変更前の保険料率とは変更することがあります。
 - (2) 前号ただし書きにより主契約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
3. この特約の復旧の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復旧するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
4. 前項までの規定にかかわらず、この特約が第8条（特約の消滅）第1項第2号の事由により消滅している場合には、主契約の復旧が行われるときでも、この特約の復旧は取り扱いません。

第12条（主契約の復旧）

主契約の復旧の請求の際に、この特約が付加されている場合は、復旧の際の保険金額等の増額部分については、第10条（主契約の保険金額の増額）の規定を準用して、主契約の復旧を取り扱います。

第13条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第14条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）

1. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生前に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により処理します。
2. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生後に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により主契約の保険金額等を削減します。

第15条（年齢の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合において、実際の年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定める方法で処理します。

第16条（特約の自動更新）

1. この特約の更新は取り扱いません。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約が更新される場合で、更新後の主契約の保険期間満了日が、この特約の付加日から10年以内であるときに限り、この特約は主契約と同時に更新するものとします。この場合、この特約の更新日は主契約の保険期間満了日の翌日とします。
3. 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の主契約および特約については次に定めるところによります。
 - (1) 適用する特約条項および保険料率
更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (2) 適用する保険料率の区分
更新前と同一の保険料率の区分を適用します。
4. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第2項の規定による更新の取扱に準じて、内容を同一とする他の特約を主契約の保険期間満了日の翌日に締結します。この場合、この特約と他

の特約の保険期間は継続されたものとします。

第17条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料相当額を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の定める方法で計算した保険料の差額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料の差額が会社の指定した期日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額等を削減します。
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約に保険料払込方法（回数）が一時払の特約が同時に付加されている場合には、会社は、第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

区分料率適用特約（特約用）条項

第1条（特約の締結）	251	第11条（主特約の復旧）	253
第2条（特約の保険期間）	251	第12条（特約の解約）	253
第3条（適用保険料率）	251	第13条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）	253
第4条（告知義務）	251	第14条（年齢の誤りの処理）	253
第5条（告知義務違反による特約の解除）	251	第15条（特約の自動更新）	253
第6条（特約を解除できない場合）	252	第16条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）	253
第7条（特約の失効）	252	第17条（主約款等の準用）	254
第8条（特約の消滅）	252		
第9条（特約の復活）	252		
第10条（特約の復旧）	252		

区分料率適用特約（特約用）条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を付加または更新する際、保険契約者の申出により、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て主特約に付加して締結します。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主特約の保険期間と同一とします。

第3条（適用保険料率）

この特約を付加した主特約の保険料率は、被保険者の健康状態、喫煙歴ならびに自動車および原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）の運転履歴により、次の各号のいずれかの保険料率を適用します。

- (1) S D非喫煙者優良体保険料率
- (2) 非喫煙者優良体保険料率
- (3) S D非喫煙者標準体保険料率
- (4) 非喫煙者標準体保険料率
- (5) S D喫煙者優良体保険料率
- (6) 喫煙者優良体保険料率

第4条（告知義務）

この特約の締結、復活もしくは復旧または主特約の復旧の際、会社が、主特約の給付に影響を及ぼす重要な事項である被保険者の健康状態、過去1年以内の喫煙歴および自動車等の運転履歴等に関して書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

第5条（告知義務違反による特約の解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（主特約の復旧の場合には、その際の復旧部分。以下第5項を除き、本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、主特約の保険金もしくは年金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が、解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または主特約の保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主特約の保険金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社の定める方法により主特約の保険金額または基本

年金額もしくは基本年金額（以下「保険金額等」といいます。）を削減します。

第6条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活もしくは復旧または主特約の復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 主特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（主特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより主特約の保険金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

第7条（特約の失効）

主特約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第8条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約はその事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主特約が消滅したとき
 - (2) 主契約および主特約が払済保険または延長保険に変更されたとき
 - (3) 主特約の保険金額等が減額され、会社所定の金額未満となるとき
2. 前項第3号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定めるところにより計算した金額を授受します。

第9条（特約の復活）

1. 主契約および主特約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主特約の保険料率は、失効前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復活の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、失効前の主特約の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復活後の主特約に適用する保険料率を、失効前の主特約の保険料率とは異なる保険料率とすることがあります。
 - (2) 前号ただし書きにより主特約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
3. この特約の復活の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復活するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。

第10条（特約の復旧）

1. 主契約および主特約の復旧の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主特約の保険料率は、払済保険または延長保険への変更前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復旧の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、払済保険または延

長保険への変更前の主特約の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復旧後の主特約に適用する保険料率を、払済保険または延長保険への変更前の主特約の保険料率とは異なる保険料率とすることがあります。

- (2) 前号ただし書きにより主特約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
3. この特約の復旧の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約が主特約の特約条項の規定によって復旧するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
4. 前項までの規定にかかわらず、この特約が第8条（特約の消滅）第1項第3号の事由により消滅している場合には、主特約の復旧が行われるときでも、この特約の復旧は取り扱いません。

第11条（主特約の復旧）

主特約の復旧の請求の際に、この特約が付加されている場合は、復旧の際の復旧部分については、次に定めるところによります。

- (1) 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに限り、主特約の復旧を取り扱います。
- (2) 前号の場合、復旧後の主特約に適用する保険料率は、復旧前の主特約に適用されていた保険料率と同一とします。

第12条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第13条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）

1. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生前に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により処理します。
2. 主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生後に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により主特約の保険金額等を削減します。

第14条（年齢の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合において、実際の年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定める方法で処理します。

第15条（特約の自動更新）

1. この特約の更新は取り扱いません。
2. 前項の規定にかかわらず、主特約が更新される場合で、更新後の主特約の保険期間満了日が、この特約の付加日から10年以内であるときに限り、この特約は主特約と同時に更新するものとします。この場合、この特約の更新日は主特約の保険期間満了日の翌日とします。
3. 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の主特約およびこの特約については次に定めるところによります。
 - (1) 適用する特約条項および保険料率
更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (2) 適用する保険料率の区分
更新前と同一の保険料率の区分を適用します。
4. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第2項の規定による更新の取扱に準じて、内容を同一とする他の特約を主特約の保険期間満了日の翌日に締結します。この場合、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第16条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した主特約を含む第1回保険料相当額を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加

しない保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の定める方法で計算した保険料の差額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料の差額が会社の指定した期日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主特約の保険金額等を削減します。
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合、主契約に保険料払込方法（回数）が一時払の特約が同時に付加されている場合、主契約の一部について保険料を一時払とする場合またはこの特約を付加した主特約を主契約に中途付加する場合には、会社は、第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した主特約を含む第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

第17条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主契約の普通保険約款および主特約の特約条項の規定を準用します。

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	255	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	258
第2条（特約による条件）	255	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	258
第3条（普通保険約款の不適用）	256	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	258
第4条（特約の解約）	256	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	259
第5条（解約返戻金）	256	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	259
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	256	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	259
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	257	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	259
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	257	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	259
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	257	別表1 対象となる特定感染症	260
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	257		
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	258		
第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）	258		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険年度 保険金削減期間					
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契

約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態もしくは特定障害状態のうち、次の①から④までに定める状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がいかなる場合であっても、高度障害状態、障害状態または特定障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの

第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときまたは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行います。
 - (1) 払済保険への変更
 - (2) 延長保険への変更
 - (3) 保険契約の更新
2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。
 - (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
 - (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合
保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に取り扱います。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。
2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。
 - (1) 保険料の自動振替貸付
 - (2) 契約者貸付
3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。
 - ① 保険料払込中の場合
保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - ② 前①以外の場合
経過年月数により計算します。
- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
 - ② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合
主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険

金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の低解約返戻金割合が0％の場合
この特約の解約返戻金はありません。
 - (2) 主契約の低解約返戻金割合が0％以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型通減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特約が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- (3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

第19条（主たる特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合
この特約の解約返戻金はありません。
 - (2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特約が付加された三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、先進医療特約α、室料差額給付特約α、脳卒中治療支援特約αまたはガン診断給付特約αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の ・ 腸チフス ・ パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・ 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・ クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・ マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・ エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	261	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	262
第2条（保険料の払込）	261	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	263
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	261	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	263
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	261	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）	263
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	261		
第6条（特約の消滅）	262		
第7条（主約款の準用）	262		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割引きます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知の

うえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があったものとします。
3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

- (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	265	第6条（主約款の準用）	266
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	265	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	266
第3条（保険料の払込）	265	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	266
第4条（諸変更）	265	第9条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）	266
第5条（特約の消滅）	265		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

- 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
- 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割引します。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	267	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	268
第2条（保険料率）	267	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	268
第3条（保険料の払込）	267	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	268
第4条（保険料の一括払）	268	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	269
第5条（保険証券）	268		
第6条（特約の消滅）	268		
第7条（主約款の準用）	268		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を經由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	271	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	272
第2条（保険料率）	271	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	272
第3条（保険料の払込）	271	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	272
第4条（保険料の一括払）	271	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	272
第5条（保険証券）	272		
第6条（特約の消滅）	272		
第7条（主約款の準用）	272		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を經由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

介護年金支払移行特約条項

1. 総則	275	5. 契約者配当	277
第1条（用語の定義）	275	第12条（契約者配当）	277
第2条（特約の締結）	275	6. 請求手続	277
2. 年金の支払	276	第13条（請求手続）	277
第3条（年金の種類）	276	7. 年金等の支払の時期および場所等	278
第4条（年金の型）	276	第14条（年金等の支払の時期および場所等）	278
第5条（基本年金額の計算）	276	8. 主約款の準用	278
第6条（年金支払日および年金受取人）	276	第15条（主約款の準用）	278
第7条（年金の分割支払）	276	9. 特別取扱	278
第8条（年金の一括支払）	277	第16条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	278
3. 不法取得目的による無効・詐欺による取消	277	第17条（主契約が一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）の場合の取扱）	278
第9条（不法取得目的による無効）	277	別表1 請求書類	279
第10条（詐欺による取消）	277	別表2 要介護状態	279
4. 年金受取人の変更	277	備考	279
第11条（年金受取人の変更）	277		

介護年金支払移行特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

この特約において「基本年金額」とは、年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。

第2条（特約の締結）

- この特約は、被保険者が次の各号の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されている場合で、保険契約者から、既に締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、この特約を締結して主契約に付加することができます。
 - 傷害または疾病により、要介護状態（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと
 - 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること
- 前項の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより要介護状態になった場合には、この特約は締結できません。
 - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - 年金受取人の故意または重大な過失
 - 被保険者の犯罪行為
 - 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）
- 主契約の一部を年金支払に移行するときは、次に定めるところによります。
 - 保険契約者は、年金支払に移行しない部分の保険金額または基本保険金額を指定することを要します。
 - 年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- この特約の付加日は、主契約の保険料払込期間経過後または払済保険もしくは延長保険への変更に到来する契約日の年単位の応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- この特約が付加された後は、次の取扱を行いません。ただし、年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - 保険金の支払
 - 保険金額または基本保険金額の減額
 - 保険金額の増額
 - 保険期間の変更
 - 養老保険への変更
 - 保険契約の解約
 - 契約者貸付
 - 他の保険種類への加入
- 保険契約者は、この特約の付加日の2か月前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。

その際、会社所定の診断書を提出してください。

7. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
8. この特約が締結されたときは、保険証券にこの特約の名称を記載し、年金証書を年金受取人に交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、保証期間付終身年金とし、次のとおり取り扱います。

- (1) 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り、年金を支払います。
- (2) 保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定した期間とします。

第4条（年金の型）

年金の型は、次のいずれかとします。

- (1) 逓増型
 - ① 保証期間中
第1回年金額は基本年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、基本年金額の5%ずつ毎年増加します。
 - ② 保証期間経過後
保証期間最終年度に支払うべき年金額と同額とします。
- (2) 定額型
年金額は基本年金額と同額とします。

第5条（基本年金額の計算）

基本年金額は、保険契約者の指定にもとづき主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の付加日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者貸付（保険料の自動振替貸付を含めます。）が行われているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金。この特約の付加時に消滅する特約の責任準備金を含めます。
- (2) 主契約に付加されている養老保険特約の満期保険金。すえ置かれた満期保険金を含めます。
- (3) 主契約に付加されている生存給付金付定期保険特約の生存給付金。すえ置かれた生存給付金を含めます。
- (4) 前納保険料の精算金
- (5) 主契約に付加されている特約の契約内容変更に伴う責任準備金の精算金
- (6) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

第6条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
この特約の付加日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
 - ① 主契約における保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうち、保険契約者が指定した者とし、ます。ただし、主契約の一部を年金支払に移行するときは、主契約における保険契約者とし、ます。
 - ② 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の付加日以後は、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第7条（年金の分割支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。

- (1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回

- ④ 年12回
- (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
- 2. 被保険者が死亡したことにより年金支払に移行した部分が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡した場合で、被保険者が年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第8条（年金の一括支払）

1. 保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
2. 前項の一括支払が行われたときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 年金証書に表示します。
 - (2) 既に被保険者が死亡しているときは、年金の一括支払が行われた時にこの保険契約は消滅します。
 - (3) 保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者が生存するときは引き続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
 - (4) 前項の一括支払が行われた後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時にこの保険契約は消滅します。

3. 不法取得目的による無効・詐欺による取消

第9条（不法取得目的による無効）

保険契約者が介護年金を不法に取得する目的または他人に介護年金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結した場合には、介護年金支払移行部分は無効とし、会社は、基本年金額の計算に用いた金額は払いもどしません。

第10条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約を締結した場合には、会社は、介護年金支払移行部分を取り消すことができるものとし、取り消したときには、基本年金額の計算に用いた金額は払いもどしません。

4. 年金受取人の変更

第11条（年金受取人の変更）

1. この特約の付加日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
2. 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。
3. 第1項ただし書きにより年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示を受けてください。

5. 契約者配当

第12条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

6. 請求手続

第13条（請求手続）

1. この特約にもとづく支払については、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
2. 年金受取人が被保険者の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、年金受取人が年金を請求できないときは、次の者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合には、請求時において、次のいずれかに該当する者
 - ① 被保険者と同居している3親等内の親族
 - ② 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者

7. 年金等の支払の時期および場所等

第14条（年金等の支払の時期および場所等）

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

8. 主約款の準用

第15条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、年金支払に移行した部分（反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金支払に移行した部分のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。）を解除するときは、会社は、年金支払に移行した部分のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金（年金の一括支払をする場合の金額と同額）をその年金受取人に支払います。

9. 特別取扱

第16条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約を積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加した場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第5条（基本年金額の計算）第1号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (2) この特約により年金支払に移行した部分については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

第17条（主契約が一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）の場合の取扱）

この特約を一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）に付加した場合には、第5条（基本年金額の計算）第1号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金（積立金が解約返戻金を下回る場合には解約返戻金）」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第6条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書	第7条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本	第8条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - ② 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ③ 入浴が自分ではできない。
 - ④ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病

も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動揺しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

① 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

② 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③ 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

年金支払移行特約条項

1. 総則	281	5. 請求手続	283
第1条（用語の定義）	281	第12条（請求手続）	283
第2条（特約の締結）	281	6. 年金等の支払の時期および場所等	283
2. 年金の支払	281	第13条（年金等の支払の時期および場所等）	283
第3条（年金の種類）	281	7. 主約款の準用	283
第4条（年金の型）	282	第14条（主約款の準用）	283
第5条（基本年金額の計算）	282	8. 特別取扱	283
第6条（年金支払日および年金受取人）	282	第15条（介護保障移行特約と同時に付加する場合の取扱）	283
第7条（年金の分割支払）	282	第16条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	283
第8条（保証期間付終身年金の年金の一括支払）	282	第17条（主契約が一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）の場合の取扱）	284
第9条（確定年金の年金の一括支払）	283	別表1 請求書類	285
3. 年金受取人の変更	283		
第10条（年金受取人の変更）	283		
4. 契約者配当	283		
第11条（契約者配当）	283		

年金支払移行特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

この特約において「基本年金額」とは、年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。

第2条（特約の締結）

- この特約は、保険契約者から、既に締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、この特約を締結して主契約に付加することができます。
- 主契約の一部を年金支払に移行するときは、次に定めるところによります。
 - 保険契約者は、年金支払に移行しない部分の保険金額または基本保険金額を指定することを要します。
 - 年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- この特約の付加日は、主契約の保険料払込期間経過後または払済保険もしくは延長保険への変更に到来する契約日の年単位の応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- この特約が付加された後は、次の取扱を行いません。ただし、年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - 保険金の支払
 - 保険金額または基本保険金額の減額
 - 保険金額の増額
 - 保険期間の変更
 - 養老保険への変更
 - 保険契約の解約
 - 契約者貸付
 - 他の保険種類への加入
- 保険契約者は、この特約の付加日の2か月前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。
- この特約が締結されたときは、保険証券にこの特約の名称を記載し、年金証書を年金受取人に交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、次のいずれかとします。

- 保証期間付終身年金
 - 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り、年金を支払います。
 - 保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定した期間とします。
- 確定年金

- ① 年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。
- ② 年金支払期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定した期間とします。

第4条（年金の型）

年金の型は、次のいずれかとします。ただし、確定年金のときは、定額型に限ります。

(1) 逓増型

① 保証期間中

第1回年金額は基本年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、基本年金額の5%ずつ毎年増加します。

② 保証期間経過後

保証期間最終年度に支払うべき年金額と同額とします。

(2) 定額型

年金額は基本年金額と同額とします。

第5条（基本年金額の計算）

基本年金額は、保険契約者の指定にもとづき主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の付加日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において契約者貸付（保険料の自動振替貸付を含めます。）が行われているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金。この特約の付加時に消滅する特約の責任準備金を含めます。
- (2) 主契約に付加されている養老保険特約の満期保険金。すえ置かれた満期保険金を含めます。
- (3) 主契約に付加されている生存給付金付定期保険特約の生存給付金。すえ置かれた生存給付金を含めます。
- (4) 前納保険料の精算金
- (5) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴う責任準備金の精算金
- (6) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

第6条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

(1) 第1回年金支払日

この特約の付加日

(2) 第2回以後の年金支払日

第1回年金支払日の年単位の応当日

(3) 年金受取人

- ① 主契約における保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうち、保険契約者が指定した者となります。ただし、主契約の一部を年金支払に移行するときは、主契約における保険契約者となります。
- ② 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の付加日以後は、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第7条（年金の分割支払）

- 1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
 - (1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。
 - ① 年2回
 - ② 年4回
 - ③ 年6回
 - ④ 年12回
 - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
- 2. 被保険者が死亡したことにより年金支払に移行した部分が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡した場合で、被保険者が年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

第8条（保証期間付終身年金の年金の一括支払）

- 1. 年金の種類が保証期間付終身年金の場合、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一括して支払います。

2. 前項の一括支払が行われた場合には、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 年金証書に表示します。
- (2) 既に主契約の被保険者が死亡しているときは、年金の一括支払が行われた時にこの保険契約は消滅します。
- (3) 保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者が生存するときは引き続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
- (4) 前項の一括支払が行われた後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時にこの保険契約は消滅します。

第9条（確定年金の年金の一括支払）

1. 年金の種類が確定年金の場合、年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、年金支払期間中の将来の年金の支払に代えて、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一括して支払います。
2. 前項の一括支払が行われた場合には、その一括支払が行われた時に年金支払に移行した部分は消滅します。

3. 年金受取人の変更

第10条（年金受取人の変更）

1. この特約の付加日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
2. 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。
3. 第1項ただし書きにより年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示を受けてください。

4. 契約者配当

第11条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

5. 請求手続

第12条（請求手続）

この特約にもとづく支払については、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

6. 年金等の支払の時期および場所等

第13条（年金等の支払の時期および場所等）

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

7. 主約款の準用

第14条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、年金支払に移行した部分（反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金支払に移行した部分のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。）を解除するときは、会社は、年金支払に移行した部分のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金（年金の一括支払をする場合の金額と同額）をその年金受取人に支払います。

8. 特別取扱

第15条（介護保障移行特約と同時に付加する場合の取扱）

この特約と介護保障移行特約を同時に付加する場合には、第2条（特約の締結）第1項および第2項の適用に際しては、「年金支払」を「年金支払および介護保障」と読み替えます。

第16条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約を積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加した場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第5条（基本年金額の計算）第1号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
- (2) この特約により年金支払に移行した部分については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は

適用しません。

第17条（主契約が一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）の場合の取扱）

この特約を一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）に付加した場合には、第5条（基本年金額の計算）第1号の適用に際しては、「主契約の責任準備金」を「主契約の積立金（積立金が解約返戻金を下回る場合には解約返戻金）」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第6条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書	第7条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本	第8条、第9条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

お問い合わせやご相談にご利用ください

〒104-8258 東京都中央区新川 2 - 27 - 2
ホームページ <http://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL:0120-324-386 (無料)

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● ご契約のお申込みについて	13
● クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	14
● 生命保険募集人について	15
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
● 新たな保険契約へのお申込みについて	18
● 保険金等をお支払いできない場合について	56
● 健康状態・ご職業等の告知義務について	68
● お申込内容等を確認させていただく場合があります	70
● 保障の開始(責任開始期)について	71
● 保険料の払込方法について	72
● 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	75
● ご契約の復活について	77
● 解約と解約返戻金について	89

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、告知および保険料の受領等代理店もしくは社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さま
サービスセンター

0120-324-386 (無料)

受付時間/月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページ <http://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】